

CHINA

[783]

殊に現在のような全國家的な見地からの行政を遂行して行かなければならない場合においては疑いないのでありますが、現在の実際を見ますと、それが各省との二重行政になっている面、そうして實質的にはそれが行政を一層複雑にし、人民の側から申しますと、二重、三重の手続をとらなければならぬという複雑した、或いは又非常に面倒な關係を生ぜしめている面が少くないと思います。そういう意味からいたしまして、中央の企画機關というのは、純粹にそれを企画機關にしてしまふ、現在の經濟安定本部のごときのも、純粹の企画的な機關にして、行政の実施の面は各省にそれ／＼分属せしめるといふ行き方を探つて行くべきではないか、こう考えるのです。又從來の例から申しますと、各省廳の外局というのが非常に多数に上つておりまして、今度の機構改革に當りましては、その外局に當るものを漸次整理して、内局の中に織込むという方針をとつておられるようであります。その点につきましては、まだ必ずしも徹底して行われてはいない、ここにも尙檢討すべきものがあるのではないかと感じます。

それから行政委員会の問題であります。これは英米の例に従ひまして、日本でもこれを相当廣泛に認め、現在多数の行政委員会の制度が設けられております。これはアメリカにおけるいろいろの事情から實際の要求に基いて生れて來たものであります。日本の場合につきましては、實際の要求というよりは、むしろアメリカに倣つてこれを設ける、ただそれだけの意味で設けられているものが相当にあるのでは

ないかと考えます。この委員会制度も、その仕事の内容によつては、或いは必要であり、又有意義だと思ひますが、実際の運営においては、いろいろ困難があるようでありますし、又それには事務の性質から申しまして、むしろ適当でないと思われますものも少なくないように思います。殊に機動的な運営を必要とし、或いは責任の所在を明確にしなければならぬ種類の事務については、行政委員会という制度は適当しているとは言えない、むしろ單獨の官廳の責任において機動的に運営を図つて行くという建前の方が妥當ではないかと考えるのです。そういう見地からいたしますと、現在委員会制度を以て構成することにいたしましたので、それが又相當大きな事務局を持つて、仕事の内容に比例して、遙かに大きな機構と人員を擁しているという面があるように思います。そういうものはここでやはり根本的に再検討するべきときに來ているのではないか、こう考えるのです。

その外公國の制度は、現在一應整理の段階に入りまして、廃止或いは解散の手續のとられておるものもあるようであります。公國の制度の趣意から申しまして、その傾向は正しい道を進んでおるものと考えます。その外從來の機構を見ますと、各省廳に審議會、調查會というようなのが非常に沢山あります。これは中央の各省廳についてのみならず、地方の行政機關についても更にそれに附置した審議會、調查會的なものが相當数に上つています。最近の大蔵省設置法などを見まして、最も、その中央における審議會、地方

における審議会的なものが如何に多数にあるかということが分ります。かういつた審議会、調査会というよりなものも、場合によつては相当の役割を果し、必要であることは疑いを容れないのでありますが、この審議会なり、調査会というものが、実は官廳の機構をそれだけ歴大化せしめる、それに必要な人員を要する、そうして余りに効果が見えない、いろ／＼と聞きましても、結局大した効果は挙げないといふ場合の例が多いのであります。一種の民主的な組織としてのゼスチアとして以上に、余り意味を持たないといふのが相当にあるように思います。そういうものについては、思い切つて整理をするということも考えなければならぬのではないかと考えます。

次に、第二の問題として、地方公共團體との機構の問題であります。この点につきましては、根本において、國と地方公共團體との権限の分配の問題を解決しなければならぬと思ひます。これはすでに御承知の通り、憲法の趣意から申しまして、地方的な行政はこれを地方團體の自治に委せるという考え方を採つてゐるわけで、地方自治法の最近の改正はその趣意に則りまして、特にそこに指摘された事務を除いては、むしろ地方公共團體の事務といふことで遂行する建前を現わしております。ところが、實際におきましては、法律の定めによつて、従来通り地方的な行政事務の比較的重要なものも多くが依然として國の事務として留保され、國の出先機關の手によつてこれを遂行するという建前になつております。その事務の一々について検討を要するわけでありますが、それも時間

ありませぬし私も十分研究ができておりませんで、省略いたしまして、ただ大体について見ますと、國の出先機關の現在行なつております事務の中に、今後とも少くとも現在の統制經濟が經く限り、出先機關を設けてその手によつてやつて行く必要のあるもの、即ち國家全体の見地から総合的に運営して行く、そのために、中央の指揮命令下に行なつて行く必要のある種類の事務も多々あります。併し中にはむしろ現在地方公共團體の手によつてやつてゐる事務、或いは地方公共團體の長に委任して行わしめておる事務と密接不可離の關係にあつて、むしろそれを一体化することによつて初めて効果の挙るという種類の事務まで、非常に多くが出先機關の手によつて行われるという建前になっています。例えば食糧の供出という關係を取つて見ましても、供出として取るのは、非常にこれはむずかしい事務だと思ひますが、これを都道府縣の知事の権限に屬さしめる責任にする、而も供出に伴ういろいろの資材の面については、農林省の出先機關がこれを行なつて行く。これでは供出について本當に責任を持つて、それを実現するということがむずかしいといふことになりはしないかと考えるのであります。又勿論この地方的な機關に委せて、果して効果が挙るかどううかといふことの、可なり疑問と思はれるものもありません。地方の利害に囚われて全体的な見地が、とかく輕視されるという危険のあるものもあります。併し現在並びに將來の地方自治の建前からいしますれば、地方に自覺を促すと共に、從來國の機關の手によつてやつておつた或る部分

は、これを当然地方に委せる、そういう行き方を採らなければならないのではないかと思います。これは例の作物報告事務所というよりなものとつきまして、二重三重い／＼の方法で報告される、その喰違いがあるからであらうと思いますが、それが、いよ／＼増大化される傾向にあります。地方的な國の機關が、むしろ増加されるという傾向にあるようでありますが、こういう点も今後大いに考えられなければならない点であると思います。私は現在の特殊な事情から、どうしても國が全体的な見地に立つて、國の出先機關を設けることを必要とする特殊な領域、或いは國の財政關係の機關である、或いは全体的な見地から統制をしなければならぬ、その事務を掌る機關である、そういうようなものを除いて原則的に地方公共團體なり、地方公共團體の長に委任して、これを行わしめるという建前を取るのが妥当であらうと考えます。ただそれを効果あらしめするためには、どうしても地方財源の充実ということを考える必要があります。現在はこの地方財源が非常に貧弱なために、地方では能率が挙げない、そういう問題も出て来ておると思いますが、今後この事務の委譲乃至委任の徹底して行われますにつれまして、従来の國と地方の財源の分配に關しましての考え方を改めて、むしろ反対の極端に走る嫌いもありますけれども、むしろ地方で取るべきものを取つて、そうして後必要なものを國で取るという考え方に徹底するくらいの氣持でこの制度を考え直して見るということが必要ではないかと考えるのであります。それと同時に今までは國が補助

けられてゐるものが相当にあるのでは

も、その中央における審議会、地方

するわけでありますが、それも時間も

の手によつてやつておつた或る部分

ます。それと同時に今までは國が補助

金を出して、その補助金によつて、地方の行政の潤いというよりは、むしろ本体的な費用の負担をして行くという考え方を取つておりますが、この補助金の制度が、結局地方の中央への依頼心、或いは依存を強めしめ、而もその補助金を得たために両方で非常に無駄をしてゐる面が多いように思ひます。これは財源を地方に還元すると申しますか、財源の再分配を考へますとによつて、この補助金の制度は全体のアンバランスを調整するための役割を演ぜしめられるように止まることになるだらうと思ひます。この補助金が美點的には補助の本来の目的に使われる場合、それから補助金を得たためのいろいろの方策として、或いはそれに関連する余り芳しくない目的のために使われてゐる面、どういふ割合になつてゐるか、この補助金の制度について、ここで再検討して見る必要があるように思ひます。一般的に從來の地方出先機関について申しますと、府縣單位、又はそれ以下の区域を管轄区域とする地方行政機関というのが原則としてこれは必要でない。これは都道府縣なり、或いは市町村に、或いは都道府縣知事なり市町村長に委せるという行き方が採られると思ひます。そして本當に必要なものは種類によつて違ひますが、ブロック別の地方出先機関、これについても勿論再検討を加える必要があると思いますが、若し存置する必要があるとしたとしても、その辺に多くのものがあるのではないかと、こう考へるのであります。こういうような機構の、中央地方に通ずる機構の改革も、この際全面的に検討をして見る必要があるのですが、同時にこ

の機構を簡素化し、又人員の縮減を考へるというに當りましては、從來の行政事務の取扱方、行政事務の処理の仕方を反省して見る必要があるように思ひます。從來の日本の行政の仕方は、いわば人による行政の仕方であつたと思ひます。たゞ／＼その局長なり課長なりが出張してゐますと、いつまで経つても埒があかない。それは一つの組織でありながら、その組織が組織として動かない。一人一人が行政をやるといふやうな形になつてゐます。これをいわば組織による行政の体制に切換える。その人がたゞ／＼出張しておる、或いは病氣をしておるといふやうなことがありまして、そのために行政事務が停滯することのないように考へて行く必要がある。そのためにはいゝゆるファイリング・システムといふやうなものを整理したし、そして、それが本當に事務的に処理されるという行き方を考へて行く必要がある。又從來の日本の行政の処理の仕方は、窓口から漸次上役の方に廻つて最後に大臣の決裁に至る。甚だしい場合には二十数人の手を経て、判を押したものが決裁として、又逆のコースを廻つて窓口に戻つて来るというやうな行き方をしておりますが、その行政事務の処理の仕方をここで根本的に考へ直して見る必要があるのではないかと、さういふ見地からいたしますと、各省の中にも窓口を下の方に置かないで、むしろ直接に決裁者なりその補助者のところに持つて行つて、そこで即決的に決裁をするという面が相當に可能であらうと思ふのであります。それは殊に数省に關連する事務について一層その煩が痛感されるわけでありますが、さういふ場合にも、数省の共管の決裁

者といふものを置き、さうしてそれを即決的に決めるというやうな組織を取ることが、行政事務の運営の上に非常に合理化をもたらしますのみならず、一般國民の側からいたしましても非常に便利になるわけでありまして、これが可能なやうな行政機構に切換えて行くといふことをこの際考へて行く必要があらうと思ひます。又從來の各種の法令を見て行きますと、非常につまらないことまで許可認可を要する事項として規定されてゐます。さういつた事項は戦時中にもいゝ／＼改廢が問題になりまして、今日におきまして、改めて検討を加えて見る必要がある。要許可認可事項とされておりましたものを、この際相當に整理をする。又事項によつては届出主義に改める。或いは戦時中実施された許可認可の期間的な制限を設けるというやうな方法もこの際考へて行く必要があると思ひます。又現在國民は對する關係でいろいろ報告を徴するとか、事務に對するさういふものも實際には必ずしもそれが利用されてゐるわけではない。大体挨にまみれて積んであるという状態にございまして、さういふ面につきましても、もつと必要に應じて簡素な処理の仕方が可能であらうと思ひます。これは行政機関と行政機関との相互の關係においても同様でありまして、この行政官廳から他の行政官廳に對していろいろ報告を求め、その報告を作るために、官廳に相當の人員を置かなければならぬといふやうな面が少くないやうであります。会計検査等におきまして、検査のための書類を作る必要に要求されまし

て、その結果として、ここに機構の膨脹も、又人員の増大も、結果として現われて来るという面が少くないのです。さういふ点につきましても、全体の事務処理の合理化を図りますことによつて相當に事務そのものを簡素化し、或いは資料の利用を少くし、又機構なり人員の整理を相當に実現することができるとは思ひます。さういふ点が問題になると思ひます。殊にさういふ機構の整理並びに人員の整理によつて生ずる失業対策の問題も、極めて重要な問題として考慮しなければならぬのであります。それは私の専門外でもありますが、省略いたしました。非常に不完全ではありますが、一應私の考へておりますところを申し上げ、尙後程御質問でもありますれば、私の感じますことを敷衍して申上げることにはしたいと思ひます。

○委員長(河野清八君) 有難うございまして。○委員長(河野清八君) 次は永野重雄君に御発言を願ひます。○証人(永野重雄君) 私は産業界に席を置いておりますので、行政機構そのものに對しては、これという主義は持合しておりません。ただ仕事を通じまして、主として經濟關係の各省の在り方等につきまして若干の氣持を持つておる点を申上げて御参考にしようと思ひます。今日の政府機構の根本は、何と申しても統制經濟下にあるといふことが大きな動脈になつてゐると思ひます。従いまして、その線に沿つた經濟關係各處が運用され、又組織整備されるべきであると思ひます。ただ先程もお話に出ておりましたが、統制經濟は當然在るべき姿といふのではなくて、必要止むを得ざるに出でた手段だと私は考へます。従いまして、この戦時中から始まつた統制經濟であります。戦時目的のために採られた手段であり、戦後はこの荒廢された國土の中で、すべてのものが足りない、足りないものを活用するために、その線に向かつて流さんならん、又作らんならんというのが統制經濟を必要とするゆゑんだと思ひます。従いまして飽くまで統制經濟はその必要ある段階に限られるべきだと思ひます。従いましてその扱い方、運用の仕方が即ちさういふ方面に關係を持つ官廳機構の在るべき姿だと私は考へます。この事柄が、制度と組織と或いは運用とに混淆するかも知れませんが、統制經濟の、然らばどういふ方面でどういふ扱いをするべきかといふことが各方面で論議をされておりますが、私は先程申しましたやうな私の感じます統制經濟の在り方から、一つの規格とでも申しますか、何か形に現われたものに表現ができないかと考へて見まして、それには統制經濟は、これを今申上げたやうな意味で、消化能力のある人が運用すべきだと思ひます。従いましてこの消化能力のある人がどの階層の人かといふ点から考へまして、余りに何でも仕事を分担して、すべて受持つた仕事は統制をやるのだといふこととでなしに、一つの問題を捉えて國家的見地から、総合的見地から統制の必要を消化すべきであると思ひます。余り細かい末端まで行つてはいけません。従いましてこれを形の上で表現して見ますと、官廳の局長とか、或いはせめて課長といふ辺で、或いは他省なり或

いは民間方面から照会があつた、意見を求められたような場合に、直ぐにそこで局長なり課長が應答できる程度というのが一つの形に現れた限界じゃないかと思ひます。自分自身で分らないので、極く末端の三級官、或いは実務におられる末端の技師の人にすべてを委せてしまつて、話が、照会があつた場合に、この方達を呼んでただその意見を取次ぐという程度になりますと、そういう方面が……、尤も人によつては有能な方があつて思ひますが、性格、経験等から、資料の集められる立場等から、必ずしも統制経済の本旨を消化し得ない立場の人へすべてを委すといふことの不合理性を考える次第であります。従つてさういふ概念から、この統制経済を運用する、又それに即應する人員配置、機構という点がおのずから割出されるものじやないかと思ひます。余り細かな末端の仕事をやることがいいか悪いかという点につきましては、いろいろな角度で論議がございしますが、私はプラスの面も勿論あると思ひますが、それに伴う大きなマイナスの点があるといふことを考へます。従つてその幅に副つた人員の配置といふことを考へられれば、その面から人員の……、委員会の御検討の中にも定員のことが出ておられますが、そういう角度から御研究があつていいのじやないかという氣持がいたします。ただこの統制経済に関連をいたしまして、地方自治体との機構の関連でございしますが、一面地方の自治体に委譲して、地方民の間で即決して事を処理して行くといふことが必要であらうと思ひますので、できるだけ地方に委譲することが必要だと思ひます。ただ

先程も申しましたように、統制経済の本質が國の全体から見て在るべき姿に持つて行くといふことが必要だと思ひますので、これ以上の、限界もその必要の範囲を逸脱してしまへば、ともすればその自治体或いはその長が、地方的關係を特に深く持ち又地方民の間で選任されるという立場から考へて、國家全体の必要というよりも、その地方に對する關連、關心の度合いが強くなつて事が処理されるということとは、何と申しても人間のすることとございします。その、そういう観点からも、おのずからこの制度に對する限界が出て来るのではないかと思ひます。資料の配給、生産割當等につきましても、ただ一府縣だけで果してそれが全体の必要に合致するかどうかといふようなこと等から考へましても、或る程度の事務を中央官廳と密着して行くことが必要であるのじやないかといふことを、産業界で實務をやつております者の立場として痛感いたす次第であります。従つて、私共は關係の深い省といえ、勿論各省に跨がるわけでありすが、特に商工省であります。地方の今度出張所がなくなるというところに關連しまして、何えは案には部が置かれるといふことがございします。やうです、こゝういふ制度の活用がまだ必要な面が残されておるのではないかといふことを痛感いたします。

それから先程、安定本部の問題に、お触れがございましたが、私は短時日ではございしますが、過去において安定本部に席を置いたことがございします。そのときの経験を申上げて、これが何かの御参考になるかと思ひますが、安定本部が企画官廳でありながら、各界の産業人、或いは民間の方々が直接に大勢押し掛けて、いろいろな折衝がある。又來られることも事実であります。これは企画官廳の本質から言へば、実に奇怪なことであると思ひます。ただその因つて來る原因を探つて見ますと、安定本部は、一つの例を取りますと、生産計画を立てる場合に、産業別大枠を決めて、その枠内の各事業体の割當等につきましても、各省が當ることになつております。ところが民間の産業人やそゝういふ關係者がその關係の省に向つて折衝するときに、実は枠がこれだけだつて折衝するときに、実は枠がだかから君の方の仕事は、お話をよく承すけれども、物が無いのだ、枠がないのだ、枠がもう少し君の欲しいだけ物がある、それでは各省へ行つても話がつかんから、枠を上げて呉れと言ふことになるわけでありすが、従つて枠即ち一社の要請といふことに結び付くことになりまして、どうしてその仕事の關係者が枠を上げて貰つて、即自分の方に關係のある省から貰うために、安定本部に向いていろいろの折衝をする。これが形の上から見ると企画官廳でありながら、誠に奇怪な形になつて現れるわけでありすが、従つて、その立場で事務を処理しようと思へば、これは大藏省も運輸省も通信、農林、商工の……、そらだと思ひますが、その枠については各省が絶対に責任を持つて、その範囲内においては、これは総合的な立場が決まつておる限り、枠の問題を今のうちに轉嫁をしないで各省で処理されるということが必要ではないかと思ひます。そらすれば、

安定本部へ行つてもどうもならんといふことで諦めてしまひますので、問題は各省との間で話がついて参りますので、現在のような又從來のような形が現れなくても済むのじやないかと、私はこう考へます。

それから今度のお聞き合せの中に、職員の問題もお聞き合せでございします。これにつきましても、私の端的な氣持を申し上げて見たいと思ひます。日本の産業が國際經濟に突入して行く限り、ただ内輪で以て、情愛で以て人を個々の企業で包容するといふことができなくなつて参ると思ひます。結局さういふ建前で行けば、現下の國際競争に進出できない。何人かの人に對する情愛は、即輸出できない、従つて物が買えないといふことで、大きな意味の不人情を取ておかつたことになりはしないだらうか。いわば一つの船が沈没した場合に、一緒に船に乗りつゝ遙かに定員を越して行けば全部死ぬのと同じような恰好が起るのじやないかと思ひます。従ひまして對外的な國際競争に堪へようと思へば、どうしてさういふラインから産業の在るべき姿が起ると思ひます。それが國の經濟でも同じことではないかと思ひます。従ひまして個々の企業体に向つて、さういふ國家的な要請があるならば、先ず政府としても率先垂範する意味におきまして、眞に在るべき姿になつて行くといふことが必要だと思ひます。これは一面には財政負担を軽減すると同時に、又他面業務の簡素化、先程もお話がございましたが、一つの事を決裁するのに判が二十幾つもあつて、而もその間を往復するといふお話もございました。私共も同感であります。

す。従ひまして行政の簡素化といふのもおのずからその面から枠ができて來はせんかと思ひます。これに加へまして、只今申上げたような、民間産業に對して國が率先垂範するといふ意味から、三重の意味においてこれは必要だと思ひます。ただ具体的にどの程度の規模で扱われるべきかといふことにつきましても、これは各官廳ごとの特異性に應じて、ただ機械的にどう処理すべきかといふことは、私には個々の省の内情が分りませんから、私には申し上げる知識を持合せておりません。併し方向としては止むを得ないものと思ひます。ただこれがためには何と申しても、この埒外に出る人の生活という建前から考へまして、これをただ放任するといふことは言へばよくして行ひ難いのでございします。さういふ立場に立つ人々の生活が十分に保障されるように、私は國が考へる必要があると思ひます。私はかねて、産業でもよく例に挙げるのでありますが、一つの産業に従事している職員は、本人の給與の外に、恐らくそれと同額若しくはそれ以上の経費が事業体としてはかかるわけでありすが、建物の経費、電話の経費、交通費、筆墨費等を加へますと相當の経費がかかるわけでありすが、従つて、なくて済むといふ場合には、本人の給與を相當これを改善する場合に見ても、企業体としては相當に残りがある。これと同じようなことが國家財政の点からも言えるのじやないかと考へますので、さういふ点の配慮と並行して、只今申上げたような線に沿つての國の処理が必要じやないかと考へます。

それから話が断片的になりますが、

要することが必要だと思ひます。ただ

定本部が企画官廳でありながら、各界

要ではないかと思ひます。そうすれば、

もございまして。私共も同感でありま

それから話が断片的になります、

各省の運賃につきまして、事業と、殊

に経済に關連のある省では、特にその
感を強うするのでありますが、制度は
形と共に運用が物を言うわけでありま
す。この運用は人がする。而も政府の
機構、事業というものは、民間の企業
或いは人民の善し方を規正するという
ことが一番眼目であるとするならば、
一番必要なのは制度の外に勘というこ
とが必要ではないかと思ひます。従い
まして、これが専門の官吏だけで一貫
しておれば、制度としては成立し、理
論としては統制がうまく行つても、今
申上げたような勘の観点から欠けるも
のがあはしないかと考えますので、
相當各方面を網羅した顧問というよう
な制度を、これは現在ある省もあるし
又ない省もあるように何つております
が、こういう制度を最大限に活用され
て、又それに相應する人を充たされ
て、而もその運用について、從來とも
すればあるような決まつた形だけを探
る顧問制度ではなくに、いわゆる重要
問題については意見を記入して運用す
ることが必要だと思ひます。まあ取止
めもないことを申上げましたが、制度
及び運用につきまして考えております
ことを御参考に申上げた次第でありま
す。

○委員(河井清八君) 有難うござい
ました。

○委員(河井清八君) この際証人の
お方々と委員諸君に申上げますが、只
今郵便法の改正につきまして記名投票
を行つておりますから、ちよつと
休憩をいたしまして、議場に我々が戻
りますが、暫く休憩をお願いいたし
ますので、暫く休憩いたします。

午前十一時三十一分休憩

午後一時四十分開会

○委員(河井清八君) 只今から引続
いて開会いたします。今度は東京商工
會議所常務理事の吉坂さんに御発言を
願ひます。

○証人(吉坂健蔵君) 行政機構の問題
につきましては財政の方面とか能率の
方面とか、或いは根本的には新憲法の
精神に則つておるかどうかというよう
な、いろ／＼な見地から検討ができる
ことだと思ひますが、私は多
分中小企業の代表というよりな意味で
お呼び出しを蒙つたことと思ひます
が、民間人といつたしまして突撃的の方
面から一言申上げたいと思ひます。

私共民間ではこの行政機構の簡素化
ということを熱望いたしておるわけ
であります。古人の申したことを引き
ずすのはおこがましいのでありますが、
名君は要を好む、簡単にして要を得る
ことを好む、暗愚な君主が詳細なこ
とを好むのであるというようなことを申
されておりますが、この詳細にしよう
と思へば却つて百事が向背するとい
うことは昔から申されておること、こ
れは行政機構につきましても、立法に
ついても非常に参考になることだと思
ひます。最近民間から見ま
して実は分りにくいことが非常に多い
のであります。法律を見ましても何かく
どくと長く書いてありますが、實際
要領を把握するということが却つてむ
づかしいと同じように、行政機構も随
分たくさんその後でできておるのであ
りますが、その権限、組織がどうい
うようになつておるのか、民間からい
うと見たところでは非常に分り難く困る

といふのが多いのであります。特に分
らないのは日本では敗戦の結果領土も
半分になつてしまふ。國民の負担力が
なくなつておるにも拘わらず官吏の数
が二倍に殖えておる。或いは行政機構
も二倍に殖えておる。これはどうい
うわけにこんな殖えて行くのか、官吏
機構が殖えればそれで以ていろ／＼と
國民は援助されておるわけでありま
すけれども、却つてそれが國民生活に
響くとか、或いは産業の復興に響いて
來るといふようなふりにまで、一つ今
は國民の重荷になつておるといふ方面
が非常に多いに思ひますのでありま
す。今までは法律にいたしてしまつても行
政組織にいたしてしまつても、できるだけ
英米、大陸その他の構成を比較いたし
まして、そして研究の上國情に適す
るというようなのものが採用せられて來
たと思ひますが、戦時中は特
別でありましたけれども、最近にはい
ゆる英米本位に急速にまあ切替えなけ
ればならぬというような状態にあると
思ひますのでありますけれども、これがた
めにこの戦争から平和への切替と同時に
にこういうことが行われましたため
に、非常な混乱が起つておるのではな
いか。それがために行政の能率に影響
し、更に又産業の能率、一般の國民生
活にも非常な影響を與えておるのでは
ないかと思ひます。

特に最近におきましては、企画及び
統制の機關が大きくなつておるわけ
であります。どうかといふと、この日
本の行政組織は頭でつかになつてお
るのではないかと思ひます。この整理
といふことは先ず頭を整理する
といふことがこれは根本ではないか

と思ひますのであります。大臣の数から申
しましても、すでに陸軍、海軍がなく
なり植民地もなくなつておりますか
ら、大臣の数も昔は十三人であつたと
思ひますが、それをもつと減らしてい
たいと思ひます。然るに今日は
十六人になつておるといふことで、先
ずこの頭を整理する即ち要を得るとい
ふことになれば、おのずから手足の方
面にも影響して來るのであります。い
わゆる「率いるに正しきを以てすれば、
焉んぞ正しからざらんや」といふ言葉
があります。先ず上の者が正しいこと
をやる、先ず整理する、やつて見せる、
そうすればおのずから末端まで整理が
届いて行く。先ず上から始めるとい
ふことが非常に大事なことでないかと
思ひます。

それから最近官廳の名前なんかで非
常に分りにくいものが多いのでありま
すが、まあ具體的事例は申さなくて
も皆さん御存じだと思ひますのであり
ます。特に委員会が沢山できておりま
す。その委員会も、或いはボードとい
うようなものもあるでございまして、
或いはコンミティーといふような
ものもあるでございまして、行政
になつておるものもあれば、諮問機關
であるようなものもあれば、或るもの
は行政事務をやれば、或るものは司法
事務までやつておるといふようなこと
で、非常に複雑になつておりますが、こ
ういふものも一つ再検討をして頂きたい
と思ひます。戦後公安委員とか、教育委
員とかいふようなものができておりま
すから、只今まだ経験も浅いことでは
ないか、その是非を批判することは
或いは早いかも知れませんが、

関に重きを置くと、企画機関の方はできるだけ整理をして、簡素化にいたしまして、そして強力なものにするというところがよいのではないかと思うのであります。

又同時に経済統制の機関にいたしましても、経済情勢の発展に應じまして、外し得るものはどん／＼と統制を外して、そして民間の創意工夫というものが図り得るようになり、又公正な競争が行われ得るようになりまして、能率化を図つた方がよいのではないかと思うのであります。配給統制の外、價格統制等の方面におきましても、できるだけこれを必要の最小限度に止めて、一方において行政整理を行なつて頂きたいと思つておられます。これは又公團関係にも影響するのであります。公團につきましても、必要なものは格別でありまして、原則としてしましては、これを整理するということが必要であると思つておられます。ただこの廃止に当りましては、例えば船舶公團を廃止すると、翌日から民間に移すということになりまして、民間で船舶の建造するといふような受入態勢ができておらなければ、直ちに外しても困るのでありますから、この推移の状態といふものをよく円滑に行くようにしなければならぬと思つておられます。例えば配炭公團を止めるといふようなことにはいたしまして、これを業者に実施したとしても、今日の金詰りの状態において、業者が果して金融関係において不便を受けることがないかどうか、そういうような点も一つ考へて行かなければならぬと思つておられます。或いはメリット制が行われますとか、その他実際、量だけではない、質本位のもの

が取り扱われるように考へて行かなければならぬのではないかと思つておられます。大臣の数を少なくするといふことを申しましたが、今度は電氣通信省と郵政省とができるようなことになつておるのであります。こゝういふ必要が果してあるかどうかといふことについて、疑問を持つのであります。で、やはり或いは通信、電話その他電氣事業等についても同じことではあります。できるだけ民間企業を認めるという方針を採つて頂いて、そして一方においては政府の経費を削減し、一方においては事業の振興を図るということをして、一つ考へて頂きたいと思つておられます。特に電話であります。予算の現状においては殆んどこの電話の増設といふようなことを期待することはむづかしいのではないかと思つておられます。その意味におきまして、できまれば、少くとも市中の短距離の電話のようなのは、民間会社にこれを委ねると、政府は現在の予算の範囲内において電話事業をそのまま継続いたしますとしても、その手の届かない部分は民営を認めることによつてこれを補うといふこととして、電話の改善、増設を図るということがよいのではないかと。若し民間の電話会社といふものが各地にできるといふようなことになりますれば、これによつて一つの失業対策としても極めて有効なものができるとは思つておられます。同様に、煙草等についても申し得ることと思つておられます。

それから先程も二重行政を避けなければならぬといふことが申されたのであります。随分重複した行政が行われておるようになつておられます。又共済或いは事務の競合といふような関係もあるのではないかと。こゝういふ関係も整理をして頂きたいと思つておられます。例へて申しますと人事院が一方にあつて、他方に大蔵省の給與局がございまして、又或いは地方財政委員会に對して官公の自治課といふようなものもございまして、行政管理局と行政監察廳、或いは経済調査廳と、こゝういふようなものはむしろ統合して機能を簡潔にすることができるとは思つておられます。こゝういふような大きな所だけではない、又各省、各廳、各局の内部においても、随分この事務の重複といふことはあるのではないかと思つておられます。小さいことから申しますと、あちらでもこちらでも新聞の切抜をいたしておられます。雑誌を取つたりい／＼調査を重複しておるような点もあるのではないかと。先程田中さんのお話であつたかと思つておられます。事務官が出張するとか病氣で休むとかすると仕事が終わらなくて困る。こゝういふような点につきましても、調査の書類にいたしましては、或いは新聞切抜のようなものにいたしまして、一つの場所を集めてその責任者が保管をいたしまして、誰がそこに参りましたも、カードによつてそれを探し出して利用するといふような組織にいたしますれば、随分無駄や冗費を避け、或いは事務の手数を減らすといふようなことが行われ得ると思つておられます。こゝういふような事務の改善といふことは、まだ外にも多

多あると思つておられます。それから地方と中央の事務の調節をするといふこと、地方の出先機関の整理統合をするといふこと、これは極めて大切なことであります。原則としてしまして、私共は出先機関を廃止いたしまして、地方に委譲するといふ事柄については賛成でありますけれども、ただこれを行つては、今日の統制の現情から見まして、或いは又地方体の受入態勢の状況から見まして、ただ出先官憲を整理すればそのまゝ地方に委譲されて、そしてそれが円滑に運行されるかどうかといふことについて疑問がある場合がございまして、こゝういふ場合は、地方に委譲いたしましても負担が必ずしも軽減せられない。或いは事務能率の増進にはならない。こゝういふようなつまり反對にならないような場合のことも、考へて行かなければならぬと思つておられます。又本質的に申しまして全国的に利害關係のあるもの、地方の方が地方に偏しないのであります。今日の選挙制度やその他の關係上、どうかすると地方に因り勝ちになる傾向がございまして、尙全國的にどうしても調整をしなければならぬといふような、例へて申しますと重要資料の割當の事務といふような問題につきましても、差当り地方に任せられない部分があるのではないかと。こゝういふものにつきましては、やはり或る程度地方に出先機関を残して置かなければならぬといふ必要がありはしないかと思つておられます。特に中小企業者にとりましては、東京の、中心地まで出掛けて来るといふことができないといふものについては、やはり地方に出先機関を残して置かなければならぬ。又今度は傾斜生産だけではない、通商といふ、貿易の面に非常

に重点が置かれるようでありまして、これは甚だ結構なことと思つておられます。特に貿易に關係のある横浜とか或いは神戸とかいふような土地の特殊性といふようなものも認めて頂かなければならぬのではないかと。こゝういふように考へます。

それから民間から申しますと、いつも問題になるのは、許可、認可或いは証明等に關する手續でございまして、これがなかなか沢山あり又繁雜を極めておるのであります。例へて申しますと、超過使用電力に關する報告を毎月出さなければならぬ、この申請を毎月出さなければならぬ、こゝういふような事務は毎月でなしに、一年に三回とか、四回とかいふようなことにして頂きたいといふこともあります。或いは独禁法の關係で認可申請をいたします場合に、とても民間では分らないような全國的な統計數字を出しておる。そしてそれに対して自分の所はどのくらいの割合を占めておるかといふようなことを書いて出さなければならぬが、こゝういふことはむしろ官廳の方がよく分つておることでありまして、民間企業者は分りにくいことではあります。これは独禁法の第十六條でございまして、こゝういふような手續は一つ簡素化して頂きたいといふ希望がございまして、特に建築許可の手續、これは最近大分簡單になつて参りましたけれども、尙なか／＼手續がかりなものであります。先程判子を取るのに二十ぐらゐる要る場合があるといふことをお話になりましたが、二十どころではないのであります。実は五十も要るのであります。建築の關係から申しますと東京では区役所に先ず

実際、量だけでなしに、質本位のもの

ありますが、随分重複した行政が行わ

をするということ、地方の出先機関の

でなしに、通商という、貿易の面に非常

から申しますと東京では区役所に先ず

出します、建設省の東京出張所に出
す、商工省の東京事務所に出す、それ
から東京商工局に、建設局に、厚生省
に参ります。それで又建設省から建設
省東京出張所というように解つて参り
ます。区役所に参りまして建設課の
文書係に出します、そうして係が見ま
す、課長が見る、助役が見る、それか
ら区長に出すというふうなことであり
まして、随分大変な手数を要し、僅か
ばかりのいわゆる豚小屋よりも少しま
しなぐらいの小さな工場の建設でも、
五十人の手数をかけまして何ヶ月もか
かるというふうな状態でありまして、
で、少くとも一月ぐらいで一つ許可が
下りるようには頂きたいというよう
な希望がございます。又許可、認可の
申請に對しましては、若し不許可にな
るのでありますんでしたら、一月くら
い経つて何らの回答がなければ許可し
たるものとみなすというふうなことに
して頂きたい、こういうのが民間の希
望であるのであります。

それから調査報告につきまして、こ
れも重複行政の一つであります、一
元化をして頂きたいと言ひのでありま
す。これはいろいろ、沢山ございます
が、一、二の例を申し上げますと、例
えば医薬品につきましては、報告
書を出しております。又労働に對する
報告も労働局関係、基準局関係、或い
は職業安定局関係というようにいろい
ろございます、できるだけ一つ官廳
間の様式を統一して頂いて、一本出せ
ばそれで以て通じるというふうなこと
を希望しております。その他
ガス、コークスの問題とかいろいろあ
るのであります、細かいことは省き
たいと思ひます。民間からいろいろ陳

情が出まして、それがために政府でも
御迷惑なされる場合が多からうと思
ひますのであります、民間から特に集
團的に出て陳情したりするような必要
がないように、何らかの組織を立てて
頂きたいというふうなことを思ひので
あります、若し民間の意見とか或い
は陳情等が印刷物にでもして頂きまし
て、一つの官報のような形で以て、一
週間に一回でも各役所の間を廻して頂
くというふうなことになるすれば、
或いはいわゆる團體陳情とかいろいろ
なことが少くなり、官民ともに裨益す
るようなことがあるのではないかと思
ひますのであります。まあ極く難解なこ
とであります、御参考に供したいと思
ひます。

○委員(河井清八君) 有難うござい
ました。
○委員(河井清八君) それでは次は
全通の高原さんに御発言をお願いします。
○証人(高原重一君) 全通の高原であ
ります。発言の機会を與えて頂きまし
たことを厚くお礼申し上げます。残念な
ことに全般的なことを申し上げることが
できかねますので、お話し上げること
が特に通信省に重点が置かれると思
ひますが、その点どうぞあしからず……
先ず大體機構を簡素化してアメリ
カの事務の能率を上げるという趣旨
の自體につきましては、我々もそうい
ふふうにしないでならんと思ひので
あります、ただこれがいろいろ、一、二
府、官の方から出た文書あたりを見ま
しても、どうも科学的な資料とか、そ
ういふものに基いた理論的な根拠がな
くして、むしろどちらかと申します
と、人員整理に對しましては、同の政
府にいたしまして、割当式なところが

見られるのであります、そういうこと
とではやはり機構は、成程局は一つ減
つたけれども能率は上らないし、却つ
て業務がうまく行かないというふうな
ことが起るのではないかと、いろいろ
考えられる。特に現業の官廳におきま
しては、現業の現在働いてゐる実態、
それから利用者の状態、そういうもの
を考へ合せて、実態から出た能率を上
げ得るようなものに変えなくては行け
ないと思ひますのであります。そういう
例を申し上げます、例えばお配り頂いた
この岩本大臣案というのの中の方にも
給與の職務制と職務整理というところ
に、職務制に局長の相当官等の等級
を設けるというふうになつております
が、これは機構の簡素化、能率を上げ
るという意味及び正しい意味の職務制
とは違ふのであります、これはむしろ
昔の高等官、判任官、そういうふう
な身分に相當したものが又ここで復
活しようとしておることなのでありま
して、これがありますと局はなくなつ
たけれども局長相當官というものがや
りおる。それが強化されて行くとい
ふ方向で、決してその中味と考へ
ておられることが實際に一致してい
ないというふうなことに現われてお
ると思ひます。それから機構を
そういうふうなことにいたしますと人員
の整理が直ちに繋がつておるといふ
うには私共考へておらないのであり
まして、現在の官廳事務の捌け方、そ
ういふものがただ人間が多くてそれが
おつておるといふふうなものは解
できないのであります、成程事務
能率が上がるように判を五十個も取
るといふことをしないようにすること
は非常によいと思ひますのであります。又

そういうふうなことは必要なのであります
が、それは人員を減らすこととは繋が
らないのであります、より廣汎な仕
事がまだ沢山溜つておると思ひのであ
ります。その溜つておる仕事を能率の
よい機構によつて多くの人が整理す
れば尚速いのであります。これはあとか
ら申上げますが通信省の中でもそう
いうことは多々あるのであります。そ
こでこの頂きましたパンフレットの中
に、事務の整理、四十八時間制の勵
行、そういうものに伴つて人員の減員
を図るというふうになつております
が、この四十八時間の問題を首飾りに
直結しますと、これはやはり非常に無
理が行きまして、大體医学界の雑誌な
どを見まして、例えば大都市におけ
るあの朝の省線の混雑は、あれに一時
間乗りまして、いわゆる職業野球の九
回戦を一回やつただけのエネルギーを
費やすという科学的な資料が出てお
るのであります、それをそのまま採
れた分だけ首を絞めますと、あとの人達
はとて堪へなくなる、現在でも結核
患者が相當多い状態でありまして、特
に通信事業のような神経系統を扱つて
おるところでは結核患者が最近やはり激
増しておる状態でありまして、従つてこ
の四十八時間と首飾り、そういうもの
と直結するようにはしてはやはりいけ
ないと思ひますのでございまして、むしろ四
十八時間が日本における現段階に適當
かどうか、それによつて首が絞られる
かどうかというのを、もつと根本的
に医学的に調査をされなければいけ
ないのじやないかと思ひますのであります。
それから行政整理が特に國家財政を
助けるだろうと、いうようなことがよ
く言われるのであります、これは予

算定員の面から見ましては極くわず
かでありまして、大體戦時中から余り希
望をしないのに無理に統制の方とかそ
ういふところに動員されてしまつて官吏に
なつた人が沢山あるのであります。こ
れらがいらなくなつたからといつて急
に首を絞られるとしても、絞られる者
としては行き所がない非常に困つて
しまふのであります。それらの失業對
策のことは政府は余り具體的なものが
ないようでありまして、これを具體的
に立てますと財政的にはそう負担が輕
くなるというふうなことはならない
と思ひますのであります。特に現在の労働
賃金が安いために労働意欲の低下した
というものと、この行政整理による何
といふものと、この行政整理による何
といふものと、一種の恐怖感というもの
からの能率の低下、それから失業した
場合の失業對策ができていないとい
うことからのこの労働者に與へた労働意
欲の衰退というものは、現状では非常
に大きなものになつてゐると思ひので
あります。而もこの人達が若し例へば、
商工とかそういうところで失業したと
しますと、行きようがありませんの
で、結局今まで自分のやつておつた特
に中小企業あたりの民間企業と官廳と
の橋渡しをする、いわゆるブローカー
みだうなものに變質したとして、結局
中間搾取が非常に多くなつてややこ
しいものができるといふふうな考へら
れてくるのであります。

以上大體全般的なことでありまして
が、これは非常にお聞きづらいと思
ひますけれども、少し各省特に通信省
の場合を採り上げて数字を少し申上げ
て見たいと思ひますのであります。通信省は
この度二省に分離されることになつて
おりますが、これに關しては先程も

問が出されたのでありますが、私共の従業員側といたしましては、これを二省に分けることについて、現在の日本ではこれは余り妥当でないというふうな考へておつたのでありますが、前の國會で決まつてしまつておりますので、今の段階としては二省に分離しておの／＼の省の機構を考へる場合に、どうか実際に機構を改革すると職場に携わつておる人達が一番影響を受けるのですから、その人達の言うことも聞いてくれというふうに申上げて運動してきたのでありますけれども、未だに一度も案を立てる時に我々に直接聞いて來られるということなしに、案文になつてこちらの方に出てくるというやうな形を取つておるのだと思つております。従つて我々はこゝへ呼び出しになつて御意見を聞いて下さるのは結構であります、やはりこゝへ出てくる前にも、我々の意見が十分聞かれて両方で案ができるというやうな形のものが出て参りますと、非常にこちら様でもやりいように考へておるものであります。二省に分離いたしましてそれ／＼を独立採算するように大体計画されておるのでありますが、現在の段階では電氣通信省においてすらこの独立採算では、現在の機構とかさういうものが非常に壊されておりますし、能率が上らなくなつております。これ以上に加算者を増やさないというやうな方針で、黒字にするというところはやはり私達側の方からいだけなく、管理者側からの意見でもありますが、黒字にすることは非常に困難なことでありまして、まして郵政省は世界各國におきまして、これを黒字に運営するということはもう至難でありまして、

やはり我が國においてはそういうことは殆んど不可能であります。電氣通信を民営に移す、郵政の方は移すというところを誰もおしやしません、電氣通信の方は黒字にすべく移すというふうに言われるのだと思つて、これは併し移して資本を投じてやつて行く方はないと思つて、日本の現在の電氣通信は、後から数字を申上げますが、とてもそういうことにはなかりません。それで若し投資するといふやうなことがあるとすれば、どうも最近腐蝕レートがどうとか決まつたやうでありますし、若しこゝへ投資するといふことがあれば、黒字にならないのに投資するのであるから我々としては甚だ以て解せないであります。そこで現在の施設の現状を少し申上げますと、電氣通信の方は御存じだと思つて、電氣通信と電氣電話の両方と、何といひますか建設したり補修したりする工務という系統と三つで成り立つておるのであります。電信の方は御存じの電報とかさういふものであります、これは大体昭和十一年度と比較して数字が出ておりますが、昭和二十年度で電報を打つた通数が十一年に比して一八八％増殖して、従つて昭和十一年度のときよりは二十三年度の方が電報を打つた数が多しということになります。それにも拘らず回線の数は十一年度の七七％にしかなくなつていない。従つてその間に約四〇％ばかりの無理があります。ですからその無理がたつて利用者の皆様に御迷惑を掛けおるやうな所があると思つております。そこでこれを一回線当りの負担率といふか、一つの回線がどのくらい

受持つておるといふやうなことを昭和十一年を一〇〇としますと、現在が約一五七重荷を背負つておることになる。それとして一回線が一日当りのくらの電報を打つた数を背負うかと言いますと、一回線が一日に二百十六受持つておつたのが、現在では四百になつております。そういうふうに非常に機械などに対して負担がかつておるものであります。而も現状の施設は大体電氣通信の機械器具といふものは十八年持つと言われております。現在が大体十一年目でありまして、従つて十一年目になりますと、これを相当程度補修して参りませんと、十八年経つたときにはもう拾収がつかなくなつて來るといふことになつております。これは官の方の最初の今年の補修、十八年持たすための補修として約百八十八億程の補修費を見積つておつたのであります。が、予算は本年度は四十二億に削られてしまつたのであります。従つてこの補修がききませんで、ますます回線の故障が殖えるというやうなことが明らかになつて來つたものであります。それを人員の面から見ますと、昭和十一年は電信関係の方々が三万二千人ばかりおりましたのが、現在では四万七千になつておつて、一四四％を占めております。十一年を一〇〇としますと、一四四％に増加しましたが、先程も申しましたように線路の過重、通数の増加、それから施設の壽命、そういうものから回線の故障の多さ、そういうものを全部総合いたしますと、一四四％の増員ではとても成立つて行かないくらい無理であります。現にこの従業員のオーバー・ロードといふものは相当ひどい状態でありまして、それを今

度の予算定員を見ますと三万九千でありまして、相当これで電信のオーバー・タリーの首を整理することになつております。而もこれには進駐軍回線と言つて首を切れない人達がおりますので、それを固定して考えますと、我々の使つておる回線の方は、相当無理が行くといふふうに考へられます。電話も細かく申しますことは略しますが大体これと同様になつておりました、人員も相当削減されるやうになつておるのであります。郵便の方はどうか申ししますと、復興は殆んどできておらないのであります。五〇％復興できておらないところは非常に少いのであります。これがサービスの低下、そういうものを來しておるのであります。これ以上人間を削減いたしますと、我々の方としては、郵政の方で申上げますと、地方の特定局はまあ無集配局と集配局とありますが、集配局等は集配を止めなくてはならないというやうなことになるのであります。特に運送業務を止めるというやうなことになるやうな得なくなつてしまふやうな状態でありまして、電報の集配等を續けて行きますと、やはり集配の方の定員を維持しようといふと、局内の定員が必然的に削減される結果になりますので、今までの業務がむしろこちらの方から遅くなる。たとへば電報配達時間は、現在では受付けてから配達までが四時間十六分になつておりますが、これが二倍から三倍の時間を必要とすることになるであらう、といふやうに大体言われております。電話におきましては、今市内交換の時間、それから市外交換の待合せ時間等が、現在大阪、東京間は二時間三十四分か

かつておりますけれども、これも相当長時間、四時間以上待合せなければ出來ないといふやうになつて來るやうであります。爲替貯金は特殊な仕事であります、これも現在の爲替貯金は非常に戦争の乱騰が未だに祟つておりまして、非現業と現業の中間みたいな仕事であります、大体女子の方々がやつておる整理事務、金の面でありまして、整理事務が非常に煩雜しておるのであります、非常に多くの件数の事務が溜つておるのが現状であります。従つてこれをどうしても捌いて行くためには、やはり現在の人員では足りないのに、こゝういふ行政整理の案が出てきた。去年の秋には官の方で計算しまして、定員を増して頂くやうな要求が、出ておつたと思つてあります。大ざつぱのことを申上げてお分りにくくて恐れるのであります、以上電氣通信省の具体的な現状から、若し行政整理をやりますと、非常に今の状態が持ちこたえられなくなつて、より苦境に陥るだらうといふことを申上げたのであります、その他商工省それから農林省、そういうところに関しましては、私は余りよく分らないのであります、私共の方の組合から頼まれたことは、やはり地方出張所をなくしてしまふといふことは、現在の状態においては、これら中央で所管しておるものは、それら中央で所管しておるのではなくて、特に必要なものをやつておるものもある、これが地方に入りまして、地方自治團體の財政の面からは、この人々は吸収されないから、当然首切りになつて來る。そういうふうにいたしますと、大体こ

そういうふうにいたしますと、大体に

も彼も出先機關に擡つておる、そうして我々には與えないんだ、こういつたような誤解が生ずることを一つお話申上げたいと思ふのであります。

この地方廳に任せることと、我々がやることは結局どちらがいいかという結論を出さなければいけないと思うのであります、結局地方廳に委ねることになりますと命令系統は二つになる。結局どうしても一部重要なもの、政府が直接面倒を見なければならぬ、大きな工場といったようなものは政府

自体でおやりになるということに恐ろしくなると思います。それから或る一類のものは、結局小さいもの、こういうたものは結局地方長官に任せるといふことになりますると、例えば同じ味噌工場で政府がおやりになるものもある、或いは地方廳でおやりになるものもある、こういった一貫行政に反するような結局両方でおやりになるといふような結果になるんじゃないか、こういうのであります。従いましてそれ監督を強化すればいいんじゃないか

いうことを言われるかも知れませ
が、現実の問題といたしまして、従
の地方長官でありますれば、結局政
の命令に従つておつたであります

うが、現行法の示すところによれば、
底地方長官を自主的に動かして行く
いうことは非常に困難じゃないか、
う考えるわけであります。従いまし
割当の不当であるとかといったよう

小さい問題のために地方長官をどう
いつたことは、実際問題としては取
げられないで、結局そのままあやふ
になるというようにことに落つくん
やないかと、こういうふうに考えて

それからこの出先機関を排撃すると

のできて二年、地方の事情もすつかり

我の方でやるものが、やはり民主的で

材調整事務所長をしておりますが、そ

れが結局から出出しになる材料が、

よく米の供出の対象となる数字は成るべく小さくしよう。これはいかんといふので、結局正当な正しい数字を出さなければいけないということで作報事務所ができた。今度逆に資料の裏付け要求の場合には、地方長官にお任せになりますと、恐らく膨大な数字が出て来ると思う。今度適な結果になると思ふ。そうすると作報があると同時に正しい数字の蒐集をして本省に報告するといつたようなことが必要になつて来る。結局片方が多くなり、片方は少くなる。作報の場合と同じ使命が出先機関に結局與えられていないといふことになると思ふのであります。それから本省との連絡が非常に悪くなるのじやないか、敏速を欠くようになるのじやないか、こう思ふのであります。地方廳というのは非常に廣いのであります。相当大きな世帯であります。さつき永野さんからお話がありましたが、統制経済というのは、自分で完全に把握して行くところの世帯でないといふべく行かんといふことをお言ひになつておつた。私の方の世帯は約六十人、私が総括をしておりますが、大体隔から隔まで行渡つて見ることができ。これが地方長官が上におりますと、恐らく地方長官といふものはいろいろ忙し仕事をやつてゐるのですから、結局隔々まで行渡るといふことはできない。従いまして統制経済といふものが敏速に進まない。報告その他があまり進まないという結果になるで

た。そうするとその回答数字はどうなるかと申しますと、これは第一、四半期の割当の基礎資料であります。そうすると事務所から大体九〇%出て来ると、地方廳から報告を受けたのが約一〇%、結局そういふ結果的には九〇%、一〇%といふた事務連絡の不十分さが現れて来るといふことも考えなければいけないと思ひます。それから第三番目には地方廳には公正な割当といふのが到底期待し得ないといふことでもあります。これは二通りあるのであります。第一に、現在は各省から各縣に割当をなすつていらつしやる。ところが各縣の割当は今公公平に行われておりますが、これが地方長官の側に行きますと、各縣はこれは各省に對して猛烈に運動をされると思ひます。従つて結局廳のある知事といふのが余計に取つて来るという結果になるのは必然だと思ひます。従いまして縣民も、物を余計に取つて来ないやうな知事は腕が悪いのだといつたやうなことになるので、勢い知事としてはあらゆる手段を盡して、自分の縣に余計に持つて来たいといふことにならざるを得ないと思ふ。従いまして各縣の配分が公正に行かないといふことになるのではないかと我々は思つております。そうしまして各縣に行つたものは今度又うまう行かない。少くとも統制経済といふものは、安定本部總裁の定める線で結局やらなければいけないといふことをはつきり言われておりますが、その経済安定本部總裁の定める線に沿わない。結局地方事情によつて左右されるというところは、これは当然起つて来る問題だと思ふのであります。これは実例であります、私の方

では今「こうぞ」「みつまた」の割当の規則を作るというのをやつてゐるのですが、これは若し連中なんです。若し連中が仕事をしておりますと、この「こうぞ」「みつまた」の、これは縣でやつておいてなる規則で、これを縣でやつておいてなる規則で、結局機械和紙、或いは手漉和紙といつたやうなもの競合がありまして、両方でもやましい。これの方にやれ、あれの方にやれといつたやうなことでなか／＼埒があかない。若し人達、それでもう嫌だと言つてゐる。その人達の話を聞くと、この上に今やつてゐるところの指定生産資料まで我々がしよい込んでしまつたら大変だ、これはやめて呉れといふことを非常に言つておられる。従つてこれは實際、地方廳にお移しになると、地方廳が迷惑を蒙る。或る意味では千葉縣知事のごとく、却つてこういふものを持つて来たのじや迷惑だといふやうな考え方をなさる知事もある。むしろ私をして言わしめれば、知事さんは成るべくこの問題に解れないで、我々に任せておいて頂いて、而我々の行政を知事さんが考へてゐるところの方向に向けて行くやうな政治力が、知事さんに欲しいと、私はこう考へております。

その次はいわゆる他の出先機関との連絡がうまう行かないといふことでもあります。例えば私共の方の業務で、さつき申上げましたように、電力の調整といふのをやつてゐる。これは結局例えは計画生産のできるもの、例えば製糸とか製水の会社であるとか、これは各縣に電力の割当が行く。私共の方では又さういふ資料が余計に入る。例えば私のところに野菜があるから、それを

見返りにやるから「こうぞ」を早く送つて呉れとか、或いは魚をやるから早く送つて呉れといふことで、結局フリー・クーポンで自由競争に向けてゐるところの機構が、いろ／＼な手がこんだ結果になつてうまう行かないといふ結果になるのじやないか、こういふふうに考へるのであります。それから地方長官に任されると、オーパー債券といふのが必ずできて来る。政府が割当てた以上に余計に切符を切られる可能性ができて来る。これは我が方がさういふことをすると、直ぐに首をちよん切られる。首をちよん切られるから、絶対にさういふことはいたしません。地方長官になりますと、さういふ政治的自由裁量の余地ができて来るのじやないかといふ心配が起つて来る。このオーパー債券といふのはなかなか発見されない。最後は発見される仕組になつておりますが、實際問題として切符と割当とをひつ比べてやると、このオーパー債券を結局そのまゝ見逃してしまふ可能性ができて来る關係上、さういふことになるのじやないかといふ心配を持つのであります。それから需要者の最終負担が殖えやせんかといふ感じを持つております。結局需要者といふものは、切符だつたら當分のそのまゝ買える。ところが現在府縣廳のおやりになつてゐるところの實際から申しますと、これは必ず現物化に伴う外郭團體ができる。さうすると、耕地の關係で耕地協會がありま

るな諸難題といつたものが、発券された切符の大家負担においてかけられて来るのじやないかという氣遣いをここに持つておるのであります。

以上が私の、結局委譲した場合の結果としてこういうことになるのじやないかといつた例であります。要は、結局やつと軌道に乗り掛けた事務所でありますので、今の場合つづさんでしばらくこれでやらして頂いて、まあやつと軌道に乗つたものをぶつづしから、もう一遍事務を混乱さしてマインスになる面ばかり、これがどうして委譲になるかという見解を持つておるのではありません。よく御検討の上、できれば独立存在し得るようによ御処置願いたい。こう思つております。

○委員長(河井廣八君) 有難うございしました。

○委員長(河井廣八君) 次は武蔵野縣知事に御発言を願います。

○佐々木(武蔵野縣知事) 私共中央機構の改善とかいうことについての意見を述べよということですが、しばらく中央機構と見ますと、この中央の行政機構といふものを、さういふふうに願いたいということを上上げて見たいと思つております。

只今まで諸先生のお話で見ますと、中央機構の簡易化とか或いは統一をするがよいかという点について、相当地に御議論もされてございますし、且つ又学者方の御議論もあつたので、理窟としてははやその点には異論はなさそうに存じます、私共が今日は是非とも簡素化を願いたい。若

しくは中央機構を無駄のないようにしたいといふことは、今日は私共が地方におきましては税金の負担が、今日は地方におきましては税金の負担が非常に重なりまして、國民もはやその負担に耐えないといふのが私共現狀じやないかと思つております。税務署の方においては相當に割付けをしたり、或いは更正決定などをされて税金の負担を多くしますが、この二十三年度の税金の取立にすらも苛徴請求の音が非常に多うございまして、廢業いたしまさる者も大変でございました。又一面におきましては、農家のごときもそれに耐えられんといつて耕作権を放棄する者すらできて来ておるのであります。私共はそれから申しますと、先ず國の行政機構がどういふふうになるか、さういふふうになるとかという機構のための機構の議論でなくて、國民の負担を、これは日本が耐えられるか耐えられんかという観点から、一つ中央機構の改正でも、或いはこれに應ずるところの御改正、あらゆる方面をそれに向けて、今回の國民の現狀、國民の収入に即して、私はすべての政治をとつて頂きたい。のみならず機構なんぞもさういふふうに変えて頂きたいと思つております。さういふ点から申しますれば、いろいろ長く申しますれば種々の問題が取上げられると思つて、とにかく今日は、政府の行政機構といふものは成るだけ縮小して頂く、経費の削減をして頂く。たとえやらんならん仕事がありまして、これは暫く繰延べしてでも私共願わなければ、今日の地方の國民の耐えるところじやないと思つております。

それでありまして、私共はそれに進みまするには、今日の行政機構がばらばらになつておるのを、一つに成るべく統一されることが望ましいのでありますけれども、今日の中央各官廳のやり方は、自分のところだけが一本立になつておる横の連絡といふものは殆んどついておらないのであります。その弊害は地方の人間は皆それを受けなければならぬが只今の現狀でございまして、実にばらばらでございまして、さうして尙今ばらばらになつておる、例えて言いますれば、警察制度が別になりまして國家警察と地方警察と二つになりましたために、警察の能率の下つたこと、泥棒の捕まらんこと等は、もう明瞭な事実であります。さういふことに統一が欠けてばらばらになつておるからさういふことだと思つております。

教育制度も亦近頃改革になりましたけれども、こればらばらになつておる、甚だ困つた状態になつておる、さういふことは、國民一般によく了解されておる問題であります。さういふふうにして、ただ中央のおやりになることが自分のところだけの、悪くこれを言いますといわゆる縦張りのこと、これを言つてございしますが、本當はこれは私共縦張りがやまかましいから独り政治の能率が上らぬのみならず、費用も亦そこにかかると思つて、全然冗費であるとは申せないと申す。全然冗費であるとは申せないと申す。さういふところから御出願願わなければならぬだらうと思つております。

先刻來地方長官の不信任の聲が、隣りから出たようでありまして、これは私共が議論することではなくて、官僚といふものが信用があまりあるかどうかの問題で今日、地方において選挙されておる地方長官といふものにも、殊に地方長官には又これは國民によつて選挙された縣議會といふものが眼を光らして見てやつておるものですか、官僚といふものに失策があるか、地方廳に失策があるかといふようなことはどうも擧がえての数字には上りません問題だと思つて、併し元の少くとも地方長官とは形が違つたものだからさういふことは私は天下公知の事実だと思つております。

そこで私共さういふふうにして経費を削減いたしすには何を指しても統制を努めて撤廃するとか、できただけ統制の撤廃をして止むを得ぬものには強化しようといふことも一つでありまして、できられるならば統制は止めて貰いたいといふのが國民一般の世論だと私共はさう信じています。その統制をほくといふことは非常にむづかしい。例えていふと、官僚でなければ、役人でなければその統制が完全に行われんだらうといふ見方もないとは言えんと思つて、私共はやりやうによりましては統制といふものは、地方廳なり民間なりに委せるというところによつてむしろ統制が保つて行けるのじやないかといふことを思つて、今例を挙げ申しますれば、今主要食糧の供出といふことは、非常に重大問題でありまして、政府においても頻りに悩んでおる。それを地方廳にもやはり分担せられまして、地方廳も非常に悩んでおるのであります。

而して一面においては、國民の側においては食糧が足らん、まだ不足であるといふことを常に聞かされておるのであります。この供出といふことは、農林省にもこれだけ國民に要するんだといふことの数字が分りましたならば、國民が何千万おるからどれだけといふ大いなる数字よりは、先ずその縣なり或いは市町村なりだけの食糧の入り用方を勘定して見ましたら一番よく分ると思つて、これはむづかしい問題じやありません。二合七勺をその市町村の人間の數に掛けて見れば直ぐ出る問題であります。若し縣知事に食糧の供出を全部農林省から委されれば、私共はこれを市町村に又供出を委して行きます。市町村は、自分の町村において生産する石數も大体分つておる、自分の市町村で喰うだけの量も分つておる、生産數量の中から、自分の町村で消費するものを引去つた残りは、いわゆるその市町村の移出能力であります。足らん市町村は、移入するだけの權利を持たなければ食糧を配給して行くことはできません。その余る分と足らん分とを繋ぎ合して、それだけの統制をすればそれで私共は、いわゆる食糧の供出といふことはそれでできると思つて、今日は自分の市町村の食糧までも供出させて行くのですから、非常に供出の量が殖えて、金の運轉及びその食糧の運轉、あらゆる面においてこれは國家といふか、政治でやられるからさういふことになる。市町村に委されれば、市町村は、自分の食糧のだけは自分の村で隣り同士で差引いて勘定して食いますからこれは何にも金もかからず、國の政治にも關係なしにやつて行けるのである。その余分に

が今日是非とも簡素化を願いたい。若

ないと思います。

ならんだらうと思つてあります。

廳も非常に悩んでおるのであります。

にやつて行けるのである。その余分に

できたもの、移出するものだけをよく調へ上げますれば、全國の配給するに ついての勘定はよく分りますから、こ れは各府縣の連合團體で立てまして、 も、どこへどれだけ足らんというだけ の数量はよく分るのです。或いはこの 縣は余るからどこへやつたらいいと いう相談もできるわけです。ただ足る ところと足らんところだけの供出をや り、又その配給を受けておりました ら、それで結構食糧の需給は調節でき て行く、若し全國的にそれが足らんと いうような場合でありますれば、これ は政府においてどうしても全國的に差 引いて見て、足らん分だけを、政府に おいて外國から輸入されるなり、或い は耐乏の生活を更にさせる、それは又 いろいろの方法もあると思つてゐる。 とにかく今日のように一切のものを供 出させて、隣り同士供出させる、隣り の家は買つて食う家、隣りの家は出す 家、その二軒がありながら、それをわ さと政府が買上げて、そして又政府 の費用、官吏の俸給やら雜用をかけて、 片方の家に配給するといふので、片方 では余分の高いものにつきますし、片 方では非常に安いものにつく。私は、 こういうことは市町村に委せられま すれば、市町村みずから自分の村を飢 えさせないやうに、余る物は高い値で 賣るやうに、十分市町村において勘考 されると思ふ。食糧の供出といふこと は非常に面倒な問題ですが、若しそ う できますれば、今日農林省にありま す 作務事務所も食糧事務所も検査員も殆 んど要らないやうになりまして、私共 はその間にあらゆる経費の節減のみならず、非常に大きなやり方のよいこと がありまして、國も亦行けると思ふ。

これは主要食糧でありますから、そこ まで行くのは非常に大胆なやり方のま うに考えられますが、薪炭の移出で農 林省から、地方に、各府縣に木炭事務 所があつて統制を受けておりますが、 縣内の賣買だけは縣内のお互い許し て與れたらよいのじやないかというよ うなことで、大目に見て賣うというか 何というか存じませんが、とにかく木 炭のお互いの需給を縣内だけでやり、 農林省から縣外へ何万俵出せと言われ るだけを余して出しさえすれば、農 林省の仰せになる非常に消費の盛ん な縣へ持つて行きさえすれば、それで 勘定が立つのであります。木炭はそ れがために早く需要者の手に渡り、生 産者の家に積んで置かなくてもよい し、そして政府に納めて金を政府が ら買わなくてもよいし、双方が非常な 便宜を感じます。これは一部で行われ たのであります。或る意味においては、 そういふやうにやつては、どうも木炭 統制の目的に達しないといふやうなお 叱りを蒙つたのであります。事實は、 それでもやればやれるのであります。 で供出でもやはりそういうふうにし て、現在の供出制度のやうなああいう ふうでは、幾ら事前勘定をなさつて も、これは只今の状態の供出制度は、 ただ農民にだけあれだけの負担を余計 かけて、そして余計なやつておるの か、かかつておらないかは別といひし まして、農民にあれだけの義務だけを 背負はせまして、そしてこれを取上 げる。而も後には國があつたり或いは 供出完納後の自由買上で二倍になつた りする。こういうやうなことでありま すから、農民の供出に対する苦情が絶 えぬのであります。自分の村で賣買い

たしますことに何も政府がそこまで干 渉せんでもないのですから、それは放 つて置いて、供出せねばならぬものだ けを義務として命じ、或いは供出の量 から言へば、これは何も供出がそんな に困難であるとは思いません。甲の村 では何石の移出義務がある、米が幾ら のは明瞭でありますから、それだけ移 出できる。片方の足らん所では何石だ け買ひ権利があるといふことで、片方 の移出の義務のあるものと買入れる権 利のあるものと寄合ひまして、このパ ランスさえとりさえすれば、政府でな くてもバランスはとれるだらうと思 います。東京府のごときは知事みずから 米を全國的に買入れるといふ考えをせ られますれば、遠い所から持つて来る と運賃が余計かかる、近い所では買 安く行く。こういうことは非常に高い 値段でよろしいから最高の値段さえ政 府が決めて買ければ、何もそれを賣 行することは、それ程困難じやない、 かと思ふ。ただやうと思へばやります けれども億劫がついてたのはいつ までも経つてもではしません。若しそ ういう態勢が整いますれば、地方にお きまして何も一月三十日まで外部の 力を借りて、何でも渡せも出せと言つ てえらい目にあつて農家も難儀します のですから、農村において農家におい て自分でやりますれば、米の貯蔵をし まして、それだけの需給は付いて行き ます。だから私共が供出して、政府 とか役所とかいふものでやうとな るから、非常にむづかしいことが起 きます。地方廳にお任せ願へば、そんな にむづかしい問題じやないかと私共は信 じております。要は地方にお任せにな るかならぬかということが根本だと思

ます。只今のお話のように知事が腕次 第で取つてくるとかああいうことがあ るとかといふことは、そういうことは あるか存じませんが、近頃リコールと いうこともあつて知事もまごついてお るのでやうなわけならぬですから、 況んや縣議會といふものがあります。 あらゆる眼が縣内にあります。これは 中央官廳を國民が見る眼よりは、地方 廳を見る眼の方がその縣内においては、 どうしたつて鋭いわけでありまして、 不正だとか無理だとかといふこと が、そう行われる等は私はないと思 います。要は私共は中央政府が折角地方 の自治團體を拵えて、選挙によつて國 民の總意によつてできた市町村長を信 じんとか、或いは縣民の世論を担つて いる知事を信じんとかなされれば、こ れは信じん方が無理だと思ふ。信じん人 はこそ、役人とかいふゆる官僚とかい う人じやないかと私は思ひます。そ の人はどこを信じん、どこが悪いと言 つても罰則を喰ひわけでも何でもなし のですから、無責任はむしろそつちの 方にあるのじやないかといふことを私 は考えております。私共は今日の現状 からもう経費の節減の上に、國民の税 金を減らして頂く上にどうしても行政 機構は縮小して頂いて、そして税金 を軽減して頂くことが必要だと思 いますので、どうか市町村にお任せ願 います。これを知事が引受けますれば、必 ず國の目的の達成されるやうにでき 行くと思ひます。各縣の知事が寄 りますときには、いつもその意見が相 当に盛んなのでありますから、私は國 において御心配になるやうなことはな いようにと思つております。申上げた いことは多々ありますが、このくら

いのごとでご免を蒙ります。
○委員長(河井彌八君) 有難うござい ました。
○委員長(河井彌八君) 次は全國町村 會の常務理事をしていただきます白鳥で ございます。千葉縣の津田沼の町長をや つております。かねて全國町村會にお きまして、行政機構の整理とか整備 につきましては、あらゆる機会に町村 會全体の意向を總會等につけて、そ の都度意見書を政府並びにその他 の機關に提出してあります。実は今年 の一月十日に私の方ですその時の會長 代理の名を以てまして經濟安定原則に 則り、行政機構の整理刷新に關する要 望書をその筋に提出しておきました。 大体その時の意見書が行政刷新審議會 におきましてお取上げになり、先程田 中先生から御陳述がございました通り の内容を以て答申書が作られておる のでございます。従ひまして用意して 参りましたさき、の項目につきまし て、ここに改めて貴重な時間を浪費し ながら陳述することを差控へまして、 ただその項目だけを一應申述べさして 頂きたいと存じます。尚その後で町村 會の行政を直接担当しております者とい ちまして、二三の点について意見を 申述べさして頂きたい、こう考える大 第であります。
町村會におきましてはかねて中央行 政機構の簡素化につきまして種々意見 を交換し、その点の要望も提出してお きました。それから國と地方公共團體 との間の行政権限、及び財源の合理的 配分の問題につきまして、意見を取

極めて意見具申をしております。第三には地方出先機関の徹底的整理の問題につきまして、繰返しこれは政府の方から要望しております。先程農林省の方から手痛く御意見の陳述がございましたが、後程これにつきまして、直接私が関係してまいりました実際の実例を申述べて御参考に供したいと存じますが、これは私共といたしましては、何回も繰返しお願いしている問題でございます。最近行政刷新委員会の方で御取上げになつて繰められた答申書により、閣議で一應繰められておつたにも拘わらず、四月になりましてから何だか非常にその繰が、曾て閣議で繰められたものがあやふやになつてしまつて、出先機関の整理するものは、ほんの二、三のものだけだ、而も分室を置いてもいいのだというふうな事になつた。何だかどうも私たちにいたしますと、政府のおやりになつてゐることがちよつと滑稽に感ずるような向きもあるのではないかと。その点につきましては、いづれ又後程触れたいと考えております。

それから町村における自治体警察の問題につきましては、これ亦何遍となく要望書を提出し、先達ての町村長の代表者と閣僚との懇談会の席上におきましても要望いたしました。そのときには國務相の方から、近いうちにこれはお前の方の要望する線に沿つて改革するとはつきり言明されたのでございしますが、未だに又何だかあやふやになつたようではつきりしておらないのでございします。これも是非何とかして頂きたい。

それから第五に治山、治水、利水の総合一貫機構の設置も同三年前から要望してあつたのでございします。これは治山、治水、利水の総合一貫機構を作つて頂く、つまり建設省をむしろこの際國土省とでも言うべきものに改編して頂いて、こういった問題について特に仕事のやりいような自治機構に直して頂きたいというのが、かねてからの私たちの要望であつたのでございします。

それから第六にいたしまして、都道府縣に自治委員会を設けさせて貰いたいというのでございします。今回の機構改革によりまして地方財政委員会と自治課とも統合いたしました。一つの自治委員会というものが設けられるということに聞いておりました。その点私達多年の希望を叶えて頂いたと喜んでゐる次第でございますが、國と地方公共團體との間に調整すべき幾多の案件があると同様に、府縣と市町村との間にもさま／＼な調整を図るべき問題が山積してゐるのでございまして、各都道府縣にもそれ／＼自治委員会を設けさせて頂きたい、こういうのがかねての私たちの念願でございます。先達ての閣僚との懇談会のときに、増田官房長官はその問題は篤と研究しようという御答弁でございしましたが、政府の方の研究中というよりなことは、体のいいお断りの言葉とも考えられますので、それでは困るので、何とかお取上げを願いたい、こう考えてゐる次第でございます。

第七番目に地方租税委員会ともいふべきものを設けて貰いたい、こういうよりなことでもございします。これは最近所得税の徴収に当りまして、市町村長が非常にむずかしい仕事を押附けられて参つております。今年度の所得税

の徴収が余り思ひにくいというので、先達て来私の方などへも軍政部と税務署の署長さん、それからその他の方々がおいで下さつて市町村長を集めて、何かこう所得税の集まりの悪いのは市町村長の怠慢であるかのごときお叱りを蒙つたのでございしますが、皆さん先刻御承知の通りに所得税の徴収なり賦課なりはこれは全部今まで税務署だけでやつてゐる仕事なので、國税の徴収につきましては市町村長が未だ曾一度も相談を受けたこともなければ、タッチする権限もなかつたのでございしますが、集まりが悪くなるお前達協力しないから集まりが悪いのだというふうなお叱りをどうも受けるのでございしますが、今年度の所得税の徴収成績が余り思ひにくかつたというのは、賦課の方法が誠に天降りのであつたというところによるのでございまして、皆が納得し得ないような税額の決定を頂戴したので、それで集まりが悪かつたのだ、何も市町村長がそれに協力しなかつたからというよりなことでは更になかつたのでございします。従つて今後所得税の徴収を円滑にさせるためには、市町村長の実態を一番よく知つてゐる市町村長或いは市町村民の適当な者について所得税の賦課についての相談をかけるべきではないかというのが、この地方租税委員会設置の要望の根本理由でございます。そして皆が納得し得るような賦課方法によつて所得税の徴収を円滑ならしめたい、こういうのでございします。それから第八番目に社会保険乃至保障機構の統合整理という問題がございします。これは國民健康保険その外いろいろな方法が構成されてゐるのでございしますが、これを

是非一本に纏めて頂きたいというのが私達のお願いでございします。第九番目に町村における各種委員会機構の再検討、これは又あとで実例を申し上げたいと存じます。第十番目に町村における人員整理の問題がございしますが、それらにつきまして少しく私の過去二、三年間における経験を申述べて頂きたいと存じます。

話の順序が反対になりますが、一番終りの問題から申述べて頂きたいと存じます。町村における人員の整理、吏員を何かお役人さん達と同じように二割とか三割とか首領れというところの御意見が政府の方で取交されておるとかいろいろ話でございしますが、町村の実態を申し上げますと、なかつた／＼さういふ上乗せがないというところを申し上げて頂きたい。私の津田沼町の実例を申し上げますと、二十一年度におきましては吏員の総数が二十六名ございしました。二十四年度になりましたから三十人に相成つております。その間四人殖えております。この四人というのは實際は何によつて殖えたかと申しますと、町内会の廃止によりまして各部落に出張所を設けまして、その出張所の所員が四名、それから農業調整委員会が四名、それからの書記が二名、合計六名の増員によつて総数が四名殖えたのでございします。實際におきまると、二十一年度よりも二人整理してあるくらいなのでございします。どうしてさういふふうなことになつたかと申しますと、その前に津田沼町の状況を申し上げます。二十一年度と二十四年度との間には人口が約五千名殖えております。五千名殖えておりながら吏員の数はちつとも殖えて来なかつたので

あります。なぜ殖えて来なかつたかというのと、殖やし得なかつたのでございします。つまり町村の財政が非常に苦しいので、吏員を余計に雇うことができなかったたのでございします。これを決算の方から申し上げますと、二十一年度の決算におきまして総額が約七十六万円ばかりでございします。そのうちに吏員の俸給、手当、旅費、賃金、交際費、そのいふものを全部集めてしまつて約二十六万円、つまり総決算額の三四・一%を吏員の人事費で占めておつたのであります。二十二年度におきましてはこれも亦決算でございしますが、五百三十六万円が総額でございします。そのうち百十六万円ばかりが吏員の俸給その他に相成つております。その総額に対する比率は二一・七%、二十三年度及び四年度は決算ではなくて予算でございしますが、この予算額が二十三年度におきましては二百六十六万四千五百円、吏員の俸給が二百六十九万四千五百円、僅か一〇・一%と激減しております。それから二十四年度の当初予算におきまして総額が三千二十五万円、そのうち吏員の俸給が三百二十二万円でございます。これ亦一〇・三という低い数字を示しております。こういうふうに六・三%の費用、自治体警察の費用、或いは消防に關する費用、そのいふものが非常に嵩んで参りましたため、町村におきましては必要止むべからざる吏員の増員までもできずに、それらに喰ひ込んで國から命ぜられた六・三%の方や自治体警察の方に廻してゐたというものが實際でございします。従つて今他の官廳におきましては恐らく人員が何倍にもなつたでございまいしよりか、さういふたうに費用

起債の申込書類を作成して申請いたしました。その枠が許可になりました。十一月十六日に預金部資金の借入金申込書というものを提出いたしました。その許可が参りましてから交付申請書というのを又大蔵省の方へ出すのでございます。この交付申請書を出すまでに資金借入申込書を出しまして、この許可が来て交付申請書を出します間に利率の変更が何過となくございまして、それから期間の変更が、何回となくございまして、初め八分で借りられ

というふうな見通しで、私の方は町会
の決議を経ておりますが、それがやぶ
て九分二厘になり、九分六厘になり
蔵省の方式がぐんぐん變つて来てお
ります。それからこれは第一四半期分
して申請したのでありますが、借入
間もそういうふうに町会の決議をして
おりますと、大蔵省の方の都合でこと
は三月末でなければ貸せない。四月
ならなければいけないというふうに
日をそれ／＼變更して参ります。そ
いたしますと、その期日の變更、利率
變更に伴ひまして、一々又縣知事の
にこの借入申込書の許可申請書の提
方をお願いするのであります。縣廳
方では、地方長官から総務部長まで
判を買つて来るのであります。そう
うふうにして何遍となくその間を往
しなければならぬ。而も交付申請
を出しますと、今度は書類審査が始
ります。なか／＼大變でございます。
こが悪い、あそこが悪いといつて訂
方をしよつちやります。ここに至
があるからこれを直して置け、ここ
ところの決議はこういうふうに日附
變つておるから直して来いというふ

に、実に嚴重な書類の検査がございませう。実際の事業の検査でなしに、書類の検査でございませう。そしてそれが大蔵省の東京財務局の方へ廻ります。廻りましてから又そこで採みに採むのでございませう。そしてその書類たるや、又実に重大なものになるのでございませう。起債の許可の申請書の写しも出さなければならぬし、預金部資金の借入申込書の写しも出さなければならぬし、一切合計の資料を全部整理しまして、こんなに厚い書類にして三百万円のお貸しを願うのです。元の三百万円ならいざ知らず現在の金で三百万円でございます。旧の金でいえば丁度一万円かそこらの金額にしか相当してはいやしません。それがこういふふうには五十八回もの五十八人も人が出向いて行かなければならぬ。最後になりまして、その判を捺しに來いとおつしやる。写し書の方は、これは実際の町長の判でなくともいいものだと私は考えますけれども、そういつたようなことまで一々何遍となく呼び付けられて、そして結局お貸しを願うのです。私たちの方は、町の財政が苦しいものでございませうから、如何様な御要求にでも應じて、頭を下げてお貸しを願つております。併しこれを銀行で先達つて借りに参りましたところ、一時借入金金でございませうが、これもなか／＼現在容易でないところでございますが、そこに三回だけの往復でことが済んでおります。官廳で、大蔵省のお金をお借りするのには、而も銀行で借りるよりも余程高い利息の金をお借りするのには、五十八回も人を動かさなければならぬというやうなことは、何とかこれは皆さん方

の御勘考によりまして、もつと機構を簡單にして頂きたい。こういうふうなことが、若しもお願ができませんならば、私の地方町村側といたしまして、國の要請に應じて一割やそこらの人員はきつと整理ができると思つてゐるものであります。現在のままの機構ではどうにも私の方ではいたし方がないというものが現情でございます。大体これが私の申し上げたいことでございますが、尙先程從來町村会におきまして、何遍となく、むしろ執拗にまで出先機関の整理進行というやうなことをお願いしてございませうが、それに關連して少しく申述べさせていただきますと思ひます。

今の実例によつて御覽頂きますと、はつきりいたしておることでございますが、大蔵省の支所と申しますか、が千葉にございませう。これは各府縣にございませう。それから縣廳の方でも起債その他につきましては地方課の方で取扱つております。これが若しも同じ廳舎の中に、同じ縣知事の下にあるといたしますならば、私たちはこんなに行つたり來たりはしないのでございませう。大体におきまして、先に申しました通りに、十九人と二十五人というものが縣廳と財務局との間を往復したのでございます。こういうやうなことが、出先機関が整理がされない限りはどこまでも続くと思つてございませう。これだからこそ私たちは出先機関を整理して頂きたいとお願ひするのであります。外に他意はありません。事務の簡素を圖つて頂きたい。別々の機構であつては手間が取れて仕様がな。それだけなんです。別に縣知事の方に委せられたら統制事務がよく行くだらう、

或いは官吏の方にやつて頂いた方がもつと公平に行くとかいふやうなことで、実はお願ひするのじやない。知事さんの方にいたしますれば、俺の方に任せればもつと立派にやるとおつしやるでしやうし、官吏の方だと民間から出た訳の分らない人間がやるよりも、俺達のやる方がもつと公平に行くのだとおつしやいませうし、これはお互ひにそうおつしやるのは間違ひない話であります。それが、そんなつて現在のやうに別になつていたのでは我々町民はやり切れん、これが現状であります。どうぞこの点を篇と御勘考頂きます。なるべく私達の要望をお入れ下さるようお願いする次第であります。

○委員(河井彌八君) 有難うございませう。それでは或いは不當の言葉を使つたかも知れませんが、その点平に御容赦下さい。

○委員(河井彌八君) 有難うございませう。それでは或いは不當の言葉を使つたかも知れませんが、その点平に御容赦下さい。

○委員(河井彌八君) 有難うございませう。それでは或いは不當の言葉を使つたかも知れませんが、その点平に御容赦下さい。

のどういふやうな内容のものを地方廳に委譲するか、或いは縮小して出先機関を存置するかというところは明瞭ではございませうが、併し大体私達の想像するところでは極めて重要な資材の配給その他のものに關しましては地方廳には任せない。地方廳に委譲するものは勢ひその他の行政事務並びにそれ以外の仕事を大体委譲するやうな意向のやうに察知されますが、この場合地方廳が御承知のやうに配付税の大幅の減少に御承知のやうに地方財政が極端に行詰つております今日、出先機関の一部を譲渡を受けまして、それらに対する費用が要らなければよいのであります。要するといふことになりまして、この点はどういふ工合に処理されるおつもりですか。まだお聴きたいことがありますが、今申し上げた点について先ず一應御意見を願ひたいと思ひます。

○委員(武蔵野門君) お話のやうに重要なことは委譲せんとお決めになつておること、そういう前提ならば私一向お答えしても値打がないと思ひます。私共は是非委譲なさいといふことを原則に申し上げるのですから、それが若し委譲は重要なことはせんのだ、こういうやうな御意見ならこれはお答えしても無駄だと思ひます。私共は今日の政府のおやりになつておることと地方廳でやつておることとダブつておることが多いのでありますから、これを一つに纏めますれば、國でおやりになつておる資材調整事務所の仕事について、よそのことは存じませんが、私は私が縣だけを申し上げます、これは現在約五十七人お使ひになつておるものを縣の方と一緒にしますれば、十七人くらいで行くといふ勘定をしております。

それから作報事務所が三百六十二人使つておりますが、私共はこれもダブつておりますので、縣でも一つ同じやうな調べをしておりますから、これは新たに私の方でやればこれは二百人で行く、こう思つております。こういうものはなくして貰いたいといふことでございます。供出の義務その他配給の方までも市町村に委して行くといふことでありませうれば、私はそう要求しますが、若し廃するといふ頭であります。これを引継ぎまして、私の縣では三百六十二のものを二百でやつて行けると確信しております。

それから木炭事務所の方は七十三ありますが、これも縣が同様のことをやつております。これは二十五人で行くといふ勘定をしております。

それから農林省の食糧事務所は七百五十二人かかつております。それを私共は五百人ならばやつて行けると考えております。

それから商工局の出張所がおりますが、これは今度の問題になつておりますから暫く避けて置きますが、外にもありますが、只今私共お答えしても何ら効果がないと思つておりますので……。大体調べて見ましたので、そういうことをそれだけを以て、知事としてやろうといふ覚悟を持つておるといふことをお答えして置きます。

○委員(河井彌八君) 只今の御説明を聞いておりますと、全部をすつかり委譲せよといふ前提の下におつしやつておりますので、これが今申し上げたやうな結果になるか否かは分りませんが、仮りそういう結果になるといたしますれば、地方廳の方において而も財

ようなことは、何とかこれは皆さん方

られたら統制事務がよく行くだろう、

体的に、然らば現在の出先機関のうち

いで行くという勘定をしております。

ますれば、地方廳の方において而も財

政的な裏付けのないものをお引受にな
る御意思がございませうか、重ねてお伺
いたします。

○証人(武蔵野門君) どういうことな
んですか、ちよつとお話が分りません
が、どういふことなんでしょうか。

○力ニ工部君 只今申し上げましたの
は、先程言われた全部を委託せよとい
うことが前提である、ところが全部
ではないと、その部分の一部を委託す
ると、重要なものは地方廳に委託はで
きないというような、仮にそういう結
論が出ましたときには、而もこの委託
を受ける地方廳の側においては、國の
財源いわゆる財政的な裏付けがなされ
ないというやうな結果になつても、一
部分の委託は受けられるかどうか、こ
ういふことをお伺いしております。

○証人(武蔵野門君) 一向それは仮定
のことをお話しになつて一部分委託す
ると仰せになるが、一部分というのは
どれとどれだということをお示しにな
らなければ、お答えのしようがちよつ
と私にはできません。

○力ニ工部君 それは尤もな説です
が、我々がお聞きしたいのは、仮に審
議するのに當つて地方廳の方において
一部分とは具体的に何と何ということ
は明確にされておりましたが、大体つ
まり國として重要なものは渡された
比較的軽微なものは、こゝにい
つたものは地方廳でやつて頂く、こゝ
にやうなことになるかと思ふので、
そういう場合に仮に地方廳の方でそれ
でも受けてやるという御意思があれば
一應参考に聞かしておいて貰いたい
し、又そういうやうな今仰せのやうに
全部委託されない限りにおいては意味
がないんだ、そんなものなら受ける必

要がないんだ、こゝにやうな御意思
ならば、又そのやうな一つ御意見を事
前に参考のために承つておけば結構
だ、こゝに思つておるのです。

○証人(武蔵野門君) 私は先刻申しま
したの全部を縣に御委託になるなら
ばこゝにやうにやるといふ算盤をた
てて見た。それでそれから若しこの
中で半分變るとか三分の一變るとかこ
うだとか仰せになれば、それによつて
案を樹て見るより外にお答えのしよ
うがないかと思ひます。

○委員(河井八郎君) どなたかまだ
質疑がございませうか。

○力ニ工部君 それからこれは出先
機関の農林省の方にお伺いしたいので
すが、只今知事の方から申されました
やうな工合にやつて行けるかどうかと
いうことを、今までやつて來られた二
ヶ年の経験から一つ御意見があれば何
いいたいと思ひます。

○証人(吉田和君) お答えいたしま
す。私は知事さんが非常に役所の事務
に御精通になつていないのではないか
という感じがするのであります。實際
私達は遊んでおるわけじゃない。結局
朝出勤して晩まで筆を動かす、或は算
盤を弾き實際仕事をしておることは事
実です。それで今のお説は現在の統制
方式を何らかの結局形に変えて簡素化
してという前提であればこれは別で
す。併しながら我々の経験によります
と、實際現在の法規や通牒の下で仕事
をやるといふことであれば、現実には
我々は遊んでおるわけじゃないのだか
ら、必ずそれだけの努力を費やしてお
るというこれは理の当然で、従いまし
て受入れ態勢が結局この半分でいいと
か、三分の一でいいとかといつたやう

な議論は、結局なんとして出先機関
を自分のところへ持つて來るといつた
やうな、結局政治的駆引の下に我々は
なされておるのだ、こゝにいつた見解を
持つておるのだ、結局努力の緩和
が決して減らない、少くとも現状の規
則、或いは方式、そういうものが改
變せられないという前提であれば決し
て我々の人員が減るといふ理窟は成立
しない、而も我々の経験からしてそ
ういふことはあり得ない。こゝにやう
なことをお答え申し上げます。

○三好君 ちよつと武蔵野門君にお尋
ねいたします。出先機関の事務を全面
的に知事に委託して貰いたいというお
説は、同時に行政整理簡素化を図るこ
とを前提にしての御意見であります
か。或いは統制方式そのものは現状の
ままでもとにかく出先機関の事務を知
事に委託すべきである、こゝにやう
見なのか、その点をお答え願ひたいと
思ひます。

○証人(武蔵野門君) ちよつと少しな
んですが、目的がどこにあるかと仰せ
になるのですか。こゝにやうな委託を願
ひ目的がどこにあるか……

○三好君 統制方式と委託との問題
であります。統制方式がたとえ変
ないにしても委託して貰いたい、こゝ
にやうな御意見なんですか。委託する
に當つては統制方式の改革も前提として考
えられておるわけでありませうか。

○証人(武蔵野門君) いや、私は委
託して貰いたいとかどうとかいふのじ
やありません。國家のための現状
がこれじやないか、やないかといふこ
とを申すのであります。従いまして今
日の状態のままでやられますと、現
在の縣が……、今までこの前にやつ

ておつたことは現在ありますのですか
ら、そういうことから見ましてもこれ
はこれだけの簡略化できるということ
を私共申したのであります。人数から
いうとそういう簡略化ができて行くとい
ふことを申上げるのです。

○三好君 そういたしますと、先程
現在の出先機関でやつておる事務を府
縣廳に委託した場合に、この程度の人
数でやれるとおつしやいました人数の
算出の基礎になりました問題は、統制
方式を今のままでやつて行くことを前
提にしてのあやうな数字が出て來ると
いうわけですか。

○証人(武蔵野門君) 勿論さうであ
りまして、縣でやつておるものとど
うやらやうにやつて行こうと、こゝに
やうなことであります。

○力ニ工部君 もう一度知事にお伺
いしますが、先程知事さんからいろいろ
の供出に關してのお話がございました
が、これに國が極めて複雑なことをや
らずに、或いは知事に任せれば市町
村長にこれを任せ、そして必要供
給の差額を供出していいのじやないか、
而もそういう方式による方が極めて妥
当であるというやうに聞き取れたので
ございませうが、供出と申しましたも
と、これは勢い府縣の事情によりまして、生
産額と或いは消費額との大きな開きも
出て參らうかと思ひますが、こゝにや
うな大きな調節を圖つて行く上に、
仮にこの市町村の人の面になるのです
が、まあ非常に知事のようなお方はか
りであれば極めて文句なしにこゝにや
うなことも運営されようかと思ひますが、
どうして知事は自分の府縣、或いは
市町村長は自分の市町村先ず守るとい
うことが第一前提になつて、それから

今度はその出さすといふことは第二の
問題に勢いなるかと思はれるのです
が、こゝにいつた面でも勢い取る方の側は
少しでも余計取つて來たい、出す方は
少しでも少く出したいといふのがこれ
が人情であらうかと思はれるのですが、
こゝにいつたものが仮に全國の市町村に
亘つて少しづつでも心だけどもさうい
うものが行われるとすれば、それらの
寄つて集まる数字といふものは相当大
きな数字になりはしないか。さうい
うものが仮にあるとすれば、勢い國全体
の食糧の調節の上からも非常に困つた
結果にはなりはしないかといふやうな
ことが実は感じられるのでございま
す。その点はどうかと思ひます。

○証人(武蔵野門君) 御説明が悪う
ございまして大変お分りにくいと思ひ
ますが、私は市町村でさうやつてよそ
へ出す分だけは、いわゆる國なり或
いは縣が移入といひますか、買上げる
のです。つまりよそへ出す分は非常に高
くしておく。こゝにやうな買上をしえ
れば、余計出で來ると思ひます。即
ち自分のところでは極めて節約して、
例えば農村であれば自分の米は極めて
節約してさうして少しでも余計出すよ
うにする。それから買上方では若しそ
れがよそから買つて貰うものでありま
すれば、例えば東京縣のごとき買わな
ければならん立場になりますれば、米
が高値のものになれば極めて節約される
といふことが当然であります。今の統
制のやうに、政府の財政に依存するか
或いは他人に依存するかで、さうして
元の値打よりも安いものを取らうとい
ふことの目的は、それは達しられんよ
うになると思ひます。それでそれから
余分に出で來ましたものは、私の縣

の例を言いますれば、私の縣で十萬石出せるというのなら、その十萬石さへ高く買つて貰いさすればよろしい。出るだけのものを高く買ひ。これはどうも國家の上から勘定いたしますれば、地元は安くして、更に運賃をかけて買ひ手が、高く買わなければならぬといふことはすべての經濟の當り前のことなんです。だから米の原産地で食う人と違つて、それを運んで來た東京の米は高いといふことは、これはもう私は止むを得んことと思ふ。それを無視して平等に行けといふことは、これは經濟界の上には税は実行できないと思ひます。

○堀眞壽 私人なことをお尋ねしたいのですが、先ず資料調整事務所長の吉田さんにお伺いするのですが、先程は出先機關のことについての御説明があつたのでございますが、地方官廳の行政機構、特に機構の三割削減、人員については一般會計で三割特別會計から二割といふこの整理につきまして、出先機關としてのあなたの御りない御意見を承りたいと思ひます。

○証人(吉田和吉) お答えいたします。私達は根本的に行政整理をされるということは、それ／＼の生活にもやはり影響するし、勿論食えなくなる。従ひまして行政整理をされ首を切られるといふことはまあ嫌だ、従ひまして行政機構が首を切ります前提においてされるということは不賛成であります。行政機構の改革が例へば日本の經濟に即應したように、或いは行政の在り方にマッチするようになされるということに対しては賛成ですが、我々が行政整理をされるために、結局機構の改革をするといつたようなことについて

では残念ながら不賛成です。

○堀眞壽 それから武蔵さんにお伺いしたいのですが、國民負担の面から考へて、できるだけ費用を削減しなくちゃいかん、従つて機構も亦削減しなくちゃならぬといふお話のように承つたのでありますが、御尤もの御意見だと思ふのですが、地方公共團體の側から見て、中央行政機構の人員整理についてどういふお考えを持つておられるのでございませうか、簡單でよいですから御意見を伺いたす。

○証人(武蔵重門君) 今のお話は首を切ることですか。

○堀眞壽 行政整理というのは、機構の刷新も含んだ人員の整理です。その問題について中央政府では、御承知のように一般會計は三割それから特別會計は二割、行政機構では天引き三割削減する……

○証人(武蔵重門君) 人間のことですか。

○堀眞壽 人間ばかりでなく機構の面です。兩者を含めて簡単にそれに対して賛成か反対かの御意見を伺いたす。それから中央機構、政府機構についても併せて御意見を伺いたす。

○証人(武蔵重門君) 私共は今度の行政整理は経費を削減するといふ点から出発したいと思つております。首切りといふことは、一、二割ありましたとしても他にそれを補う途があれば結構なんです。だから若しこの通りの現在の同じような機構を以てやられますれば、本省のことは存じませんが、地方におきましては私共の縣は二割前後に切つて行けるというところは怪しんでおります。それは定員から見ただけです。これは併し今の仕事は非常に無駄をし

ており余分な仕事がある。こういうことから政府としては余分の仕事をさせようにして、余つた人間を他に轉用する方法は幾らでもあると思ふ。首切りとかいふ問題とは私共は別箇に考へて行く、こう思つております。

○カニエ邦彦 町村会の方に実はお伺いしたいのですが、これは出先機關のことに關連してですが、実は中間の中小企業者側の方に実は聞きたいのでありますが、お出でになりませんので、極めて公平且つ妥當な立場におられる町村会の代表の方に率直な御意見を一つ聞かして頂きたいのですが、仮に出先機關を地方廳に移すか、或いは移さないか、それがよいか悪いかにいうことは別にいたしまして、どちらに置きましても仮りに考へて同じものだとしまして、先ず今の出先機關の仕事といふものは概ね物資の配給に關する業務が大多数であるかのように思ふのですが、その物資の配給の事務については、一番問題になる点は、公平且つ妥當に分配され得るかどうかということにならうかと思はれるので、その点仮に地方廳に委譲した場合と、現在の國が國の責任においてやつておる場合とでは非常に違ふ点がある。一つはどうしても地方廳に持つて行かれると、今の公選知事であるという立場、又は地方の縣會議員或いは府會議員それらの人々がどうしても派別的になりはしないか、そういう勢力がこのものに對して或る程度働きかけはしないか。従つてそういうことができれば非常にそれを公平を欠くような結果になりはせぬであらうか。この場合國でやると比較的そういう制約を受ける面が非常に少いので、國でやつた方が割に公平に行くのではなからうかというこ

れが一点。

それから現在のどうしてもその結果として、その配分を受ける側の國民の立場からいまして、大企業は直接中央に繋がりを持つておりまして、その点は樂に行つておるが、併し一々中央に出て來ることのできないような中小企業者、極めて密細な業者、例へば漁村でいいますならば大敷であるとか、又は大きな設備を持つておらない一本釣の漁民であるとか、或いは農村におきましても然りでありまして、そういうような末端の極く密細なもの、並びに中小企業に對しては比較的その末端にまで配分が行き届き難いではないか。その点が國でやつておる場合は余程よいのではないかというような点が、いろいろ地方からそういう声がある。はあるものでございまして、その点につきまして一つ率直な御意見を聞かして頂きたいと思ひます。

○証人(白鳥三郎君) 只今二つの点につきまして率直な意見を申述べ、こゝういふ話でございまして。お説に従ひまして率直に申し上げます。只今御質問になりました二つの点は共に何ら懸念がないと私は考へます。第一の点は地方廳に出先機關が整理統合した際に、配給事務が、何と申しますか地方的勢力に支配されはしないかといふことについての問題は、恐らく懸念がないと考へます。というのは今までもこの出先機關がこれ程濫設されなかつたときには、いずれも縣廳でこれに類似したことをやつていたのであります。そのとき戦争中の配給が公平であつたか、今の方がもと公平であるか、それをお調べになればはつきりすることと思ひます。決して戦争中よりも現在

の方がもつと公平だといふことは言い得ない考へます。これは御懸念には及ばないと思ひます。

それからもう一つは末端のこの極く小さな商工業者の方が困りはしないかといふことの御懸念でございまして、この出先機關を全廃してしまつてそれに代る機構を作らないといふのであれば、一々どうも中央まで出て來て折衝するといふことは、不可能でございまして、併し只今問題になつておりますのは出先機關を地方廳に整理統合するといふことなんです。その点についての御心配は先ずなからうかと私はそう考へる次第でございまして。以上二点率直に私の見解を申述べた次第でございまして。

○三好純君 吉田さんにお伺いいたしますが、農林省資料調整事務所のようにな新しい役所の職員は、どういふ経歴の人で構成されておるか、その点をお伺いしたいのであります。仮に農林省の佐賀資料調整事務所の場合、農林省系統から來ておる職員がどの程度の割合であるか。その中には縣廳の方面から代られておる方もあるかと思ひますが、そういう人がどの程度おられるか。或いは新規採用の方がどういふ割合になつておられるか。それから高原さんがちよつと触れられた点であります、外地方から引揚げて來られた方がどういふ数字になつておるか。そういう点がお分りになりましたらお知らせ願ひたいと思ひます。

○証人(吉田和吉) 今すぐにはそういう資料は持たないのであります。私の方では農林省のそのまゝの生い立ちの人間といふのは私を初め外に数人、大體六、七人になりましようと思ひます

体六、七人になりました。

賠償臨時設置法（昭和二十三年法律第三号）の一部を次のように改正する。

第一條に次の三号を加える。

五 連合國最高司令官の管理に係る財産（但し、賠償物件を除く。以下「特殊財産」という。）

六 特殊財産に関する関係行政機関の事務の総合調整及び推進に関する事項

七 特殊財産の調査、管理及び処理に関する事項（但し、他の行政機関の所管に属するものを除く。）

第二條第三項を削る。

第三條を次のように改める。

第三條 賠償に、大長一人を置く。

大長は、長官を助けて職務を掌理する。

第三條の次に次の六條を加える。

第四條 賠償に長官官房及び左の二部を置く。

賠償部

特殊財産部

第五條 長官官房においては、人事、文書、会計及び庶務に関する事務を掌る。

第六條 賠償部においては、第一條第一号から第四号までの事務を掌る。

第七條 特殊財産部においては、第一條第五号から第七号までの事務を掌る。

第八條 賠償に置かれる職員は、免、昇任、懲戒その他人事管理に

関する事項については、國家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）の定めるところによる。

第九條 賠償に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

附則

1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

2 賠償臨時設置法施行令（昭和二十三年政令第二十一号）は、廃止する。

經濟安定本部設置法案

經濟安定本部設置法

第一章 總則（第一條—第五條）

第二章 本部

第一節 内部部局（第六條—第十四條）

第二節 附屬機關（第十五條—第十八條）

第三章 外局（第十九條—第三十四條）

第一節 物價部（第二十條—第三十二條）

第一款 總則（第二十條—第二十一條）

第二款 内部部局（第二十二條—第二十七條）

第三款 地方支分部局（第二十八條—第三十一條）

第四款 價格調整公團（第三十二條—第三十三條）

第三節 經濟調查廳（第三十三條）

第四款 外資委員會（第三十四條—第三十五條—第三十八條）

附則 第一章 總則（この法律の目的）

第一條 この法律は、經濟安定本部の所掌事務の範圍及び權限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

（定義）

第二條 この法律の解釈に關しては、左の定義に従ふものとする。

2 この法律において「建設力」とは、土地、勞力、資金及び資材を選別利用して需要に應ずる施設を適時に完成する能力をいう。

3 この法律において「價格等」とは、物價統制令（昭和二十一年勅令第百十八号）第二條に規定する價格等をいい、「統制額」とは、同令第四條及び第七條に定める統制額をいう。

（設置）

第三條 國家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第二十四條第一項の規定に基いて、臨時に、經濟安定本部を設置する。

2 經濟安定本部の長は、經濟安定本部總裁とし、内閣總理大臣をもつてこれに充てる。總裁は、部務について、その責に任ずる。

3 經濟安定本部に、總務長官を置き、國務大臣をもつてこれに充てる。總務長官は、部務を掌理する。

4 經濟安定本部に、副長官一人を置く。副長官は、總務長官を助けて、總務長官の定めるところにより、部務を掌理する。

（經濟安定本部の任務）

第四條 經濟安定本部は、左に掲げる國の行政事務を一体的に遂行する責任を負う行政機關とする。

一 經濟安定の基本的施策の企画立案

二 關係各行政機關の事務の総合調整及び推進

三 物價の統制

四 經濟統制の確保

五 外國人の投資及び事業活動の調整（本部の權限）

第五條 經濟安定本部は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる權限を有する。但し、その權限の行使は、法律（法律に基く命令を含む。）に従つてなされなければならない。

一 予算の範圍内、所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をすること。

二 収入金を徴收し、所掌事務の遂行に必要な支拂をすること。

三 所掌事務の遂行に直接必要な事務所の施設を設置し、及び管理すること。

四 所掌事務の遂行に直接必要な事務用品等を調達すること。

五 不用財産を処分すること。

六 職員に免及賞罰を行い、その他職員の人事を管理すること。

七 職員の厚生及び保健のため必要な施設をなし、及び管理すること。

八 職員に貸與する宿舍を設け、及び管理すること。

九 所掌事務に關する統計及び調査資料を頒布し、又は刊行すること。

十 所掌事務の監督を行い、法令の定めるところに従い、必要な措置をとること。

十一 所掌事務の周知宣傳を行うこと。

十二 經濟安定本部の公印を制定すること。

十三 物資の生産、配給及び消費、労働、物價、財政、金融、外國爲替、貿易、建設、輸送等に関する經濟安定の基本的施策について、企画立案をし、並びにこれらの事項について關係各行政機關の事務の総合調整及び推進をすること。

十四 所掌事務を遂行するため、關係各行政機關の長に対して必要な事項を命ずること。

十五 臨時物資需給調整法（昭和二十一年法律第三十二号）第一條第一項に基く命令又は法律若しくはこれに基く命令による經濟安定本部總裁に対する不服の申立に關し、關係各行政機關に對して必要な命令又は勸告をすること。

十六 食糧管理法（昭和十七年法律第四十号）、船舶公團法（昭和二十二年法律第五十二号）、配炭公團法（昭和二十二年法律第五十六号）、産業復興公團法（昭和二十二年法律第五十七号）、貿易公團法（昭和二十二年法律第五十八号）、價格調整公團法（昭和二十二年法律第六十二号）、肥料配給公團法（昭和二十二年勅令第百七十一号）、酒類配給

公團法（昭和二十二年法律第七十二号）、食料品配給公團法（昭和二十二年法律第二百一十号）、飼料配給公團法（昭和二十二年法律第二百一十号）及び油糧配給公團法（昭和二十二年法律第二百一十号）の規定に基く各公團の所掌事務について、これらの法律の規定による認可、承認、指導及び監督をし、並びに臨検及び検査を行う外、これらの法律により経済安定本部総務長官又は物價局長官に属せしめられた権限を行うこと。

二十四 経済統制の確保に関する計画の立案をすること。

二十五 経済法令（経済調査法（昭和二十三年法律第二百六号）別表第一に掲げる法令及び同法に基き政令で指定する法令並びにこれらの法令に基き発せられた命令をいう。以下同じ。）に關し、関係各行政機関が行う経済施策の実施を監督すること。

二十六 経済法令に関する違反行為を調査すること。

二十七 経済法令に関する違反行為について、警察その他の関係各行政機関の行方予防及び捜査に對し、勧告及び協力をするこ

と。

二十八 経済法令の規定の趣旨について、警察官及び警察吏員を啓発すること。

二十九 経済法令に関する違反行為について、警察その他の関係各行政機関の行方予防及び捜査の状況並びにその改善について一般的情報を収集すること。

三十 露退藏物資の調査並びに供出及び活用の促進をすること。

三十一 外國人の投資及び事業活動を調整すること。

三十二 前各号に掲げるものの外、法律（法律に基き命令を含む。）に基き、経済安定本部、物價、経済調査及び外資委員会に属せしめられた権限。

第二章 本部

第一節 内部部局

第六條 本部に、総裁官房及び左の六局を置く。

（内部部局）

生産局

動力局

生活物資局

財政金融局

貿易局

建設交通局

建設官房に、連絡部を置く。

（特別な職）

第七條 総裁官房に、官房長を置く。官房長は、命を受けて総裁官房の事務を掌理する。

2 総裁官房に、官房次長一人を置く。官房次長は、官房長を助け、官房の事務を整理する。

3 生産局、動力局、生活物資局、財政金融局及び貿易局に、それぞれ次長一人を、建設交通局に、次長二人を、置く。各局の次長は局長を助け、局務を整理する。

4 本部に、顧問及び参與を置く。顧問には、重要な部務に關して總務長官に對して意見を述べさせ、参與には、部務に参與させる。

（総裁官房の事務）

第八條 総裁官房においては、本部の所掌事務に關し、左の事務をつかさどる。

一 機密に關すること。

二 職員職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に關すること。

三 総裁及び總務長官の官印並びに本部官を管理すること。

四 公文書を接受し、発送し、編集し、及び保存すること。

五 経費及び收入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に關すること。

五 行政財産及び物品を管理すること。

七 職員の衛生、医療その他福利厚生に關すること。

八 企画一般に關すること。

九 調査及び統計に關すること。

十 行政の考査を行うこと。

十一 渉外事務に關すること。

十二 經濟復興計画に關すること。

十三 労働に關する基本的な政策及び計画の樹立並びに關係各行政機関の事務の総合調整及び推進をすること。

十四 こゝ報に關すること。

十五 法令案の審査その他総合調整に關すること。

十六 地方經濟安定局の行方事務の総合調整を圖ること。

十七 前各号に掲げるものの外、本部の所掌事務で、他局及び他の機關の所掌に属さない事務に關すること。

2 連絡部においては、前項第十一号に掲げる事務をつかさどる。

（生産局の事務）

第九條 生産局においては、左の事務をつかさどる。

一 物資の需給に關する政策及び計画の總括をすること。

二 物資の生産（他局の所掌に属するものを除く。）に關する基本的な政策及び計画を樹立すること。

三 物資の割当及び配給（他局の所掌に属するものを除く。）に關する基本的な政策及び計画を樹立すること。

四 前二号に掲げる物資の生産、割当及び配給に關する關係各行政機関の事務の総合調整及び推進をすること。

（動力局の事務）

第十條 動力局においては、左の事務をつかさどる。

一 石炭、石油、ガス、コークス及び電力の生産、割当及び配給（家庭用の割当及び配給を除く。）に關する基本的な政策及び計画を樹立すること。

二 前号に掲げる物資の生産、割当及び配給に關する關係各行政機関の事務の総合調整及び推進をすること。

（生活物資局の事務）

第十一條 生活物資局においては、左の事務をつかさどる。

一 國民の合理的な物的生活水準の策定並びに國民的物的生活水準の改善に關する基本的な政策及び計画を樹立すること。

二 生活物資の生産に關する基本的な政策及び計画を樹立すること。

三 生活物資の割当及び配給（石炭、石油、ガス、コークス及び電力の家庭用の割当及び配給を含む。）に關する基本的な政策及び計画を樹立すること。

四 前三号に掲げる物的生活水準の策定及び改善並びに生活物資の生産、割当及び配給に關する關係各行政機関の事務の総合調整及び推進をすること。

（財政金融局の事務）

第十二條 財政金融局においては、左の事務をつかさどる。

一 財政、通貨及び金融に關する基本的な政策及び計画を樹立すること。

二 企業及び金融機關の再建整備に關する基本的な政策及び計画を樹立すること。

三 前二号に掲げる財政、通貨及

（動力局の事務）

第十條 動力局においては、左の事務をつかさどる。

一 石炭、石油、ガス、コークス及び電力の生産、割当及び配給（家庭用の割当及び配給を除く。）に關する基本的な政策及び計画を樹立すること。

二 前号に掲げる物資の生産、割当及び配給に關する關係各行政機関の事務の総合調整及び推進をすること。

（生活物資局の事務）

第十一條 生活物資局においては、左の事務をつかさどる。

一 國民の合理的な物的生活水準の策定並びに國民的物的生活水準の改善に關する基本的な政策及び計画を樹立すること。

二 生活物資の生産に關する基本的な政策及び計画を樹立すること。

三 生活物資の割当及び配給（石炭、石油、ガス、コークス及び電力の家庭用の割当及び配給を含む。）に關する基本的な政策及び計画を樹立すること。

四 前三号に掲げる物的生活水準の策定及び改善並びに生活物資の生産、割当及び配給に關する關係各行政機関の事務の総合調整及び推進をすること。

（財政金融局の事務）

第十二條 財政金融局においては、左の事務をつかさどる。

一 財政、通貨及び金融に關する基本的な政策及び計画を樹立すること。

二 企業及び金融機關の再建整備に關する基本的な政策及び計画を樹立すること。

三 前二号に掲げる財政、通貨及

二十二 價格等に対する給付をすることを業とする者に対し、物價統制令第十九條に規定する差益及び前号の割増金の全部又は一部を國庫に納付させること。

二十三 物價安定のためにする國庫補助金を交付すること。

（内部部局）

第六條 本部に、総裁官房及び左の六局を置く。

（内部部局）

生産局

七 職員の衛生、医療その他福利厚生に關すること。

八 企画一般に關すること。

（動力局の事務）

第十條 動力局においては、左の事務をつかさどる。

は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

- 五 國民所得の調査をすること。
- (貿易局の事務)
- 第十三條 貿易局においては、左の事務をつかさどる。
- 一 貿易に関する基本的な政策及び計画を樹立すること。
- 二 貿易に関する関係各行政機関の事務の総合調整及び推進をすること。
- (建設交通局の事務)
- 第十四條 建設交通局においては、左の事務をつかさどる。
- 一 建設及び建設力の運営に関する基本的な政策及び計画を樹立すること。
- 二 前号に規定する建設及び建設力の運営に関する関係各行政機関の事務の総合調整及び推進をすること。
- 三 公共事業の計画及び監督をすること。
- 四 基本的な国土計画を樹立すること。
- 五 運輸及び通信に関する基本的な政策及び計画を樹立すること。
- 六 運輸及び通信に関する関係各行政機関の事務の総合調整及び推進をすること。
- (附屬機関)
- 第十五條 左の表の上欄に掲げる機関は、本部の附屬機関として置かれるものとし、その設置の目的

種 類	目 的
經濟復興計画審議會	經濟の復興に関する諸計画につき、基礎資料の収集整理及び調査審議を行い、復興計画を立案し、總裁に対し、必要な報告及び勧告を行うこと。
資 源 調 査 会	重要資源の総合的な利用に関し、調査審議し、總裁に対し、必要な報告及び勧告を行うこと。
經濟再建整備審議會	企業再建整備法(昭和二十一年法律第四十号)及び金融機関再建整備法(昭和二十一年法律第三十九号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。
國民食糧及び榮養対策審議會	總裁の諮問に應じて、國民食糧の安定及び國民榮養の改善向上に関する重要事項を調査審議し、あわせて当該事項について總裁に建議すること。
通貨発行審議會	通貨発行審議會法(昭和二十二年法律第九十七号)第一條の規定によりその権限に属せしめられた事項をつかさどること。

2 前項に掲げる附屬機関の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律(法律に基く命令を含む。)に別段の定めがある場合を除く外、政令で定める。

第三節 地方支分部局

(地方支分部局)

第十六條 本部に、地方支分部局として地方經濟安定局を置く。

名 称	位 置	管 轄 区 域
札幌地方經濟安定局	札幌市	北海道
仙台地方經濟安定局	仙台市	青森縣 岩手縣 宮城縣 秋田縣 山形縣 福島縣
東京地方經濟安定局	東京都	東京都 茨城縣 群馬縣 栃木縣 埼玉縣 千葉縣 神奈川縣 山梨縣 新潟縣 長野縣
名古屋地方經濟安定局	名古屋市	靜岡縣 岐阜縣 愛知縣 三重縣 富山縣 石川縣

大阪地方經濟安定局	大阪市	京都府 大阪府 福井縣 滋賀縣 兵庫縣 奈良縣 和歌山縣
廣島地方經濟安定局	廣島市	鳥取縣 島根縣 岡山縣 廣島縣
高松地方經濟安定局	高松市	德島縣 香川縣 愛媛縣 高知縣
福岡地方經濟安定局	福岡市	福岡縣 佐賀縣 長崎縣 熊本縣 大分縣 宮崎縣 鹿兒島縣

第三章 外局

(外局の設置)

第十九條 國家行政組織法第三條第二項の規定に基いて經濟安定本部に置かれる外局は、左の通りとする。

物價廳	經濟調査廳	外資委員會
第一節 物價廳	第一款 總則	
(物價廳の任務、長及び次長)	第二十條 物價廳は、價格等の統制とその他物價に関する事務を行うことを主たる任務とする。	
2 物價廳の長は、物價廳長官とし、國務大臣をもつてこれに充てる。		
3 物價廳に、次長一人を置く。次長は、長官を助け、廳務を整理する。		
(物價廳の権限)	第二十一條 物價廳は、その所掌事務を遂行するため第五條第一号から第二十三号まで及び第三十二号に掲げる権限を行使する。	
第二款 内部部局	(内部部局)	
第二十二條 物價廳に、長官官房及び左の四部を置く。		

第一部	第二部	第三部	第四部
(長官官房の事務)	第二十三條 長官官房においては、左の事務をつかさどる。	一 機密に関すること。	二 職員職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。
三 長官の官印及び廳印を管掌すること。	四 經費及び収入の予算、決算及び會計並びに會計の監査に関すること。	五 行政財産及び物品を管理すること。	六 職員の衛生、医療その他福利厚生に関すること。
七 行政の考査を行うこと。	(第一部の事務)		
第二十四條 第一部においては、左の事務をつかさどる。	一 物價に関する基本的な政策及び計画を樹立すること。	二 物價に関する関係各行政機関の事務の総合調整及び推進をすること。	三 廳務に関する一般的な企画立案をすること。

開は、本部の附屬機関として置かれるものとし、その設置の目的

名古屋地方警察安定局 名古屋市中

富山縣 石川縣

第二十二條 物價廳に於ける事務は、左の四部を置く。

三 職務に關する一般的な企圖立案をすること。

四 法令案の審査その他総合調整に關すること。

五 地方物價局の行方事務の総合調整を圖ること。

六 價格調整公團に關する総合事務に關すること。

七 公文書を接受し、發送し、編集し、及び保存すること。

八 渉外事務に關すること。

九 調査及び統計に關すること。

十 原價計算の統一を圖ること。

十一 ころ報に關すること。

十二 物價安定のための國庫補助金に關すること。

十三 物價統制令第十九條及び第二十條に規定する差益及び割増金に關すること。

十四 前各号に掲げるものの外、物價廳の所掌事務で官房及び他部の所掌に屬さない事務に關すること。

(第二部の事務)

第二十五條 第二部においては、食糧品その他農林畜水産物の價格及びこれに關連する價格等の統制に關する事務をつかさどる。

(第三部の事務)

第二十六條 第三部においては、左の事務をつかさどる。

一 鉱産物(土石を含む。)及び工業品(工業食品及び船舶を除く。)の價格及びこれらに關連する價格等の統制を行うこと。

二 電氣及びガスの料金及びこれらに關連する價格等の統制を行うこと。

(第四部の事務)

第二十七條 第四部においては、左の事務をつかさどる。

第一節 内閣委員会會議第九号

昭和二十四年四月二十八日

【參照】

第一節

第一節

第一節

第一節

第一節

第一節

第一節

第一節

第一節

第一節

第一節

一 運送賃及びこれに關連する價格等の統制を行うこと。

二 土地、建物及び船舶に關する價格及び賃貸料並びにこれらに關連する價格等の統制を行うこと。

三 通信料金及びこれに關連する價格等の統制を行うこと。

四 他部の所掌事務に屬さない保管料、保険料、賃貸料、加工料、修繕料、手数料その他の料金及びこれらに關連する價格等の統制を行うこと。

第三款 地方支分部局

(地方物價局)

第二十八條 物價廳に、地方支分部局として、地方物價局を置く。

(所掌事務)

第二十九條 地方物價局は、物價廳の所掌事務のうち、左に掲げる事務を分掌する。

一 物價廳長官の定める價格等の統制を行うこと。

二 物價統制令第十九條及び第二十條に規定する差益及び割増金に關すること。

三 前二号に掲げるものの外、物價に關する事務で物價廳長官の定めるものに關すること。

(名称、位置及び管轄区域)

第三十條 地方物價局の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名 称	位 置	管 轄 区 域
札幌地方物價局	札幌市	北海道
仙台地方物價局	仙台市	青森縣 岩手縣 宮城縣 秋田縣 山形縣 福島縣
東京地方物價局	東京都	茨城縣 群馬縣 栃木縣 山梨縣 新潟縣 長野縣 神奈川縣 千葉縣 東京都 愛知縣 三重縣 富山縣 石川縣 福井縣 滋賀縣 京都府 大阪府 和歌山縣 奈良縣 大分縣 佐賀縣 鹿兒島縣 大分縣 宮崎縣 鹿兒島縣
名古屋地方物價局	名古屋市	岐阜縣 愛知縣 三重縣 富山縣 石川縣 福井縣 滋賀縣 京都府 大阪府 和歌山縣 奈良縣 大分縣 佐賀縣 鹿兒島縣
大阪地方物價局	大阪市	兵庫縣 奈良縣 和歌山縣 滋賀縣 京都府 大阪府 和歌山縣 奈良縣 大分縣 佐賀縣 鹿兒島縣
廣島地方物價局	廣島市	山口縣 島根縣 岡山縣 廣島縣 高松縣 香川縣 愛媛縣 高知縣 福岡地方物價局
福岡地方物價局	福岡市	福岡縣 佐賀縣 鹿兒島縣 大分縣 宮崎縣 鹿兒島縣

(内部部局)

第三十一條 地方物價局に、左の二部を置く。

第一部

第二部

第二部

第二部

第四款 公團

(價格調整公團)

第三十二條 物價廳所轄の公團は、價格調整公團とする。

價格調整公團に關しては、價格調整公團法の定めるところによる。

第二節 經濟調査廳

(經濟調査廳)

第三十三條 經濟調査廳の組織、所掌事務及び権限は、經濟調査廳法(昭和二十三年法律第二百六号)の定めるところによる。

第三節 外資委員会

(外資委員会)

第三十四條 外資委員会の組織、所掌事務及び権限は、外國人の財産取得に關する政令(昭和二十四年政令第五十一号)の定めるところによる。

第四章 職員

(職員)

第三十五條 經濟安定本部に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他人事管理に關する事項については、國家公務員法(昭和二十二年法律第一百二十号)の定めるところによる。

(定員)

第三十六條 經濟安定本部に置かれる職員の定員は、別に法律で定め

る。

(顧問及び參事)

第三十七條 第七條第四号に規定する顧問は、二十人以上とし、學識経験のある者のうちから、總裁が命ずる。

第二節 附則

第一 附則

附則

附則

附則

附則

附則

附則

附則

附則

附則

附則

附則

附則

附則

ある者のうちから、總裁が命ずる。

第三十八條 顧問及び參事に対しては、予算に定める金額の範囲において、旅費及び手当を支給する。

附則

一 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

二 經濟安定本部の存続期間は、昭和二十五年五月三十一日までとする。

三 經濟安定本部令(昭和二十二年勅令第九十三号)及び物價廳官制(昭和二十一年勅令第三百八十一号)は、廃止する。

四 前項の規定にかかわらず法律(法律に基く命令を含む。)に別段の定めのある場合を除き、從前の經濟安定本部、物價廳、經濟調査廳及び外資委員会の機關及び職員は、總理廳事務官は經濟安定本部事務官に、總理廳技官は經濟安定本部技官に任ぜられるものとする。

外、この法律に基く相當の機關及び職員となり同一性をもつて存続するものとする。

五 前項の規定は、職員の定員に關する法律の適用に影響を及ぼすものではない。

六 左に掲げる法令中各省各廳の長又は各廳の長のうちには經濟安定本部總裁を、各省各廳のうちには經濟安定本部を含むものとする。

財政法(昭和二十二年法律第三十四号)

會計法(昭和二十二年法律第三十五号)

國有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)

附則

附則

附則

附則

附則

附則

附則

附則

附則

附則

附則

附則

附則

附則

附則

附則

附則

附則

附則

附則

政府職員の新給與実施に関する法律（昭和二十三年法律第四十六号）

國家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）

予算、決算及び会計令（昭和二十二年勅令第六十五号）

予算、決算及び会計令臨時特例（昭和二十一年勅令第五百五十八号）

國有財産法施行件（昭和二十三年政令第二百四十六号）

通貨発行審議会法（昭和二十三年政令第二百四十六号）

通貨発行審議会法第一條、第三條第一項及び第五條中「内閣總理大臣」を「經濟安定本部總裁」に改める。

外國人の財産取得に関する政令の一部を次のように改正する。

外國人の財産取得に関する政令第十一條中「總理廳」を「經濟安定本部」に改める。

企業再建整備法の一部を次のように改正する。

企業再建整備法中「經濟再建整備委員會」を「經濟再建整備審議會」に改め、第四十五條第一項の次に左の一項を加える。

經濟再建整備審議會は、前項に規定する事項を行つた外、企業再建整備の基本に関する事項につき、經濟安定本部總裁に建議すること

ができる。

金融機關再建整備法の一部を次のように改正する。

金融機關再建整備法中「經濟再建整備委員會」を「經濟再建整備審議會」に改め、第六十一條の次に

左の一條を加える。

第六十一條の二 經濟再建整備審議會は、第七條、第四十一條、第四十七條、第四十九條及び第五十條に規定する事項を行つた外、金融機關再建整備の基本に関する事項につき、經濟安定本部總裁に建議することができる。

物價統制令の一部を次のように改正する。

物價統制令中「内閣總理大臣」を「經濟安定本部總裁」に、「總理廳令」を「經濟安定本部令」に改める。

第一章 總則

（この法律の目的）

第一條 この法律は、労働省の所掌事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務及び事業を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

（設置）

第二條 國家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三條第二項の規定に基づいて、労働省を設置する。

労働省の長は、労働大臣とする。

（労働省の任務）

第三條 労働省は、労働者の福祉と職業の確保とを圖り、もつて經濟の興隆と國民生活の安定とに寄與するために、左に掲げる國の行政事務及び事業を一体的に遂行する責任を負う行政機關とする。

労働組合に関する事務、労働関係の調整及び労働に関する啓蒙、宣傳

労働条件の向上及び労働者の保護

婦人の地位の向上その他婦人問題の調査及び連絡調整

職業の紹介、指導、補導その他労働供給の調整

失業対策

労働統計調査

前各号に掲げるものを除く外、労働者の福祉の増進及び職業の確保

労働者災害補償保險事業

失業保險事業

（労働省の権限）

第四條 労働省は、この法律に規定する所掌事務を遂行するために、左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律（これに基く命令を含む。）に従つてなされなければならない。

一 予算の範囲内で、所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をすること。

第二章 労働省の組織

第五條 労働省の組織は、次の通りとする。

一 収入金を徴収し、所掌事務の遂行に必要な支拂をすること。

二 所掌事務の遂行に直接必要な事務所の施設を設備し、及び管理すること。

三 所掌事務の遂行に直接必要な業務資料、事務用品、研究用資材等を調整すること。

四 不用財産を処分すること。

五 職員に任免及び賞罰を行つた後、その他職員の人事を管理すること。

六 職員の厚生及び保健のため必要な施設を設置し、及び管理すること。

七 職員に貸與する宿舍を設置し、及び管理すること。

八 所掌事務に関する統計及び調査資料を頒布し、又は刊行すること。

九 所掌事務の周知宣傳を行つた後、その組合の解散を裁判所に申し立てること。

十 労働省の公印を制定すること。

十一 所掌事務に係る公益法人につき許可若しくは認可を與え、又はその許可を取り消すこと。

十二 公共企業体仲裁委員會の

十四 都道府縣知事が行う労働組合の資格に関する決定又は規約の変更命令に対する異議の申立を却下し、又は取り消すこと。

十五 労働協約を、二以上の都道府縣にわたる地域における同種の労働者及び使用者に適用することを決定すること。

十六 特別労働委員會の名称、位置、管轄区域、所掌事務、委員の定数等を定めること。

十七 労働組合法（昭和二十二年法律第五十一号）（これに基く命令を含む。）及び労働関係調整法（昭和二十二年法律第二十五号）（これに基く命令を含む。）に定める都道府縣知事の職務を、行政官廳として行はせること。

十八 労働関係調整法に定める公益事業を追加指定すること。

十九 公益事業等に関する労働爭議につき、労働委員會に調停を請求する都道府縣知事の職權を、自ら行ひ、若しくはその指定する都道府縣知事をして行はせること。

第三章 労働省の職員

第二十條 公共企業体の職員に関する労働組合について、その資格に関する決定又は規約の変更を行つた後、その組合の解散を裁判所に申し立てること。

第二十一條 日本國有鐵道及び日本專賣公社の労働關係に關し、それぞれ國有鐵道調停委員會及び專賣公社調停委員會に調停の請求をすること。

第二十二條 公共企業体仲裁委員會の

二十四 都道府縣知事が行う労働組合の資格に関する決定又は規約の変更命令に対する異議の申立を却下し、又は取り消すこと。

二十五 労働協約を、二以上の都道府縣にわたる地域における同種の労働者及び使用者に適用することを決定すること。

二十六 特別労働委員會の名称、位置、管轄区域、所掌事務、委員の定数等を定めること。

二十七 労働組合法（昭和二十二年法律第五十一号）（これに基く命令を含む。）及び労働関係調整法（昭和二十二年法律第二十五号）（これに基く命令を含む。）に定める都道府縣知事の職務を、行政官廳として行はせること。

二十八 労働関係調整法に定める公益事業を追加指定すること。

二十九 公益事業等に関する労働爭議につき、労働委員會に調停を請求する都道府縣知事の職權を、自ら行ひ、若しくはその指定する都道府縣知事をして行はせること。

三十 公共企業体の職員に関する労働組合について、その資格に関する決定又は規約の変更を行つた後、その組合の解散を裁判所に申し立てること。

三十一 日本國有鐵道及び日本專賣公社の労働關係に關し、それぞれ國有鐵道調停委員會及び專賣公社調停委員會に調停の請求をすること。

三十二 公共企業体仲裁委員會の

二十四 都道府縣知事が行う労働組合の資格に関する決定又は規約の変更命令に対する異議の申立を却下し、又は取り消すこと。

二十五 労働協約を、二以上の都道府縣にわたる地域における同種の労働者及び使用者に適用することを決定すること。

二十六 特別労働委員會の名称、位置、管轄区域、所掌事務、委員の定数等を定めること。

二十七 労働組合法（昭和二十二年法律第五十一号）（これに基く命令を含む。）及び労働関係調整法（昭和二十二年法律第二十五号）（これに基く命令を含む。）に定める都道府縣知事の職務を、行政官廳として行はせること。

二十八 労働関係調整法に定める公益事業を追加指定すること。

二十九 公益事業等に関する労働爭議につき、労働委員會に調停を請求する都道府縣知事の職權を、自ら行ひ、若しくはその指定する都道府縣知事をして行はせること。

三十 公共企業体の職員に関する労働組合について、その資格に関する決定又は規約の変更を行つた後、その組合の解散を裁判所に申し立てること。

第四章 労働省の施設

第三十條 労働省の施設は、次の通りとする。

一 収入金を徴収し、所掌事務の遂行に必要な支拂をすること。

二 所掌事務の遂行に直接必要な事務所の施設を設備し、及び管理すること。

三 所掌事務の遂行に直接必要な業務資料、事務用品、研究用資材等を調整すること。

四 不用財産を処分すること。

五 職員に任免及び賞罰を行つた後、その他職員の人事を管理すること。

六 職員の厚生及び保健のため必要な施設を設置し、及び管理すること。

七 職員に貸與する宿舍を設置し、及び管理すること。

八 所掌事務に関する統計及び調査資料を頒布し、又は刊行すること。

九 所掌事務の周知宣傳を行つた後、その組合の解散を裁判所に申し立てること。

十 労働省の公印を制定すること。

十一 所掌事務に係る公益法人につき許可若しくは認可を與え、又はその許可を取り消すこと。

十二 公共企業体仲裁委員會の

十四 都道府縣知事が行う労働組合の資格に関する決定又は規約の変更命令に対する異議の申立を却下し、又は取り消すこと。

十五 労働協約を、二以上の都道府縣にわたる地域における同種の労働者及び使用者に適用することを決定すること。

十六 特別労働委員會の名称、位置、管轄区域、所掌事務、委員の定数等を定めること。

十七 労働組合法（昭和二十二年法律第五十一号）（これに基く命令を含む。）及び労働関係調整法（昭和二十二年法律第二十五号）（これに基く命令を含む。）に定める都道府縣知事の職務を、行政官廳として行はせること。

十八 労働関係調整法に定める公益事業を追加指定すること。

十九 公益事業等に関する労働爭議につき、労働委員會に調停を請求する都道府縣知事の職權を、自ら行ひ、若しくはその指定する都道府縣知事をして行はせること。

第五章 労働省の業務

第三十條 労働省の業務は、次の通りとする。

一 収入金を徴収し、所掌事務の遂行に必要な支拂をすること。

二 所掌事務の遂行に直接必要な事務所の施設を設備し、及び管理すること。

三 所掌事務の遂行に直接必要な業務資料、事務用品、研究用資材等を調整すること。

四 不用財産を処分すること。

五 職員に任免及び賞罰を行つた後、その他職員の人事を管理すること。

六 職員の厚生及び保健のため必要な施設を設置し、及び管理すること。

七 職員に貸與する宿舍を設置し、及び管理すること。

八 所掌事務に関する統計及び調査資料を頒布し、又は刊行すること。

九 所掌事務の周知宣傳を行つた後、その組合の解散を裁判所に申し立てること。

十 労働省の公印を制定すること。

十一 所掌事務に係る公益法人につき許可若しくは認可を與え、又はその許可を取り消すこと。

十二 公共企業体仲裁委員會の

十四 都道府縣知事が行う労働組合の資格に関する決定又は規約の変更命令に対する異議の申立を却下し、又は取り消すこと。

十五 労働協約を、二以上の都道府縣にわたる地域における同種の労働者及び使用者に適用することを決定すること。

十六 特別労働委員會の名称、位置、管轄区域、所掌事務、委員の定数等を定めること。

十七 労働組合法（昭和二十二年法律第五十一号）（これに基く命令を含む。）及び労働関係調整法（昭和二十二年法律第二十五号）（これに基く命令を含む。）に定める都道府縣知事の職務を、行政官廳として行はせること。

十八 労働関係調整法に定める公益事業を追加指定すること。

十九 公益事業等に関する労働爭議につき、労働委員會に調停を請求する都道府縣知事の職權を、自ら行ひ、若しくはその指定する都道府縣知事をして行はせること。

委員が心身の故障のため職務の執行ができなると認める場合、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合において、内閣総理大臣に対して委員の罷免を求め、又はその禁止を免除すること。

二十三 公共企業体仲裁委員会に仲裁の請求すること。

二十四 労働に関する団体の役員員への就職を禁止される者の範囲を定め、又はその禁止を免除すること。

二十五 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）に基いて、監査、諮問、許可、認可、認定、審査又は仲裁を行うこと。

二十六 一定の事業又は職業に従事する労働者について、最低賃金を定めること。

二十七 特に危険な作業を必要とする機械及び器具の性能検査を行うこと。

二十八 使用者に対して、安全管理者及び衛生管理者の増員又は解任を命ずること。

二十九 労働者の安全及び衛生に必要があると認める場合において、特定の事業における建設物等の工事の着手を差し止め、又は計画の変更を命ずること。

三十 労働者を就職させる事業の建設物、寄宿舎その他の附属建設物若しくは設備又は原料若しくは材料が、安全及び衛生に關し定められた基準に反する場合において、使用者及び労働者に対して、その全部又は一部の使用の停止、変更その他必要な事項を命ずること。

三十一 労働契約が未成年者に不利であると認める場合において、將來に向つてこれを解除すること。

三十二 労働者の災害補償に關し、審査又は仲裁のために必要があると認める場合において、医師に診断又は検査をさせること。

三十三 法令又は労働協約に、いかなる就業規則の変更を命ずること。

三十四 労働基準法の施行に關し、使用者又は労働者に必要な事項について報告又は出頭すること。

三十五 労働者災害補償保険の任意適用事業の事業主が保険加入又は脱退の申込をした場合に、これに承諾を與えること。

三十六 労働者災害補償保険の保険料を徴収すること。

三十七 労働者災害補償保険に關し、事業主、被保険者その他の関係者をして、報告若しくは文書の提出をさせ、又は出頭させること。

三十八 有料で又は営利を目的として美術、音楽、演藝その他特別の技術を必要とする職業について行つた職業紹介事業及び無料の職業紹介事業に許可を與えること。

三十九 文書以外の方法により行う労働者の募集に許可を與えること。

四十 文書により行う労働者の募集に關し、募集地域又は募集時期について、制限すること。

四十一 労働組合法による労働組合の行つた無料の労働者供給事業に許可を與えること。

四十二 労働者を雇用する者から、労働者の雇入又は雇職の状況、労働条件等職業安定に關し、必要な報告を求めること。

四十三 職業紹介事業、労働者の募集又は労働者供給事業を行つる者に対し、事業又は業務に關する報告を求めること。

四十四 失業保険の任意適用事業の事業主が包括加入又は包括脱退の申請をした場合に、これを許可すること。

四十五 失業保険の保険料を徴収すること。

四十六 失業保険に關し、事業主、被保険者その他の関係者をして必要な報告若しくは文書の提出をさせ、又は出頭させること。

四十七 失業対策事業について、事業の開始又は停止の時期等を定めること。

四十八 公共事業又は失業対策事業の事業主又は施行主体から、労働者の雇入又は雇職の状況等に關し、必要な報告をさせること。

四十九 前各号に掲げるものの外、法律（これに基く命令を含む。）に基き、労働者に屬させしめられた権限。

第二章 本省

第一節 内部部局

第五節 本部局

第五條 本省に、大臣官房及び左の四局を置く。

労働局

労働基準局

婦人少年局

職業安定局

2 大臣官房に労働統計調査部を置く。

（大臣官房の事務）

第六條 大臣官房においては、労働省の所掌事務に關し、左の事務をつかさどる。

一 機密に關すること。

二 職員職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に關すること。

三 大臣の官印及び省印を管掌すること。

四 公文書類を接受し、発送し、編集し、及び保存すること。

五 経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の審査に關すること。

六 行政財産及び物品を管理すること。

七 職員の衛生、医療その他福利厚生に關すること。

八 行政の考査を行うこと。

九 渉外事務に關すること。

十 公報に關すること。

十一 法令案の審査その他綜合調整に關すること。

十二 労働組合、労働争議その他労働問題に關する定期統計を作成し、刊行すること。

十三 労働条件に關する定期統計を作成し、刊行すること。

十四 賃金、給料その他給與に關する定期統計を作成し、刊行すること。

十五 労働者生計費に關する定期統計を作成し、刊行すること。

十六 職業に關する定期統計を作成し、刊行すること。

十七 内外労働事情に關する資料の収集、整理、分析を行い、その結果を刊行すること。

十八 労働者の生活、給與及び雇用に關する経済問題に關する調査を行い、その結果を刊行すること。

十九 前各号に掲げるものの外、労働省の所掌事務で、他省及び他の機関の所掌に屬しない事務に關すること。

2 労働統計調査部は、前項第十二号から第十八号までに掲げる事務をつかさどる。

（労働局の事務）

第七條 労働局においては、左の事務をつかさどる。

一 労働組合法及び労働関係調整法の施行に關すること。但し、労働委員会が行つた労働組合法第六條、第八條、第十五條、第二十四條（第三十一條の規定により準用する場合を含む。）第二十七條第二項、第二十八條、第二十九條及び第三十三條第二項に規定する事務、労働組合法施行令（昭和二十一年勅令第八十八号）第三十六條第三項から第五項までに規定する事務、労働関係調整法第八條第二項、第四十條但書及び第四十二條に規定する事務並びに労働組合法及び労働関係調整法に基く労働争議のあつた、調停及び仲裁の事務を除く。

二 公共企業体労働関係法（昭和二十三年法律第二百五十七号）

に基き、労働大臣及び労働省の権限に属する事務を行うこと。
三 法令に基き、労働大臣の権限に属する労働委員会、公共企業体仲裁委員会、国有鉄道中央調停委員会、専賣公社中央調停委員会、専賣公社地方調停委員会、専賣公社地方調停委員会に関する事務を行うこと。
四 労働組合及び労働関係の調整に関する啓蒙、宣傳を行うこと。
五 前各号に掲げるものの外、労働組合その他労働に関する団体及び労働関係の調整に関すること、他の所掌に属しない事務に関すること。
(労働基準局の事務)
第八條 労働基準局においては、左の事務をつかさどる。
一 賃金、労働時間及び休息に関すること。
二 産業安全に関すること。但し、鉱山における保安に関する事務を除く。
三 労働衛生に関すること。但し、鉱山における通気及び災害時の救護に関する事務を除く。
四 労働者災害補償に関すること。
五 労働者災害補償保険事業を行うこと。
六 労働者災害補償保険特別会計の経理を行うこと。
七 労働能率の増進を図ること。
八 労働者の福利厚生を図ること。
九 工場、鉱山その他の場所における労働条件及び労働者の保護

に関する監督を行うこと。
十 産業安全研究所の管理及び監督を行うこと。
十一 前各号に掲げるものの外、労働基準法及び労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の施行に関すること。その他労働条件及び労働者の保護に関すること、他の所掌に属しない事務に関すること。
(婦人少年局の事務)
第九條 婦人少年局においては、左の事務をつかさどる。
一 婦人及び年少労働者に特殊な労働条件の向上及び保護を図ること。
二 児童の使用禁止に関すること。
三 家族労働問題及び家事使用人に関すること。
四 前各号に掲げるものの外、婦人及び年少労働者に特殊な労働問題に関すること。
五 労働者の家族問題に関すること。但し、法律に基いて他省の所掌に属せしめられたものを除く。
六 婦人の地位の向上その他婦人問題の調査及び連絡調整を行うこと。但し、婦人問題の連絡調整については、他省が法律に基いた事務を行うことを妨げるものではない。
(職業安定局の事務)
第十條 職業安定局においては、左の事務をつかさどる。
一 國民の労働力を最も有効に発

揮させるために必要な計画を樹立すること。
二 職業の紹介、指導及び補導その他労働需給の調整に関すること。
三 労働者供給事業の禁止及び労働者の募集に関すること。
四 失業対策に関すること。
五 失業保険事業を行うこと。
六 失業保険特別会計の経理を行うこと。
七 前各号に掲げるものの外、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)、失業保険法(昭和二十二年法律第百四十六号)及び緊急失業対策法(昭和二十四年法律第 号)の施行に関すること、その他職業に関すること、他の所掌に属しない事務に関すること。
第二節 附屬機關
(附屬機關)
第十一條 第十三條に規定するものの外、本省に左の附屬機關を置く。
産業安全研究所
(産業安全研究所)
第十二條 産業安全研究所は、工場事業場における災害予防の調査研究を行う機關とする。
産業安全研究所は、東京都に置く。
労働省令で定める。
労働省令で定める。
(その他の附屬機關)
第十三條 左の表の上欄に掲げる機關は、本省の附屬機關として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

名 称	目 的
船員労働連絡會議	船員の労働に関する行政の重要事項に關し、労働省の所管行政との連絡統一を図ること。
労働教育審議會	労働教育に關し、調査審議すること。
中央賃金審議會	労働大臣の求めに應じ、最低賃金に関する事項を調査審議して意見を提出すること。
技能者養成審議會	労働基準法第七十條の規定に基いて発する命令に關する事項その他技能者の養成に關する重要事項を調査審議すること。
中央労働基準審議會	労働大臣の諮問に應じ、労働基準法の施行及び改正に關する事項を審議すること。
労働基準監督官分限審議會	労働基準監督官の任免について、同意を與えること。
労働者災害補償保險審議會	労働者災害補償保險事業の運営に關する重要事項を審議すること。
中央特殊技能試験審議會	労働大臣の諮問に應じ、労働基準法に基く特殊技能試験の基準に關し、調査審議すること。
安全裝置性能審議會	労働基準法に基く安全裝置の性能審査に關し、調査審議すること。
けい肺対策審議會	けい肺対策を調査審議すること。
婦人少年問題審議會	婦人少年問題に關し、調査審議すること。
中央職業安定審議會	公共職業安定所の業務その他職業安定法の施行に關する重要事項を調査審議すること。
特別地区職業安定審議會	二以上の都道府縣にわたる特別地区に關し、公共職業安定所の業務その他職業安定法の施行に關する重要事項を調査審議すること。
職業安定連絡協議會	職業安定法に定める職業紹介、職業指導、職業補導、労働力の需要供給に關する調査又は労働者の募集に關し、関係官廳の事務の調整を図り、及び國民の労働力を最も有効に發揮させる方法を協議すること。
失業保險審査會	失業保險金の支給に關する失業保險審査官の決定に關し、不服の申立てを審査すること。また、失業保險料その他失業保險法の規定による徴収金の賦課又は徴収の処分に対する訴願を審査すること。
労働統計調査審議會	労働統計調査の企画及び実施に關し、調査審議すること。

命令を含む。)に別段の定めがある場合を除く外、政令で定める。
第三節 地方支分部局

ける労働条件及び労働者の保護

一 國民の労働力を最も有効に發

とする。

つては、他の法律（これに基

第三節 地方支分部局

(地方支分部局)

第十四條 本省に、左の地方支分部局を置く。

都道府縣労働基準局

労働基準監督署

公共職業安定所

第一款 都道府縣労働基

準局

(都道府縣労働基準局)

第十五條 都道府縣労働基準局の名稱、位置及び管轄区域は、労働基準法（これに基く命令を含む）、その所掌事務及び権限は、労働基準法（これに基く命令を含む。）及び労働者災害補償保険法（これに基く命令を含む。）の定めるところによる。

2 都道府縣労働基準局は、前項に定めるものの外、左に掲げる事務をつかさどる。

一 労働者災害補償保険法を施行すること。

二 労働能率の増進を図ること。

三 労働者の福利厚生を図ること。

四 賃金その他の労働条件及び労働者生計費に関する統計を作成すること。

3 都道府縣労働基準局長は、前項第四号に掲げる事務のうち、本省大臣官房の所掌に係る事務については、本省大臣官房労働統計調査部長の指揮監督を受けるものとする。

4 都道府縣労働基準局の内部組織は、労働省令で定める。

(附屬機関)

第十六條 左の表の上欄に掲げる機関は、都道府縣労働基準局の附屬

機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に

記載する通りとする。

名 称	目 的
地方賃金審議会	都道府縣労働基準局長の求めに應じ、最低賃金に関する事項を調査審議して意見を提出すること。
労働者災害補償審査会	労働者の業務上の負傷、疾病又は死亡の認定、療養の方法、補償金額の決定その他の労働基準法の定める災害補償の実施に関する事項を審査又は仲裁すること。
地方労働基準審議会	都道府縣労働基準局長の諮問に應じ、労働基準法の施行及び改正に関する事項を審議すること。
労働者災害補償保険審査会	労働者災害補償保険の保険給付に関する決定についての不服の申立てを審議すること。また、保険料その他の労働者災害補償保険法に規定する徴収金の賦課又は徴収の処分に関する訴願を審査すること。
衛生管理者試験審議会	都道府縣労働基準局長の諮問に應じ、労働基準法に基く特殊技能試験に關し、調査審議すること。

2 前項に掲げる附屬機関の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律（これに基く命令を含む。）に別段の定めがある場合を除く外、政令で定める。

第二款 労働基準監督署

第十七條 労働基準監督署の名稱、位置及び管轄区域は、労働基準法（これに基く命令を含む。）、その所掌事務及び権限は、労働基準法（これに基く命令を含む。）、及び労働者災害補償保険法（これに基く命令を含む。）、の定めるところによる。

2 労働基準監督署は、前項に定めるものの外、労働者災害補償保険

法の施行のうち、保険給付及び保険料算定基礎の調査に関する事務をつかさどる。

3 労働基準監督署の内部組織は、労働省令で定める。

第三款 公共職業安定所

第十八條 公共職業安定所の名稱、位置及び管轄区域は、職業安定法（これに基く命令を含む。）、その所掌事務及び権限は、職業安定法（これに基く命令を含む。）、失業保険法（これに基く命令を含む。）、及び緊急失業対策法（これに基く命令を含む。）、の定めるところによる。

2 公共職業安定所の内部組織は、

労働省令で定める。

3 労働大臣は、所務の一部を分掌させるため、所要の地に、公共職業安定所の出張所を置くことができる。その名稱、位置、管轄区域及び内部組織は、労働省令で定める。

(附屬機関)

第十九條 職業指導協議会は、公共職業安定所の附屬機関として置かれるものとし、公共職業安定所長の諮問に應じ、職業指導に関する事項を調査審議することを目的とする。

2 職業指導協議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、職業安定法（これに基く命令を含む。）、の定めるところによる。

第三章 外局

(外局)

第二十條 國家行政組織法第三條第二項の規定に基いて労働省に置かれる外局は、左の通りとする。

中央労働委員会

公共企業体仲裁委員会

國有鉄道中央調停委員会

專賣公社中央調停委員会

國有鉄道地方調停委員会

專賣公社地方調停委員会

中央労働委員会の組織、所掌事務及び権限は、労働組合法（これに基く命令を含む。）、及び労働関係調整法（これに基く命令を含む。）、の定めるところによる。

3 公共企業体仲裁委員会、國有鉄道中央調停委員会及び專賣公社中央調停委員会の組織、所掌事務及び権限は、公共企業体労働関係法（これに基く命令を含む。）、の定め

るところによる。

4 國有鉄道地方調停委員会及び專賣公社地方調停委員会の名稱、位置、管轄区域、組織、所掌事務及び権限は、公共企業体労働関係法の定めるところによる。

第四章 職員

(職員)

第二十一條 労働省に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他の人事管理に関する事項については、國家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）の定めるところによる。

第二十二條 労働省に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

附則

1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

2 失業保険委員会官制（昭和二十二年政令第二百七十八号）は、廃止する。

文部省設置法案

文部省設置法

目次

第一章 總則（第一條—第五條）

第二章 本省

第一節 内部部局（第六條—第十二條）

第二節 國立の學校その他の機関（第十三條—第二十四條）

第三節 地方支分部局（第二十五條—第二十八條）

第三章 職員（第二十九條—第三十條）

附則

第一章 總則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、文部省の所掌

事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌事務を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

(定義)

第二條 この法律の解釈に關しては、左の定義に従ふものとする。

一 「學術」とは、人文科学及び自然科学並びにそれらの應用の研究をいう。

二 「文化」とは、藝術及び國民娛樂、國家、重要美術品、史蹟名勝天然記念物その他の文化財、出版及び著作權並びにこれらに關する國民の文化的生活向上のための活動をいう。

三 「初等教育」とは、小学校及び幼稚園における教育をいう。

四 「中等教育」とは、中学校及び高等学校における教育をいう。

五 「特殊教育」とは、盲学校、ろう学校及び養護学校における教育をいう。

六 「社会教育」とは、公民教育、青少年教育、婦人教育、労働者教育等の社会人に対する教育、生活上のための科学教育、運動競技及びレクリエーション並びに図書館、博物館、公民館等の施設における活動をいう。

2 この法律で單に「教育」という場合には、學術及び文化を含むものとする。

3 第十條中「社会教育」には、文化（出版及び著作權を除く。）を含むものとする。

第三條 國家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三條第二

項の規定に基いて、文部省を設置する。

2 文部省の長は、文部大臣とする。

(文部省の任務)

第四條 文部省は、左に掲げる國の行政事務を一体的に遂行する責任を負う行政機關とする。

一 教育委員会、大学、研究機關その他教育に關する機關に対し、専門的、技術的な指導と助言を與えること。

二 民主教育の体系を確立するための最低基準に關する法令案その他教育の向上及び普及に必要な法令案を作成すること。

三 教育のための予算案の作成及び國庫支出金の割當、配分を行うこと。

四 教育のための物資の確保について援助すること。

五 大学及び研究機關の研究活動と連絡調整すること。

六 國際的な教育に關する國內における諸活動を連絡調整すること。

七 教育に關する調査研究を行い、及びその調査研究を行う機關に対し、協力し、又は協力を求めること。

八 教育に關する専門的、技術的な資料を作成し、及び刊行頒布すること。

九 前各号に掲げるもののほか、教育に關し、法律（これに基く命令を含む。）に基き文部省に屬せしめられた事務を行うこと。

(文部省の権限)

第五條 文部省は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律（これに基く命令を含む。）に従つてなされなければならない。

一 予算の範囲内で、所掌事務の遂行に必要な支出負担行為を行うこと。

二 収入金を徴収し、所掌事務の遂行に必要な支拂をする。

三 所掌事務の遂行に直接必要な事務所等の施設を設置し、及び管理すること。

四 所掌事務の遂行に直接必要な業務用資材、事務用品、研究用資材等を調達すること。

五 不用財産を処分すること。

六 職員任免及び賞罰を行い、その他職員の人事を管理すること。

七 職員の厚生及び保健のため必要な施設をなし、及び管理すること。

八 職員に貸與する宿舍を設置し、及び管理すること。

九 所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに従ひ、必要な措置をとること。

十 所掌事務の周知宣傳を行うこと。

十一 文部省の公印を制定すること。

十二 廣く利用に供する適當な記録を整備すること。

十三 大学の設置及び所掌事務に關する法人の設立を認可すること。

十四 教育職員、生徒、研究者、

著作家、藝術家並びに國際的な運動競技大会及び文化的会合の参加者等の諸外國との交換に關し、條約その他國際約束に従ひ、國際的取決めを交渉し、締結すること。

十五 所掌事務に關する國際會議の政府代表を選考し、關係政府機關に勧告すること。

十六 在外研究員及び内地研究員を選考して、これを任命し、並びに個人的な研究のための海外旅行及び在外研究を援助すること。

十七 教育職員の研修について連絡し、及び援助を與えること。

十八 大学及び研究機關に、國庫支出金によつて支持される研究の計画及びその經費の見積を提出させること。

十九 所掌事務に關する國庫支出金及び物資を割り當て、配分すること。

二十 自然物に關する調査研究、觀察及び実験の場として、國立自然教育園を管理運営し、及び整備すること。

二十一 所掌事務に關する調査研究をし、その結果を利用に供し、及び教育に關する調査研究を行う機關に対し、協力し、又は必要がある場合調査研究を委託すること。

二十二 所掌事務に關する統計調査の資料及び結果を收集し、解釈し、及び刊行頒布すること。

二十三 教育委員会、大学、研究機關その他教育に關する機關に、報告書その他資料を提出さ

せ、收集するための手続及び方式の基準を設定すること。

二十四 國家的又は國際的關心のある題目について、會議、研究会、討論会その他の催しを主催すること。

二十五 小学校、中学校、高等学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園に關し、教育課程、教科書用圖書その他の教材、施設、編制、身体検査、保健衛生、學校給食及び教育職員免許等についての最低基準に關する法令案を作成すること。

二十六 教育委員会、大学及び研究機關に關する法令案を作成すること。

二十七 前各号に掲げるもののほか、法律（これに基く命令を含む。）に基き文部省に屬せしめられた権限。

2 文部省は、その権限の行使に當つて、法律（これに基く命令を含む。）に別段の定めがある場合を除いては、行政上及び運営上の監督を行わないものとする。

第二章 本省

第一節 内部部局

第六條 本省に大臣官房及び左の五局を置く。

初等中等教育局

大学学術局

社会教育局

調査普及局

管理局

2 管理局に教育施設部を置く。

(大臣官房の事務)

第七條 大臣官房においては、文部

省の所掌事務に關し、左の事務をつかさどる。

一 機密に關すること。
二 職員の職務、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に關すること。
三 大臣の官印及び省印を管掌すること。

四 公文書類を授受し、發送し、編集し、及び保存すること。
五 各部署の準備した予算案に基いて、文部省所管の予算案を作成する等予算に關する事務を處理すること。

六 経費及び收入の決算及び會計並びに會計の監査に關すること。
七 行政財産及び物品を管理すること。

八 職員の衛生、医療その他福利厚生に關すること。
九 公報に關すること。
十 法令案の審査その他総合調整に關すること。

十一 渉外事務に關すること。
十二 前各号に掲げるもののほか、文部省の所掌事務で他部署の所掌に属さない事務に關すること。

2 大臣官房においては、前項に掲げる事務のほか、左の事務につかさどる。

一 ユネスコに關する國內における諸活動及び各部署のユネスコに關する事務について連絡調整すること。

二 教育職員の給與その他の待遇及び福利厚生に關し、調査研究し、及び援助を與えること。

三 國家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)に基き國立學校共済組合及び公立學校共済組合に關し、文部省に属せしめられた事務を處理すること。

四 宗教に關する情報、資料を収集し、及び宗教團體に關し、連絡すること。

五 教育職員及び教育關係公務員等の資格審査に關すること。
(初等中等教育局の事務)

第八條 初等中等教育局においては、初等教育、中等教育及び特殊教育に關し、左の事務をつかさどる。

一 初等教育、中等教育及び特殊教育に關する法令案を作成すること。

二 法律による最低基準に基き教育計画を推進助長し、且つ、その最低基準を越える初等教育、中等教育及び特殊教育の推進を指導すること。

三 左に掲げる事項のための予算案を準備すること。
イ 初等教育、中等教育及び特殊教育のための國庫補助金

ロ 専門的、技術的な援助及び資料を與える等この局の所掌事務の遂行に必要な経費
四 義務教育費國庫負担法(昭和十五年法律第二十二号)に基き文部省に属せしめられた事務を處理すること。

五 左のような方法によつて、學校管理、學校の施設、教育課程、特別教育活動、生徒指導、教授法その他初等教育、中等教育及び特殊教育のあらゆる面について、教育職員その他の關係者に対し、専門的、技術的な指導と助言を與えること。

イ 手引書、指導書、会報、パンフレットその他の専門的出版物を作成し、及び利用に供すること。
ロ 初等教育、中等教育及び特殊教育に關係のある教育職員の訓練のための全體的、地域的又はその他の研究集会、講習会、會議その他の催しを主催し、又はその開催を委託し、若しくはそれに参加すること。

ハ 初等教育、中等教育及び特殊教育のあらゆる面について、教育委員会その他の機關の求めに應じ、直接専門的、技術的な指導と助言を與えること。

六 初等教育、中等教育及び特殊教育に關する基礎的調査研究を行い、その結果及びそれを學校に關する諸問題に適用することについての情報を提供すること。

七 初等教育、中等教育及び特殊教育に關する統計調査を行い、必要な資料を収集し、解釈し、及びこれらの結果を利用に供し、又はそれらに關し、指導し、若しくは協力すること。

ハ 教材教具等の解説目録を作成し、及びそれらを利用に供すること。
九 職業指導に關し、援助と助言を與えること。

十 學校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基き高等學校並びに盲學校、ろう學校及び養護學校の行う通信教育に關し、援助と助言を與えること。

十一 學校における保健衛生及び學校給食に關し、援助と助言を與えること。

十二 初等教育、中等教育及び特殊教育についての國際的事項に關する國內事務を處理すること。

十三 小學校、中學校、高等學校、盲學校、ろう學校、養護學校及び幼稚園に準ずる各種學校に關し、援助と助言を與えること。

十四 小學校、中學校、高等學校、盲學校、ろう學校、養護學校及び幼稚園(これらの學校に準ずる各種學校を含む。)に關する法人の設立の認可について、管理局に對し、勧告すること。

十五 この局の所掌事務につき、法律によつて設置された審議會等に対し、事務的、技術的な援助を與えること。
十六 前各号に掲げるもののほか、初等教育、中等教育及び特殊教育に關し、文部省の権限として法令の定める事項を處理すること。

(大學學術局の事務)
第九條 大學學術局においては、左の事務をつかさどる。

一 大學教育及び學術に關する法令案を作成すること。
二 大學教育及び學術の発達及び普及、奨励に關し、指導と助言を與えること。

三 左に掲げる事項のための予算案を準備すること。
イ 大學教育及び學術のための國庫補助金

ロ 専門的、技術的な援助及び資料を與える等この局の所掌事務の遂行に必要な経費
四 左のような方法によつて、大學教育及び學術のあらゆる面について、教育職員、研究者その他の關係者に対し、専門的、技術的な指導と助言を與えること。

イ 専門的出版物を作成し、及び利用に供すること。
ロ 大學教育及び學術に關する全體的、地域的又はその他の研究集会、講習会、會議その他の催しを主催し、又はその開催を委託し、若しくはそれに参加すること。

五 大學教育及び學術に關する統計調査を行い、必要な資料を収集し、解釈し、及びこれらの結果を利用に供し、又はそれらに關し指導し、若しくは協力すること。

六 學校教育法に基き大學の行う通信教育に關し、援助と助言を與えること。

七 奨學及び生徒の厚生保護に關し、援助と助言を與えること。
八 大日本育英會法(昭和十九年法律第三十号)に基き文部省に属せしめられた事務を處理すること。

九 教育職員免許法(昭和二十四

年法律第 号)に基き文部省に属せしめられた事務を処理すること。

十 教育及び研究者の養成計画に關し、連絡調整を行い、及び援助、助言を與えること。

十一 日本學術會議、科學技術行政協議會及びその他の學術團體との連絡に關すること。

十二 研究者及び研究事業に關する目録を作成し、及び利用に供すること。

十三 大學及び研究機關の研究結果の頒布を援助すること。

十四 教育機關及び研究機關に対し、學術に關する情報の提供その他の便宜を與えること。

十五 自然物に關する調査研究、觀察及び実習の場として、國立自然教育園を管理運営し、及び整備すること。

十六 史料の収集、保存、及び利用に關する事務を處理すること。

十七 大學教育及び學術に關し、外國との教育職員、生徒、研究者及び出版物の交換並びにユネスコの他の國際機關、國際會議その他の國際的事項に關する國內事務を處理すること。

十八 國費による在外研究員及び内地研究員の任命に關する事務を處理し、並びに個人的な研究のための海外旅行及び在外研究を援助すること。

十九 外國人留學生に關し、援助と助言を與えること。

二十 大學に準ずる各種學校に關し、援助と助言を與えること。

二十一 大學(大學に準ずる各種學校を含む)及び學術に關する法人の設立の認可について、管理局に対し、勸告すること。

二十二 この局の所掌事務につき、法律によつて設置された審議會等に対し、事務的、技術的な援助を與えること。

二十三 前各号に掲げるもののほか、大學教育及び學術に關し、文部省の権限として法令の定める事項を處理すること。

(社會教育局の事務)

第十條 社會教育局においては、社會教育に關し、左の事務をつかさどる。

一 社會教育に關する法令案を作成すること。

二 社會教育の發達及び普及、奨励に關し、指導と助言を與えること。

三 左に掲げる事項のための予算案を準備すること。

イ 社會教育のための國庫補助金

ロ 専門的、技術的な援助及び資料を與える等この局の所掌事務の遂行に必要な経費

四 左のような方法によつて、社會教育のあらゆる面について、社會教育に關する團體、社會教育指導者その他の關係者に対し、専門的、技術的な指導と助言を與えること。

イ 適當な情報、資料を作成し、及び利用に供すること。

ロ 社會教育に關する研究集會、講習會、會議、討論會、展示會その他の催しを主催し、

又はその開催を委託し、若しくはそれに参加すること。

ハ 社會教育のあらゆる面について、教育委員會その他の機關の求めに應じ、直接専門的、技術的な指導と助言を與えること。

五 社會教育に關する基礎的調査研究を行い、それを解釈し、及びその結果に關する情報を提供する。

六 社會教育に關する統計調査を行い、必要な資料を収集し、解釈し、及びこれらの結果を利用に供し、又はそれらに關し、指導し、若しくは協力すること。

七 社會教育に有益な教材等の解説目録を作成し、及び利用に供すること。

八 學校教育法に基くものを除く通信教育に關し、援助と助言を與えること。

九 國宝、重要美術品、史跡名勝天然記念物その他の文化財の保存、維持及び利用に關する事務を處理すること。

十 社會教育に關し、外國との社會教育指導者、著作家、藝術家、運動競技者及び資料の交換並びにユネスコの他の國際機關、國際會議その他の國際的事項に關する國內事務を處理すること。

十一 社會教育に關する法人の設立の認可について、管理局に対し、勸告すること。

十二 この局の所掌事務につき、法律によつて設置された審議會

等に対し、事務的、技術的な援助を與えること。

十三 前各号に掲げるもののほか、社會教育に關し、文部省の権限として法令の定める事項を處理すること。

(調査普及局の事務)

第十一條 調査普及局においては、左の事務をつかさどる。

一 文部省の調査統計年次計画を立案すること。

二 文部省の所掌事務に關する一、般的調査統計を行い、必要な資料を収集し、解釈し、及びこれらの結果を利用に供すること。

三 他部局及び教育委員會その他の機關の調査統計計画に対し、専門的、技術的な援助と助言を與えること。

四 他部局の求めに應じ、特殊の調査研究及び統計調査の結果の集計について援助を與えること。

五 他部局と協力して、外國の教育に關する事情を調査研究し、及びその結果についての情報を他部局、教育委員會、教育職員その他一般の利用に供すること。

六 この局及び他部局の調査研究及び統計調査の結果を取りまとめ、文部省の所掌事務に關する年次報告、要覽、時報その他を編集し、及び頒布すること。

七 文部省の出版物の用語及び用語法を審査し、文法を定め、並びに体裁、意匠、さし絵及び図式に關する企画について他部局に対し、援助を與えること。

八 文部省の出版物(教科用圖書

を除く)及び文部省の奨励する事業のために必要な用紙及びその副資材の需要量を総合調整すること。

九 前号の用紙及びその副資材について、決定された割當量に基いて、その割當方針を立てること。

十 文部省から用紙の割當を受ける出版物の印刷、製本その他に必要な基準を設定し、及びこれらの出版物の價格を法令の範圍内で認可すること。

十一 文部省の出版物の印刷及び刊行頒布に關して、他部局に対し、援助を與えること。

十二 文部省の必要とする外國出版物の購入又は交換に關する事務を處理すること。

十三 國語審議會の答申の實施について企画し、他の政府機關、教育機關その他と連絡して、國語の改良及びその普及をはかること。

十四 文部省の計画及び政策に關し、公報を準備し、及び普及すること。

十五 この局の所掌事務につき、法律によつて設置された審議會等に対し、事務的、技術的な援助を與えること。

十六 この局の所掌事務に關する法令案を作成すること。

十七 この局の所掌事務に關する予算案を準備すること。

十八 前各号に掲げるもののほか、この局の所掌事務に關し、文部省の権限として法令の定める事項を處理すること。

し、援助と助言を與へること。

示会その他の催しを主催し、

法律によつて設置された審議會

八 文部省の出版物(教科用圖書

る事項を處理すること。

(管理局の事務)

第十二條 管理局においては、左の事務をつかさどる。

一 大学の設置、廢止及び設置者の變更の認可を行うこと。

二 文部省の所掌事務に関する法人の設立の認可等を行うこと。

三 文部省が著作の名義を有する出版物の著作権を管理すること。

四 著作權法(明治三十二年法律第三十九号)その他著作權に関する法令及び印刷出版法(明治四十三年法律第五十五号)に基き文部省に属せしめられた事務を處理すること。

五 文部省が著作の名義を有する教科用圖書及び檢定教科用圖書のために必要な用紙及びその副資材の需要量を綜合調整すること。

六 前号の用紙及びその副資材について、決定された割当量に基いて、その割当方針を立てること。

七 別に私立学校に關して規定する法律に基き文部省に属せしめられた事務を處理し、及び私立学校の運営について援助と助言を與へ、又は關係部局に対し、勧告すること。

八 学校、研究機關、社会教育施設その他文部省の所掌事務に關する團體、機關の要求する施設の建設、復旧、維持及び運営並びに実習、実験及び研究等のための統制物資の需要量を取りまとめ、その需要計画を作成して關係政府機關に要求すること。

九 決定された割当量に基いて、前号の團體、機關に対するそれぞれの物資の割当計画を作成し、及び割当、配分を行うこと。

十 前二号のほか、入手困難な物資に關し、第八号の團體、機關に対し、その入手についてあつ旋すること。

十一 学校施設の基準の設定について、關係部局に対し、勧告し、及び学校施設の復旧整備に關し、教育委員會その他の機關に対し、援助と助言を與へること。

十二 他部局と協力して、教育用品の規格を設定し、及び教育用品の解説目録を作成すること。

十三 学校施設の確保に關する政令(昭和二十四年政令第三十四号)に基き文部省に属せしめられた事務を處理すること。

十四 國費の支弁に属する学校施設の復旧整備工事を行うこと。

十五 この局の所掌事務につき、法律によつて設置された審議會等に対し、事務的、技術的な援助を與へること。

十六 この局の所掌事務に關する法令案を作成すること。

十七 この局の所掌事務に關する予算案を準備すること。

十八 前各号に掲げるもののほか、この局の所掌事務に關し、文部省の権限として法令の定める事項を處理すること。

2 教育施設部においては、前項第八号から第十四号までに掲げる事務及びこれらに關する第十五号か

ら第十八号までに掲げる事務をつかさどる。

第二節 國立の学校その他

(國立の学校等)
第十三條 文部大臣の所轄の下に、國立の学校及び左の機關を置く。

國立教育研究所

國立博物館

國立科学博物館

緯度観測所

統計数理研究所

國立遺傳学研究所

國立國語研究所

日本藝術院

(評議員會)
第十四條 前條の機關のうち、國立教育研究所、國立博物館、國立科学博物館、統計数理研究所及び國立遺傳学研究所にそれぞれ評議員會を置く。

2 評議員會は、それぞれの機關の事業計画、経費の見積、人事その他の運営管理に關する重要事項について、それぞれの機關の長に助言する。

3 それぞれの機關の長は、評議員會の推薦により、文部大臣が任命する。

4 評議員會は、二十人以内の評議員で組織する。

5 評議員は、学識経験のある者のうちから、文部大臣が任命する。

6 評議員の推薦、任期その他評議員會の組織及び運営の細目については、政令で定める。

(國立の学校)
第十五條 國立の学校については、國立学校設置法(昭和二十四年法

律第 号)の定めるところによる。

(國立教育研究所)
第十六條 國立教育研究所は、教育に關する実地的、基礎的研究調査を行う機關とする。

2 國立教育研究所の内部組織は、文部省令で定める。

(國立博物館)
第十七條 國立博物館は、美術品及び歴史資料を収集、保存して公衆の観覽に供し、あわせてこれに關連する調査研究及び事業を行う機關とする。

2 國立博物館は、東京都に置く。

3 國立博物館に奈良分館を置く。

4 國立博物館に長崎資料館を置き、歴史及び美術等に關する資料を収集、保存して、公衆の観覽に供せしめる。

5 國立博物館に美術研究所を置き、美術に關する調査研究を行わしめる。

6 國立博物館の内部組織は、文部省令で定める。

(國立科学博物館)
第十八條 國立科学博物館は、自然科学及びその應用に關する資料を収集、保存して公衆の観覽に供し、あわせてこれに關連する調査研究及び事業を行う機關とする。

2 國立科学博物館は、東京都に置く。

3 國立科学博物館の内部組織は、文部省令で定める。

(緯度観測所)
第十九條 緯度観測所は、緯度変化観測、計算及びその研究に關することををつかさどる機關とする。

2 緯度観測所は、岩手縣に置く。

3 緯度観測所の内部組織は、文部省令で定める。

(統計数理研究所)
第二十條 統計数理研究所は、統計に關する数理及びその應用の研究をつかさどり、あわせてその研究の連絡及び促進をはかる機關とする。

2 統計数理研究所に附屬統計技術員養成所を置き、統計技術員を養成せしめる。

3 統計数理研究所の内部組織は、文部省令で定める。

(國立遺傳学研究所)
第二十一條 國立遺傳学研究所は、遺傳に關する學理的綜合研究及びその應用の基礎的研究をつかさどり、あわせて遺傳学研究所の指導、連絡及び促進をはかる機關とする。

2 遺傳学研究所の内部組織は、文部省令で定める。

(國立國語研究所)
第二十二條 國立國語研究所については、國立國語研究所設置法(昭和二十三年法律第二百五十四号)の定めるところによる。

(日本藝術院)
第二十三條 日本藝術院は、藝術上の功績顯著な藝術家を優遇するために置かれる機關とする。

2 日本藝術院会員には、予算の範圍内で、文部大臣の定めるところにより、年金を支給することができ

3 日本藝術院の内部組織、会員その他職員及び運営については、政令で定める。

(審議等)
第二十四條 第十三條に掲げるもののほか、本省に左表の欄に掲げる機関を置き、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種 類	目 的
教職員適格審査会	教職員の除去、就職禁止等に関する政令(昭和二十二年政令第六十二号)に基づき文部大臣の定める範囲の教育職員及び教育関係公務員等の適格審査を行うこと。
中央教職員適格審査会	教職員の除去、就職禁止等に関する政令に基づき教職不適格者と判定された者の再審査及び教職不適格者と判定された者の請求による恩給手当等の復活の審査並びに同令附則第四項の規定に基づく審査を行うこと。
教育課程審議会	教育課程に関する事項を調査研究し、及び審議すること。
職業教育及び職業指導審議会	職業教育及び学校が行う職業指導に関する事項を調査審議すること。
通信教育審議会	文部大臣の諮問に應じて通信教育の認可、優良な通信教育の認定、通信教育用圖書の検定その他通信教育に関する重要事項を調査審議すること。
保健体育審議会	学校における保健体育教育及び体育、学校給食並びに運動競技に関する事項を調査審議すること。
学徒厚生審議会	奨学及び学徒の厚生保護に関する事項を調査審議すること。
教職員養成審議会	教育職員の養成制度及び現職にある教育職員に関する事項を調査審議すること。
学術奨励審議会	学術の奨励及び普及に関する事項を調査審議すること。
測地学審議会	測地学及び政府機関における測地事業計画に関する事項を調査審議すること。
社会教育審議会	公民教育、婦人教育その他社会教育一般に関する事項を調査審議すること。
青少年教育審議会	青少年の健全な育成、青少年の不良化防止及び救護並びに児童文化その他児童等の校外生活に関する事項を調査審議すること。
労働者教育審議会	労働者教育に関する事項を調査審議すること。
国宝保存会	文部大臣の諮問に應じて国宝保存法(昭和四年法律第十七号)に規定する事項その他国宝の保存に関する重要事項を調査審議すること。
重要美術品等調査審議会	文部大臣の諮問に應じて重要美術品等の保存に関する法律(昭和八年法律第四十三号)第一條の規定による輸出及び移出の許可並びに同法第二條の規定による認定及びその

史跡名勝天然記念物調査会
國語審議会
大学設置審議会
著作権審査会
教科用圖書審議会

取消に関する事項その他重要美術品等の保存に関する重要事項を調査審議すること。
文部大臣の諮問に應じて史跡名勝天然記念物の保存に関する重要事項を調査審議すること。
國語に関する事項を調査審議すること。
文部大臣の諮問に應じて大学設置の認可及び博士その他の学位に関する事項を調査審議すること。
文部大臣の諮問に應じて著作権法第二十二條ノ五第二項又は第二十七條第二項の規定による横金の額について調査審議すること。
教科用圖書に関する重要事項を調査審議すること。

2 前項に掲げる機関の分科会、内
部組織、所掌事務及び委員その他

の職員については、他の法律(これに基く命令を含む)に別段の

定がある場合を除くほか、政令で定める。

第三節 地方支分部局
第二十五條 本省に左の地方支分部局を置く。
文部省教育施設部出張所
(所掌事務)

第二十六條 文部省教育施設部出張所は、管理局教育施設部の所掌事務を分掌する。
(名称、位置及び管轄区域)

第二十七條 文部省教育施設部出張所の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名 称	位 置	管 轄 区 域
文部省教育施設部札幌出張所	札幌市	北海道
文部省教育施設部仙台出張所	仙台市	青森縣、岩手縣、宮城縣、秋田縣、山形縣、福島縣
文部省教育施設部東京出張所	東京都	東京都、茨城縣、群馬縣、栃木縣、埼玉縣、千葉縣、神奈川縣、山梨縣、新潟縣、長野縣
文部省教育施設部名古屋出張所	名古屋市	岐阜縣、愛知縣、靜岡縣、三重縣、富山縣、石川縣、滋賀縣、京都府、大阪府、兵庫縣、奈良縣、和歌山縣、福井縣
文部省教育施設部大阪出張所	大阪市	大阪府、兵庫縣、奈良縣、和歌山縣、福井縣
文部省教育施設部廣島出張所	廣島市	鳥取縣、島根縣、岡山縣、廣島縣、山口縣
文部省教育施設部高松出張所	高松市	徳島縣、香川縣、愛媛縣、高知縣
文部省教育施設部福岡出張所	福岡市	福岡縣、長崎縣、佐賀縣、熊本縣、大分縣、宮崎縣、鹿児島縣

(内部組織)
第二十八條 各文部省教育施設出張所の内部組織は、文部省令で定める。

第三章 職員
(職員)
第二十九條 文部省に置かれる職員は、任用、昇任、懲戒その他の人事管理に関する事項については、國

家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)及びその特例に關して規定する法律の定めるところによる。

(定員)
第三十條 文部省に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。
附 則
1 この法律は、昭和二十四年六月

一日から施行する。
2 左の勅令及び政令は、廃止する。但し、法律(これに基く命令を含む)に別段の定めがある場合を除くほか、従前の機関及び職員は、この法律に基く相當の機関及び職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

文部省官制(昭和十七年勅令第七百四十八号)

第一條の規定による提出及び移転の許可並びに同法第二條の規定による認定及びその

の任免、昇任、懲戒その他の人事管理に関する事項については、國

附則
1 この法律は、昭和二十四年六月

文部省官制（昭和十七年勅令第七百四十八号）

文部省に調査局を置く勅令（昭和二十一年勅令第五百八十九号）

文部省内臨時職員等設置制（大正九年勅令第二百九十三号）

教育研究所官制（昭和二十年勅令第五百七十二号）

國立博物館官制（昭和二十二年政令第八号）

東京科学博物館官制（大正十年勅令第二百八十六号）

緯度観測所官制（大正九年勅令第四百八十二号）

統計院研究所官制（昭和十九年勅令第三百八十五号）

日本藝術院官制（昭和十二年勅令第二百八十号）

測地学委員会官制（明治三十一年勅令第八十四号）

史蹟名勝天然紀念物調査会官制（昭和十一年勅令第三百九十七号）

國語審議會官制（昭和九年勅令第三百三十一号）

教科用圖書委員会官制（昭和二十二年政令第二百七十六号）

教員檢定委員会官制（明治三十三年勅令第三百三十五号）

前項但書の規定は、職員の設定に関する法律の適用に影響を及ぼすものではない。

4 この法律中「高等学校」には、学校教育法第九十八條第一項の従前の規定による中等学校を、「大学」には、同條同項の従前の規定による大学、高等学校、専門学校及び教員養成諸学校を含むものとする。

5 第八條第十号中「高等学校」は、

当分の間、「中学校及び高等学校」と読み替へるものとする。

6 初等中等教育局において、当分の間、学習指導要領を作成するものとする。但し、教育委員会において、学習指導要領を作成することを妨げるものではない。

7 初等中等教育局においては、昭和二十三年度において編修を計画した社会科、理科、國史、習字の教科用圖書の編修が終るまでは、その編修を継続するものとする。

8 初等中等教育局においては、当分の間、文部省が著作の名称を有する教科用圖書で年需要部数が一万部を越えるものについて、その改訂を行ふものとする。

9 初等中等教育局においては、当分の間、言ふべき教育用等の特殊の教科用圖書の編修及び改訂を行ふものとする。

10 初等中等教育局においては、当分の間、学校給食に関する左の事務をつかさどる。

一 学校給食計画の運営に必要な食糧その他の物資の需要量を総合調整し、及び調当方針を立てること。

二 関係政府機関、教育委員会その他の関係機関との連絡を行ひ、及びその協力を求めること。

11 管理局においては、当分の間、教科用圖書の檢定を行ふものとする。

12 管理局においては、当分の間、初等教育、中等教育及び特殊教育用の教科用圖書の発行の指示及び製造供給の承認等、教科書の発行

に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第三十二号）に基き文部省に属せしめられた事務を処理するものとする。

13 社会教育局においては、当分の間、北海道函館市、京都府舞鶴市及び長崎縣佐世保市に所部の職員を派遣して、復員者その他一般引揚者に対する成人教育を行ふものとする。

14 第十三條に掲げるもののほか、別に圖書館に關して規定する法律が制定施行されるまで、文部大臣の所轄の下に、圖書館職員養成所を置き、圖書館の職員を養成せしめる。圖書館職員養成所に關して必要な事項は、文部省令で定める。

15 國立圖書館官制を廃止する等の政令（昭和二十四年政令第五十八号）の一部を次のように改正する。

第二條を次のように改める。

第二條 削除

16 第二十四條に掲げるもののほか、当分の間、本省に左表の上欄に掲げる審議會等を置き、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

第六百三十三号 昭和二十四年四月九日受理
水道行政の一元化に関する請願
請願者 岐阜市議會議長 松原 喜八
紹介議員 大野幸一君
今回事務省に水道課が設置され、その機構が既設の建設省水道課と対立しているため、水道事業者に対する命令系統が二本立てとなり事業運営に極めて支障が多いから、この両省にまたがる両課を統一して水道行政の一元化を図りたいとの請願。

第六百三十三号 昭和二十四年四月十一日受理
主要統計調査費全額國庫補助に關する請願
請願者 岐阜市議會議長 松原 喜八
紹介議員 大野幸一君
中央の要請によつて地方が実施している主要統計調査は、統計法第十七條及び地方財政法第十一條によつてその費用の全額國庫負担の義務が明記されているにもかかわらず、実情は各調査平均五割を下らない市費負担となつてゐる。反面これら補助は少額のため、諸費高騰の折柄調査の万全を期しなれないのみでなく、半途にして放棄しなればならない事態を招来する虞もあるから、主要統計費を全額國庫補助せられたいとの請願。

種	類	目
教員檢定	審査	教員檢定に関する事務をつかさどること。
羅馬字調査	審議會	羅馬字による國語の書き表し方に関する事項を調査審議すること。
教科書出版資格審査	審査會	文部省著作教科書の出版権等に関する法律（昭和二十四年法律第 号）に規定する事項を審査すること。
教科用圖書檢定調査	調査會	文部大臣の諮問に應じて檢定申請の教科用圖書を調査すること。

第十一條を創る。

四月二十二日本委員会に左の事件を付託された。

一、水道行政の一元化に関する請願（第六百三十三号）

一、主要統計調査費全額國庫補助に關する請願（第六百二十号）

一、自治省設置に關する請願（第六百二十一号）

一、氣象官署職員を行政整理の対象より除外するの陳情（第二百五十九号）

17 前項に掲げる機関の分科會、内務組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律（これに基き命令を含む）に別段の定めがある場合を除くほか、政令で定める。

18 第二章第三節に規定する文部省教育施設部出張所は、臨時物資需給調整法（昭和二十一年法律第三十二号）の規定が効力を有する間、存続するものとする。

19 國立國語研究所設置法の一部を次のように改正する。

第六百二十一号 昭和二十四年四月十一日受理
自治省設置に關する請願
請願者 岐阜市議會議長 松原 喜八
紹介議員 大野幸一君

市町村の民自治行政の円滑な運営のために、自治省を設置されて現存する官僚の思想的障害の除去を図られたことの請願。

第二百五十九号 昭和二十四年四月九日受理

氣象官署職員を行政整理の対象より除外するの陳情

陳情者 東京都千代田区大手町中
中央氣象台内全國氣象職員
組合内 堀内剛二

わが國は、世界有数の天災國で、これによる災害は戦後特に巨額に上り、民生不安を加えている。しかるに、本年度予算編成に際して、氣象官署に対する標準予算定員の査定は、結果的には実員の三割四分に達する行政整理となるが、万一これが実施されるときは業務の一部停止は必至となり、氣象業務を縮小することによつて、暴風、津波、洪水、地震等の災害を増大する虞を生じ、送電、輸送、通信等の重要業務に重大な影響を與えるから、職員を整理対象から除外されて、むしろ事情聴取又は業務調査視察を実施の上、予算定員について再検討せられたいとの陳情。

四月二十三日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

- 一、運輸省設置法案
- 一、通商産業省設置法案
- 一、郵政省設置法及び電気通信省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案
- 一、建設省設置法の一部を改正する法律案
- 運輸省設置法案

目次

- 第一章 総則（第一條—第四條）
- 第二章 本省
- 第一節 運輸審議會（第五條—第十八條）
- 第二節 内部部局（第十九條—第二十八條）
- 第三節 附属機関（第二十九條—第三十八條）
- 第四節 地方支分部局（第三十九條—第五十五條）
- 第一款 海運局（第四十條—第四十四條）
- 第二款 公共船員職業安定所（第四十五條）
- 第三款 港灣建設部（第四十六條—第五十條）
- 第四款 陸運局（第五十一條—第五十五條）
- 第三章 外局（第五十六條—第五十八條）
- 第一節 船員労働委員会（第五十七條）
- 第二節 海上保安廳（第五十八條）
- 第四章 職員（第五十九條—第六十條）
- 第五章 公國（第六十一條）
- 附則
- 第一章 總則
- （この法律の目的）
- 第一條 この法律は、運輸省の所掌事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。
- （設置）
- 第二條 國家行政組織法（昭和二十

三年法律第二十号）第三條第二項の規定に基いて、運輸省を設置する。

2 運輸省の長は、運輸大臣とする。

（運輸省の任務）

第三條 運輸省は、左に掲げる事項に関する國の行政事務を一体的に遂行する責任を負う行政機関とする。

一 水運

二 陸運

三 港灣

四 船舶及び鉄道車輛その他の陸運機器（自動車製造を除く）

五 船員

六 運輸に関連する観光

七 氣象

八 倉庫業

九 海上の安全及び治安の確保並びに海難の審判

（運輸省の権限）

第四條 運輸省は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律（これに基く命令を含む）に従つてなされなければならない。

一 予算の範囲内で、所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をすること。

二 収入金を徴収し、所掌事務の遂行に必要な支拂をすること。

三 所掌事務の遂行に直接必要な事務所の施設を設置し、及び管理すること。

四 所掌事務の遂行に直接必要な業務用資材、事務用品、研究用資材等を調達すること。

五 不用財産を処分すること。

六 職員任免及び賞罰を行い、並に職員を訓練すること。

七 職員の厚生及び保健のため必要な施設をし、及び管理すること。

八 職員に貸與する宿舍を設置し、及び管理すること。

九 所掌事務に関する統計、調査資料等を頒布し、刊行し、又は販賣すること。

十 所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに従い、必要な措置をとること。

十一 所掌事務の周知宣傳を行うこと。

十二 運輸省の公印を制定すること。

十三 所掌事務に係る公益人その他の団体につき、許可若しくは認可を與え、又はその許可若しくは認可を取り消すこと。

十四 所掌事務に關し、届出をさせ、報告を徴し、又は必要な命令をすること。

十五 水上運送事業者に対し、航路、就航区域又は船舶を指定して航路を命じ、制限し、又は禁止すること。

十六 船舶の製造、改造、修繕、引揚及び解体を許可し、且つ、必要な命令をすること。

十七 船舶の積量を測定し、及び船舶を登録すること。

十八 船員の労働組合の資格に関する決定をし、及び規約の変更を命ずること。

十九 船員に係る労働協約を、他の同種の船員及び使用者に適用することを決定すること。

- 二十 船員の労働関係に關し、労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）の定める公益事業を指定し、及び労働争議につき船員中央労働委員会及び船員地方労働委員会（以下「船員労働委員会」といふ。）に調停を請求すること。
- 二十一 船員又は船舶所有者に対し、公認、許可、審査、仲裁、臨検又は質問を行い、及び必要な処分をすること。
- 二十二 法令又は労働協約に抵触する船員の就業規則の変更を命ずること。
- 二十三 船員手帳を交付し、及び船員原簿を管理すること。
- 二十四 船員の最低賃金を定めること。
- 二十五 船員の職業紹介事業、労働供給事業及び募集を許可し、又は制限すること。
- 二十六 港灣（港灣施設（もつぱら國の他の行政機関の管理に属するものを除く。）を含む。以下第五十号を除き本條中同じ。）及び航路の建設、改良、保存若しくは管理を行い、又はこれらを行う者に対し認可を與え、若しくは助成すること。
- 二十七 港灣の使用料の徴収に關し、認可すること。
- 二十八 港灣運送に關し、事業設備の新設、拡張、改良、譲渡、譲受、賃借又は使用方法につき必要な命令をすること。
- 二十九 港灣内の公有水面の埋

立、干たぐ及び使用を免許すること。

三十 倉庫業法（昭和十年法律第四十一号）による倉庫証券の発行を許可し、及び事業計画、営業規則又は保管料率の変更を命ずること。

三十一 日本國有鉄道監督すること。

三十二 國有鉄道調停委員会に対し調停を請求し、又は公共企業体仲裁委員会に対し仲裁を請求すること。

三十三 内閣総理大臣に対し公共企業体仲裁委員会の委員の罷免を請求すること。

三十四 日本國有鉄道の役員又は職員で司法警察職員として職務を行つる者を指名し、又は指名する者を定め、及びこれらの者が司法警察職員として行つ職務を監督すること。

三十五 地方鉄道及び軌道を免許し、又は特許し、並びに地方鉄道及び軌道の業務に關し、許可し、又は認可すること。

三十六 鉄道財團及び軌道財團につき、抵当権の設定を認可し、且つ、これを登録すること。

三十七 地方鉄道及び軌道の係員の職制及び資格を定めること。

三十八 専用鉄道及び索道を免許し、及び無軌條電車の特許すること。

三十九 自動車運送事業及び自動車運送事業を免許し、及び自動車運送事業及び自動車運送事業の業務に關し、許可し、又は認可すること。

業計画、運送條件又は運送約款の変更を命じ、その他必要な命令をすること。
四十一 自家用自動車の使用を調整すること。
四十二 自動車及び旅客乗車用の整備を命じ、又はその検査及び登録をすること。
四十三 小運送業を免許し、及び小運送業の業務（附帯業務を含む。）に關し、認可すること。
四十四 水上運送事業における運賃及び船舶のよう、船舶に關し、必要な命令をすること。
四十五 鉄道、軌道、索道、無軌條電車、自動車運送事業、自動車運送事業及び小運送業における運賃又は料金に關し、認可し、又はその変更を命ずること。
四十六 氣象電報を集め、氣象無線電報を受信すること。
四十七 氣象及び海況の予報、氣象資料の通報、地震、地動、津波及び火山に關する通報を発すること。
四十八 船舶を指定して氣象の観測をさせること。
四十九 地上氣象及び地盤の観測のうち簡易なもの及び氣象事業に關係のある測定の観測を政府機関、地方公共団体、個人又は会社その他の団体に委託すること。
五十 委託により、港灣（港灣施設を含む。以下同じ。）及び海面の工事を施行すること。
五十一 船員の労働争議に關し、あつ旋し、調停し、及び仲裁すること。

五十二 港、灣、海峡その他の日本國の沿岸水域において海上の安全を確保し、並びに法令の違反を予防し、捜査し、及び鎮圧するため、必要な措置をとり、並びに海難の審判を行うこと。
五十三 前各号に掲げるものの外、法律（これに基く命令を含む。）に基き運輸省に属せられた権限
運輸省は、前項に掲げるものの外、臨時の権限として左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律（これに基く命令を含む。）に従つてなされなければならない。
一 船舶を使用し、及び船舶運賃を監督すること。
二 船舶の期間より、船契約に關する定をし、及び船舶の使用に關し、許可し、又は承認すること。
三 船舶公團を監督すること。
四 所掌事務に係る事業の再建整備計画につき認可を與えること。
五 所掌事務に係る賠償充當設備等の管理及び撤去並びに賠償充當設備等の輸送を命ずること。
六 所掌事務に係る物資の割當を行い、又は配給を規整すること。
七 所掌事務に關し、供給の特に不足する物資の使用を制限し、若しくは禁止し、又はその輸送若しくは工事の施行を命ずること。
八 所掌事務に係る工事の施行を制限し、又は禁止すること。

九 前各号に掲げるものの外、法律（これに基く命令を含む。）に基き運輸省に属せられた権限
第二章 本省
第一節 運輸審議會
（設置）
第五條 運輸省に、公共の利益を確保するため次條第一項に掲げる事項について公平かつ合理的な決定をさせるため、運輸審議會を常置する。
（諮問事項）
第六條 運輸大臣は、左に掲げる事項について必要な措置をする場合には、運輸審議會にはかり、その決定を尊重して、これをしなければならぬ。
一 日本國有鉄道における基本的な運賃及び料金の設定若しくは変更又はこれらに關する認可
二 地方鉄道、軌道、自動車運送事業及び小運送業における基本的な運賃及び料金に關する認可又は変更の命令
三 水上運送事業の國內航路における基本的な運賃及びより船舶料（船舶運賃會による期間より船舶のよう、船舶を除く。）に關する指定又は認可
四 港灣運送業における基本的な港灣作業料率及び倉庫業における基本的保管料率に關する指定又は認可
五 地方鉄道の免許及び軌道の特許
六 地方鉄道の免許若しくは軌道の特許の取消又は地方鉄道若しくは軌道の營業の停止
七 自動車運送事業の免許若しくは

はその取消又は事業の停止
八 小運送業の免許若しくはその取消又は事業の停止
九 日本國有鉄道が行う鉄道新線の建設、他の運輸事業の譲受、連絡船航路若しくは自動車運送事業の開始及び營業線の譲渡の許可又は認可
十 日本國有鉄道、地方鉄道及び軌道の營業線の休止又は廃止の許可
十一 地方鉄道、軌道及び自動車運送業における会社の合併、事業の譲受若しくは譲渡又は事業の管理の委託若しくは受託の許可又は認可
十二 前各号に掲げる処分に關する訴願の裁決
十三 前項各号に掲げる事項のうち、運輸審議會が懸念なものと認めるものについては、運輸大臣は、運輸審議會にはからぬでこれを行ふことができる。
（勸告）
第七條 運輸審議會は、前條第一項に掲げる事項に關し、職権により、又は利害關係人の申請に基き、運輸大臣に対し、必要な勸告をすることができ。
二 運輸大臣は、前項の勸告を受けたときは、これを尊重して、必要な措置をとらなければならない。
（組織）
第八條 運輸審議會は、委員七人をもつて組織する。
二 委員のうち一人は、運輸次官をもつて充てる。
三 運輸審議會に、会長を置く。運輸次官たる委員をもつて充てる。

4 会長は、会務を総理する。

5 運輸審議会は、あらかじめ、委員のうちから、会長に事故がある場合に会長の職務を代行する者を定めて置かなければならない。

6 運輸次官たる委員には、次條から第十二條までの規定は、適用しない。

(委員の任命)

第九條 委員は、年齢三十五年以上の者で、廣い経験と高い識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が両議院の同意を得て、任命する。

2 左の各号の一に該当する者は、委員であることができない。

一 國務大臣、國會議員又は地方公共團體の議会の議員

二 政党の役員

3 委員は、他の政府職員の職を兼ねてはならない。

(委員の任期)

第十條 委員の任期は、三年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができ

る。

3 運輸審議会の設置後最初に任命される委員の任期は、任命の際において内閣総理大臣の定めるところにより、任命の日から二人ずつそれぞれ一年、二年、三年とする。

(委員の罷免)

第十一條 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため、職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を得

て、これを罷免することができる。

(委員の報酬及び旅費)

第十二條 委員は、次官と同じ基礎に基き給與を受けるものとする。

2 委員は、予算に定める金額の範囲内で旅費を受けるものとする。

(議決方法)

第十三條 運輸審議会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。

2 運輸審議会の議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 特定の事案につき特別の利害關係を有する委員は、運輸審議会の決議があつたときは、当該事案に係る議決に参加することができない。

4 運輸審議会は、関係官廳の職員をその会議に出席させて必要な説明を求めることができる。

5 関係官廳の長は、その職員を運輸審議会に出席させて意見を述べさせ、又は説明をさせることができる。

(小委員会)

第十四條 運輸審議会は、委員三人以上をもつて組織する小委員会を設け、運輸審議会の権限の一部を委任することができる。

2 小委員会のした決定は、運輸審議会の決定と同一の効力を有する。

3 運輸審議会は、必要があると認めるときは、小委員会のした決定を再審査し、これを変更し、又は取り消すことができる。

(委員の秘密保持の義務)

第十五條 委員及び委員であつた者は、その職務に関して知ることのできた秘密を他に漏らし、又は窃用してはならない。

(公聴会)

第十六條 運輸審議会は、第六條第一項の規定により附議された事項については、必要があると認めるときは、公聴会を開くことができ、又は運輸大臣の指示若しくは運輸審議会の定める利害関係人の申請があつたときは、公聴会を開かなければならない。

(調査等)

第十七條 運輸審議会は、その職務を行うため、必要があると認めるときは、左の各号に掲げる事項を行うことができる。

一 公務所又は関係事業者若しくはその組織する団体その他の関係者に對し、必要な報告、情報又は資料を求めること。

二 公務所又は関係事業者若しくはその組織する団体又は学識経験ある者に必要な調査を嘱託すること。

三 関係人又は参考人に對し、出頭を求めてその意見又は報告を徴すること。

2 前項第三号の規定により出頭を求められた関係人又は参考人は、政令の定めるところにより、旅費及び手当を請求することができる。

(その他)

第十八條 運輸審議会の決定は、運輸省令の定めるところにより、公にしななければならない。

2 運輸審議会の議事規則は、運輸審議会の勧告に基き、運輸省令で定める。

3 この節に規定するものの外、運輸審議会に關し必要な事項は、運輸省令で定める。

第二節 内部部局

第十九條 本省に、大臣官房及び左の六局を置く。

海運局

船舶局

船員局

港務局

鉄道監督局

自動車局

2 大臣官房に、観光部を置く。

3 海運局に、海運調整部を置く。

4 鉄道監督局に、國有鉄道部及び民營鉄道部を置く。

5 自動車局に、業務部及び整備部を置く。

(内部部局と運輸審議会との關係)

第二十條 各局の所掌事務に關するこの節の規定は、運輸審議会の権能になんらの影響を及ぼすものではない。

2 大臣官房及び関係各局の長は、運輸審議会の要求がある場合には、その所掌に属する事務に關し、必要な資料を提出しなければならない。

3 大臣官房及び関係各局の長は、必要があると認めるときは、運輸審議会に對しその所掌に属する事務に關し、意見を述べることができ

審議会の決定を実行に移すため、必要な措置をとらなければならない。

(特別な職)

第二十一條 大臣官房に、官房長一人を置く。

2 官房長は、命を受けて大臣官房の事務を掌理する。

3 運輸省に、運輸省參與二十人以上を置き、省務に參與させる。

(大臣官房の事務)

第二十二條 大臣官房においては、運輸省の所掌事務に關し、左の事務をつかさどる。

一 機密に關すること。

二 大臣の官印及び省印を管掌すること。

三 公文書類を接受し、発送し、編集し、及び保存すること。

四 國會との連絡に關すること。

五 國立國會圖書館に關すること。

六 調査及び統計に關し、取りまとめること。

七 公報に關すること。

八 公益法人その他の團體に關する許可又は認可に關すること。

九 氣象に關すること。

十 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに職員の教養及び訓練に關すること。

十一 職員の衛生、医療その他福利厚生に關すること。

十二 行政の調査を行うこと。

十三 法令案の審査その他の法務に關すること。

十四 部局の設置及び廢止並びに分課に關すること。

合においては、両議院の同意を得

取り消すことができる。

にしなければならない。

従い、その所掌事務に關し、運輸

分課に關すること。

十五 技術の振興、調整及び活用を圖ること。

十六 総合調整及び実施計画の設定に關すること。

十七 渉外事務に關し、取りまとめをすること。

十八 運輸審議会の庶務に關すること。

十九 経費及び収入の予算、決算及び会計並びにこれらの監査に關すること。

二十 國有財産及び物品を管理すること。

二十一 賠償に關連する輸送の連絡及び統括に關すること。

二十二 運輸に關して、観光事業の発達、改善及び調整を圖ること。

二十三 運輸に關して、観光地及び観光施設を調査し、及び改善すること。

二十四 観光宣傳に關すること。

二十五 前各号に掲げるものの外に運輸省の所掌事務で他局及び他の機關の所掌に屬さない事務に關すること。

2 大臣官房においては、前項に掲げるものの外、臨時の事務として所掌事務に關する指定生産資材等の割当及び監査に關する事務をつかさどる。

3 観光部においては、第一項第二十二号から第二十四号まで及び前項に掲げる事務をつかさどる。

(海運局の事務)
第二十三條 海運局においては、左の事務をつかさどる。

一 海運局、船舶局、船員局及び港務局の所掌に屬する事務(以下

下この節において「海事」と總稱する。)の総合調整及び実施計画の設定に關すること。

二 海事仲裁團體に關すること。

三 海事思想の普及宣傳に關すること。

四 水上運送事業の発達、改善及び調整に關すること。

五 水上における輸送の増進、改善及び調整に關すること。

六 日本國沿岸に置き去られた船舶の処理に關すること。

七 水上運送事業における運賃及び燃料に關すること。

2 海運局においては、前項に掲げるものの外、臨時の事務として左の事務をつかさどる。

一 海事に關する事業の再建整備及び金融並びに在外会社の財産整理に關すること。

二 船舶の使用及び船舶運賃の監督に關すること。

三 船舶の運輸の管理及び監査に關すること。

四 臨時物資供給調整法(昭和二十一年法律第三十二号)に基く水上輸送の調整に關すること。

五 船舶の運賃、貨渡(期間より船を含む。以下同じ。)、担保の供與及び引渡に關すること。

六 水上運送等の用に供する指定生産資材及び石油製品の割当及び監査に關すること。

3 海運調整部においては、第一項第一号から第三号までの事務及び第二項第一号の事務をつかさどる。

の事務をつかさどる。

一 造船に關する事業の発達、改善及び調整に關すること。

二 船舶の製造、修繕、引揚及び解体(航路開闢のために船舶の引揚及び解体を除く。以下同じ。並びに船舶用機関及び船舶用品の製造、修繕、流通及び消費の増進、改善及び調整に關すること。

三 船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造及び修繕に關する技術の改善に關すること。

四 船舶の積込の測定に關すること。

五 船舶の登録に關すること。

六 船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造及び修繕に關する試験及び研究に關すること。

船舶局においては、前項に掲げるものの外、臨時の事務として左の事務をつかさどる。

一 造船に關する事業の賠償指定施設の管理、保全及び撤去に關すること。

二 船舶公園を監督すること。

三 船舶及び本邦外に船籍港を有する船舶(以下「在外籍船舶」といふ。)の現狀調査、保管、現狀回復及び返還に關すること。

四 船舶、船舶用機関及び船舶用品に關する指定生産資材及び石油製品の割当及び監査に關すること。

(船員局の事務)
第二十五條 船員局においては、左の事務をつかさどる。

一 船員の労働組合及び船員労働委員会に關すること。

二 船員の労働關係の調整に關すること(船員労働委員會の所掌に屬するものを除く。以下同じ。)

三 船員の労働組合及び労働關係の啓蒙宣傳に關すること。

四 船員の労働條件、災害補償その他保護に關すること。

五 船員法(昭和二十二年法律第百号)における船内規律に關すること。

六 船員手帳及び船員原簿に關すること。

七 船員の失業対策に關すること。

八 船員の職業の紹介、職業の指導、職業の輔導その他船員の勤務の需給調整に關すること。

九 船員の職業紹介事業及び勤務供給事業並びに船員の募集の改善及び調整に關すること。

十 船員の福利厚生に關すること。

十一 船員の教育及び養成に關すること。

2 船員局においては、前項に掲げるものの外、臨時の事務として船員の労働物資に關する事務をつかさどる。

(港務局の事務)
第二十六條 港務局においては、左の事務をつかさどる。

一 港務の建設、改良、保存及び管理並びにこれらの助成及び監督に關すること。

二 航路の建設、改良及び保存に關すること。

三 委託により、港務その他海面の工事を施工すること。

四 港内内の公有水面の埋立、干たぐ及び使用に關すること。

五 港内内の運河に關すること。

六 港務に關する技術上の試験及び研究(委託によるものを含む)に關すること。

七 港務における諸作業の改善、調整等に關すること。

八 港務運送業(搬送業及び檢定業を含む。以下同じ。)の発達、改善及び調整に關すること。

九 倉庫業(冷蔵倉庫業を含む。以下同じ。)の発達、改善及び調整に關すること。

十 倉庫業法に基く保管料率に關すること。

十一 港務における入港料、使用料、港務作業料その他運輸に關する料金に關すること。

2 港務局においては、前項に掲げるものの外、臨時の事務として港灣、倉庫等の用に供する指定生産資材及び石油製品の割当及び監査並びに港務に關する事業に従事する者の労働物資に關する事務をつかさどる。

(鐵道監督局の事務)
第二十七條 鐵道監督局においては、左の事務をつかさどる。

一 日本國有鐵道の新線の建設の許可、營業線の譲渡の認可その他許可又は認可に關すること。

二 日本國有鐵道の予算、決算、交付金の交付及び資金の貸付その他財務に關すること。

三 國有鐵道調停委員會に対する調停の請求又は公共企業体仲裁委員會に対する仲裁の請求に關すること。

2 鉄道監督局においては、前項に掲げるものの外、臨時の事務とし

以下同じ。に關する免許又は認可に關すること。

一 輕車輛運送事業の運費及び料金に關すること。

(中央氣象台)
第三十條 中央氣象台は、氣象に關

(高等商船學校)
第三十三條 高等商船學校は、船舶

職員にならうとする者に対し専門教育をする機關とする。

2 高等商船學校は、清水市に置

3 高等商船學校は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十八條に規定する従前の規定による學校とする。

4 高等商船學校の内部組織は、運輸省令で定める。

(海技専門學院)

第三十四條 海技専門學院は、船員に対し船舶運航に關する學術及び技能を教授する機關とする。

2 海技専門學院は、兵庫縣武庫郡本庄村に置く。

3 海技専門學院の内部組織は、運輸省令で定める。

(商船學校)

第三十五條 商船學校は、船舶職員にならうとする者に対し中等教育をする機關とする。

2 商船學校の名稱及び位置は、左の通りとする。

名 稱	位 置
富山商船學校	富山縣射水郡新湊町
鳥羽商船學校	三重縣志摩郡鳥羽町
大島商船學校	山口縣大島郡小松町
廣島商船學校	廣島縣豊田郡東野町
弓削商船學校	愛媛縣越智郡弓削村

3 商船學校は、学校教育法第九十八條に規定する従前の規定による學校とする。

4 商船學校の内部組織は、運輸省

令で定める。

(航海訓練所)

第三十六條 航海訓練所は、運輸大臣の指定する高等商船學校、商船學校及び海員養成所の生徒その他運輸大臣の指定する者を入所させ、航海訓練を行つ機關とする。

2 航海訓練所は、東京都に置く。

3 航海訓練所の内部組織は、運輸省令で定める。

(海員養成所)

第三十七條 海員養成所は、海員の養成を行つ機關とする。

2 海員養成所の名稱及び位置は、左の通りとする。

名 稱	位 置
兒島海員養成所	兒島市
小樽海員養成所	小樽市
唐津海員養成所	唐津市
宮古海員養成所	宮古市
七尾海員養成所	七尾市
宮崎海員養成所	香川縣三豊郡栗島村
粟島海員養成所	香川縣三豊郡栗島村
門司海員養成所	門司市
高浜海員養成所	愛知縣碧海郡高浜町

3 海員養成所の内部組織は、運輸省令で定める。

(その他の附屬機關)

第三十八條 左の表の上欄に掲げる機關は、本省の附屬機關として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種 類

目 的

中央船員職業安定審議會

運輸大臣の諮問に應じて船員職業安定法(昭和二十三年法律第三十号)に定める船員の職業安定に關する重要事項を調査審議すること。

特別地区船員職業安定審議會

運輸大臣の諮問に應じて船員職業安定法に定める特別地区の船員の職業安定に關する重要事項を調査審議すること。

(一)以上の海運局の管轄区域にわたる地域を管轄区域とするものに限る。

期間より、船料審議會

運輸大臣の諮問に應じて船舶運航管理令(昭和二十四政令第二十六号)に定める期間より、船料に關する事項を調査審議すること。

造船技術審議會

運輸大臣の諮問に應じて造船技術の向上に關する重要事項を調査審議すること。

2 前項に掲げる附屬機關の組織、所掌事務、委員その他の職員については、他の法律(これに基く命令を含む)に、別段の定めがある場合を除く外、政令で定める。

第四節 地方支分部局

(地方支分部局)

第三十九條 本省に、左の地方支分部局を置く。

海運局

公共船員職業安定所

港湾建設部

陸運局

第一款 海運局

(所掌事務)
第四十條 海運局は、本省の所掌事務のうち、左に掲げる事務を分掌する。

一 水上運送事業の發達、改善及び調整に關すること。

二 水上における輸送の増進、改善及び調整に關すること。

三 日本國沿岸に置き去られた船舶の処理に關すること。

四 水上運送事業における運賃及びより船料に關すること。

五 造船に關する事業の發達、改善及び調整に關すること。

六 船舶の製造、修繕、引揚及び解体並びに船舶用機關及び船舶用品の製造、修繕、流通及び消費の増進、改善及び調整に關すること。

七 船舶、船舶用機關及び船舶用品の製造及び修繕に關する技術の改善に關すること。

八 船舶の積量の測定に關すること。

九 船舶の登録に關すること。

十 船員の労働組合及び船員地方労働委員会に關すること。

十一 船員の労働關係の調整に關すること。

十二 船員の労働組合及び労働關係の啓蒙宣傳に關すること。

十三 船員の労働條件、災害補償その他保護に關すること。

十四 船員法における船内規律に關すること。

十五 船員手帳に關すること。

十六 船員の職業の紹介、職業の指導、職業の輔導その他船員の労働の需給調整に關すること。

十七 船員の職業紹介事業及び労働供給事業並びに船員の募集の改善及び調整に關すること。

十八 船員の福利厚生に關すること。

十九 運輸大臣の指定する港務施設の管理に關すること。

二十 港務における諸作業の改善、調整等に關すること。

二十一 港務運送業及び臨港倉庫業の發達、改善及び調整に關すること。

二十二 港務における港務作業料その他運輸に關する料金に關すること。

- 二十三 運輸に關して、海上の觀光事業の發達、改善及び調整を圖ること。
- 二十四 運輸に關して、海上の觀光地城及び觀光施設を調査し、及び改善すること。
- 二十五 觀光宣傳に關すること。
- 二十六 海事思想の普及宣傳に關すること。
- 二十七 所掌事務に關する調査及び統計に關すること。
- 二十八 海運局は、前項に掲げるものの外、臨時の事務として左の事務をつかさどる。
- 一 船舶の使用及び船舶運賃金の監督に關すること。
- 二 船舶の運輸の管理及び監督に關すること。
- 三 船舶の譲渡、貸渡、担保の供與及び引渡に關すること。
- 四 造船に關する事業の賠償指定施設の管理、保全及び撤並びに賠償指定施設の輸送に關すること。
- 五 所掌事務に關する指定生産資材及び石油製品の割当及び監査に關すること。
- 六 所掌事務に關する労働物資に關すること。
- 七 捕船及び在外置籍船の現状調査、保管、原状回復及び返還に關すること。
- (名稱、位置及び管轄区域)
- 第四十一條 海運局の名稱、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名稱	位置	管轄區域
北海海運局	小樽市	北海道
東北海運局	塩釜市	宮城縣 岩手縣 青森縣 山形縣 秋田縣
新潟海運局	新潟市	新潟縣 長野縣
關東海運局	横浜市	神奈川縣 東京都 埼玉縣 群馬縣 千葉縣 茨城縣 栃木縣 山梨縣
東海海運局	名古屋市	愛知縣 三重縣 靜岡縣 岐阜縣 石川縣 富山縣
近畿海運局	大阪市	大阪府 奈良縣 滋賀縣 福井縣 和歌山縣
神戸海運局	神戸市	兵庫縣
中國海運局	廣島市	廣島縣 鳥取縣 島根縣 岡山縣 山口縣 (下関市、宇部市、小野田市、厚狹郡、豊浦郡及び大津郡を除く。)
四國海運局	高松市	香川縣 德島縣 愛媛縣 高知縣
九州海運局	門司市	福岡縣 長崎縣 山口縣のうち下関市、宇部市、小野田市、厚狹郡、豊浦郡及び大津郡 大分縣 佐賀縣 熊本縣 宮崎縣 鹿児島縣

- (内部部局)
- 第四十二條 海運局に、左の五部を置く。但し、必要に應じて、運輸大臣の定めるところにより、部の数を減ずることが出来る。
- 総務部
- 運輸部
- 港務連絡調整部
- 船舶部
- 船員部
- 2 前項に定めるものの外、海運局の内部部局の組織の細目は、運輸省令で定める。
- (支局、出張所等)
- 第四十三條 運輸大臣は、局務の一部を分掌させるため、所要の地に、海運局の支局、出張所、支局の出張所、港務管理事務所又は港務管理事務所の出張所を置くことができる。その名稱、位置、管轄区域、所掌事務の範圍及び内部組織は、運輸省令で定める。
- 2 運輸大臣は、港務管理事務所又はその出張所に、港務建設部の所掌事務の一部を分掌させることができる。
- (附屬機關)
- 第四十四條 地方船員職業安定審議會及び特別地区船員職業安定審議會(海運局の管轄区域の一部を管轄区域とするものに限る。)は、海運局の附屬機關として置かれるものとし、その設置の目的は、海運局長の諮問に應じて船員の職業安定に關する重要事項を調査審議することとし、その組織、所掌事務、委員その他の職員については、船員職業安定法(これに基く命令を含む。)に別段の定めがある場合の外、政令で定める。

- 第二款 公共船員職業安定所
- (公共船員職業安定所)
- 第四十五條 公共船員職業安定所に、船員職業安定法(これに基く命令を含む。)(昭和三十四年法律第七十三号)に基く命令を含む。の定めるところによる。
- 2 公共船員職業安定所の長は、その公共船員職業安定所の所在地を管轄する海運局の長の指揮監督を受けるものとする。
- 第三款 港務建設部
- (所掌事務)
- 第四十六條 港務建設部は、本省の所掌事務のうち、左の事務を分掌する。
- 一 港灣、航路及び港灣内の運河に關する國の直轄(直接施行を含む。)の土木工事の施行に關すること。
- 二 委託により、港灣その他海面の工事を行つたこと。
- 2 港務建設部は、前項に掲げるものの外、臨時の事務として、所掌事務に關する指定生産資材等の割当及び監査に關する事務をつかさどる。
- (名稱、位置及び管轄区域)
- 第四十七條 港務建設部の名稱、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名稱	位置	管轄區域
第一港務建設部	新潟市	新潟縣 山形縣 秋田縣 福井縣 石川縣 富山縣
第二港務建設部	横浜市	神奈川縣 東京都 千葉縣 茨城縣 三重縣 愛知縣 靜岡縣 宮城縣 福島縣 岩手縣 青森縣 北海道
第三港務建設部	神戸市	兵庫縣 京都府 大阪府 滋賀縣 鳥取縣 島根縣 岡山縣 廣島縣 和歌山縣 德島縣 香川縣 愛媛縣 高知縣
第四港務建設部	下関市	山口縣 長崎縣 福岡縣 大分縣 佐賀縣 熊本縣 宮崎縣 鹿児島縣

- 2 第二港務建設部は、その管轄区域のうち北海道については、前條第二項に掲げる事務のみを行つものとする。
- (特別な職)
- 第四十八條 港務建設部に、それぞれ次長二人を置く。
- 2 次長は、港務建設部の長を助け、部務を整理し、部長不在の場合その職務を代行する。
- (内部部局)
- 第四十九條 港務建設部の内部組織は、運輸省令で定める。
- (工事業務所等)
- 第五十條 運輸大臣は、部務の一部を分掌させるため、所要の地に、

は、船員職業安定法（これに基く命令を含む。）に別段の定めがある場合

2 次長は、港務建設部の長を助け

第五十條 運輸大臣は、郵務の一部を分掌させるため、所要の地に、

港務建設部の工事事務所その他の地方機関を設置することができる。その名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織は、運輸省令で定める。

第四款 陸運局

（所掌事務）

第五十一條 陸運局は、本省の所掌事務のうち、左の事務を分掌すること。

一 地方鉄道、軌道、専用鉄道、索道及び無軌條電車に関する免許、特許、許可又は認可に関すること。

二 地方鉄道、軌道、専用鉄道、索道及び無軌條電車の運輸及び運轉並びにこれらの施設及び車輛の整備に関すること。

三 地方鉄道、軌道、専用鉄道、索道及び無軌條電車の安全保安に関すること。

四 地方鉄道及び軌道の保員の職制、服務、資格及び懲戒に関すること。

五 自動車運送事業に関する免許、許可又は認可に関すること。

六 自動車道事業に関する免許、許可又は認可に関すること。

七 小運送業に関する免許又は認可に関すること。

八 軽車輛運送事業の発達、改善及び調整に関すること。

九 道路運送に関する輸送の実施の計画、調整及び監督に関すること。

十 自家用自動車の使用の調整に関すること。

十一 自動車の登録に関すること。

十二 自動車及び旅客輕車輛の整備及び検査に関すること。

十三 自動車の保安並びに輕車輛の保安及び技術上の改善に関すること。

十四 自動車用燃料油脂の使用に関する技術上の改善に関すること。

十五 道路運送に関し、道路の調査及び研究に関すること。

十六 鉄道、軌道、道路運送その他の陸運の用に供する車輛、信号保安装置その他の陸運機器の生産（自動車の製造を除く）、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。

十七 倉庫業（臨港倉庫業を除く）の発達、改善及び調整に関すること。

十八 所掌事務に係る事業の運賃及び料金に関すること。

十九 所掌事務に関する財務に関すること。

二十 所掌事務に係る事業の労務に関すること。

二十一 所掌事務に関する買収及び補償に関すること。

二十二 前各号に掲げるものの外、鉄道、軌道、道路運送事業、小運送業その他陸運の発達、改善及び調整に関すること。

二十三 運輸に関し、観光事業の発達、改善及び調整を図ること（海運局の所掌に属するものを除く。）。

二十四 運輸に関し、観光地及び観光施設を調査し、及び改善すること（海運局の所掌に属するものを除く。）。

二十五 観光宣傳に関すること。

二十六 陸運局においては、前項に掲げるものの外、臨時の事務として左の事務をつかさどる。

一 所掌事務に関する指定生産資材等の割当及び監督に関すること。

二 自動車の割当に関すること。

三 自動車タイヤ、チューブ（新車用のものを除く。）の割当及び

監督に関すること。

四 自動車用石油製品の割当及び監督に関すること。

五 陸運局の所掌に係る事業に従事する者の労働物質に関すること。

（名称、位置及び管轄区域）
第五十二條 陸運局の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名 称	位 置	管 轄 区 域
札幌陸運局	札幌市	北海道 札幌市 青森縣
仙台陸運局	仙台市	宮城縣 岩手縣 青森縣
新潟陸運局	新潟市	新潟縣 山形縣 秋田縣
東京陸運局	東京都	東京都 神奈川縣 埼玉縣 千葉縣 茨城縣 栃木縣 山梨縣 長野縣 岐阜縣 三重縣 福井縣 石川縣 富山縣 京都市 兵庫縣 奈良縣 滋賀縣 大阪府 和歌山縣 鳥取縣 島根縣 岡山縣 山口縣 廣島縣 徳島縣 愛媛縣 高知縣 香川縣 福岡縣 長崎縣 大分縣 佐賀縣 熊本縣 宮崎縣 鹿児島縣 鹿兒島縣
名古屋陸運局	名古屋市	愛知縣 岐阜縣 三重縣 福井縣 石川縣 富山縣 京都市 兵庫縣 奈良縣 滋賀縣 大阪府 和歌山縣 鳥取縣 島根縣 岡山縣 山口縣 廣島縣 徳島縣 愛媛縣 高知縣 香川縣 福岡縣 長崎縣 大分縣 佐賀縣 熊本縣 宮崎縣 鹿児島縣 鹿兒島縣
大阪陸運局	大阪市	大阪府 和歌山縣 鳥取縣 島根縣 岡山縣 山口縣 廣島縣 徳島縣 愛媛縣 高知縣 香川縣 福岡縣 長崎縣 大分縣 佐賀縣 熊本縣 宮崎縣 鹿児島縣 鹿兒島縣
広島陸運局	広島市	広島縣 鳥取縣 島根縣 岡山縣 山口縣 廣島縣 徳島縣 愛媛縣 高知縣 香川縣 福岡縣 長崎縣 大分縣 佐賀縣 熊本縣 宮崎縣 鹿児島縣 鹿兒島縣
高松陸運局	高松市	香川縣 鳥取縣 島根縣 岡山縣 山口縣 廣島縣 徳島縣 愛媛縣 高知縣 香川縣 福岡縣 長崎縣 大分縣 佐賀縣 熊本縣 宮崎縣 鹿児島縣 鹿兒島縣
福岡陸運局	福岡市	福岡縣 長崎縣 大分縣 佐賀縣 熊本縣 宮崎縣 鹿児島縣 鹿兒島縣

2 鉄道、軌道及び小運送業について

では、特に必要がある場合において、運輸省令で前項の管轄区域と異なる管轄区域を定めることができる。

（内部部局）

第五十三條 陸運局に、左の四部を置く。但し、必要に応じて、運輸大臣の定めるところにより、部の数を減ずることができる。

運輸部
総務部
鉄道部

2 自動車部

整備部
前項に掲げるものの外、陸運局の内部部局の組織の細目は、運輸省令で定める。

（分室）

第五十四條 運輸大臣は、局務の一部を分掌させるため、所要の地に、陸運局の分室を設置することができる。その名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織は、運輸省令で定める。

2 前項の分室の所掌事務の範囲は、従前の道路運送監理事務所の所掌に係る事務のうち特に分室に行わせる必要があるものに限る。

（道路運送審議会）
第五十五條 道路運送審議会は、陸運局の附屬機関として置かれるものとし、その目的、組織、所掌事務、委員その他の職員については、道路運送法（昭和二十二年法律第九十一号）（これに基く命令を含む。）に別段の定めがある場合の外、政令で定める。

2 運輸審議会は、その職務を行うため必要があるときは、道路運送審議会に対し、報告をさせ、情報若しくは資料の提出を求め、調査を命じ、又は意見を徴することができる。

第三章 外局
（外局の設置）
第五十六條 國家行政組織法第三條第二項の規定に基いて、運輸省に置かれる外局は、左の通りとする。

船員労働委員会
海上保安廳

第一節 船員労働委員会
（船員労働委員会）
第五十七條 船員労働委員会の組織、所掌事務及び権限は、労働組合法（昭和二十二年法律第五十一号）（これに基く命令を含む。）労働関係調整法（これに基く命令を含む。）及び船員法（これに基く命令を含む。）の定めるところによる。

第二節 海上保安廳
（海上保安廳）

第五十八條 海上保安廳の組織、所掌事務及び権限は、海上保安廳法（昭和二十三年法律第二十八号）（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

（職員）
第五十九條 運輸省に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他人事管理に関する事項については、國家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）の定めるところによる。

第四章 職員

第六十條 運輸省に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

第五章 公團

（船舶公團）
第六十一條 運輸省所轄の公團は、船舶公團とする。

（船舶公團）
第六十二條 船舶公團に關しては、船舶公團法（昭和二十二年法律第五十二号）の定めるところによる。

附則

（施行期日）

1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。但し、第五十四條、附則第十五項及び附則第十六項の規定は、昭和二十四年九月一日から施行し、第六條第一項第七号、第九号、第十一号及び第十二号の規定のうち自動車運送事業に關する部分、第五十五條並びに附則第十七項の規定は、昭和二十五年一月一日から施行する。

2 第九條の規定により、運輸審議會の最初の委員が任命される日の前日までは、運輸大臣は、第六條第一項の規定にかかわらず、同條

同項各号に掲げる事項について運輸審議會にはからないで措置をすることができ。

（道路運送監理事務所に關する暫定措置）
3 道路運送監理事務所は、道路運送法の定めるところにより本省の地方支分部局として置かれるものとする。

4 前項の道路運送監理事務所の長は、陸運局の長の指揮をも受けるものとする。

（道路運送審議會に關する暫定措置）
5 昭和二十四年十二月三十一日まで、道路運送法第八條に規定する中央道路運送審議會は運輸省の、地方道路運送審議會は陸運局の附屬機關とする。

（物價統制令との關係）
6 この法律の規定は、物價統制令（昭和二十二年勅令第百十八号）（これに基づく命令を含む。以下同じ。）の規定になんらの影響を及ぼすものではない。

7 内閣總理大臣又は物價廳長官は、運送賃、保管料その他の輸運に關する給付の対價である財産的給付に關するものについて物價統制令に基く措置をするときは、運輸大臣の意見を徴するものとする。

（他の法令の廢止）
8 左に掲げる勅令は、廢止する。但し、法律（これに基づく命令を含む。）に別段の定めのある場合を除く外、從前の機關及びその職員は、この法律に基く相當の機關及びその職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

運輸省官制（昭和十八年勅令第八百二十九号）
臨時に運輸省に運輸顧問を置くの件（昭和二十一年勅令第七十九号）
運輸部内臨時職員等設置制（昭和十八年勅令第八百三十号）
臨時に運輸省に三級の運輸事務官又は運輸技官を置くの件（昭和二十一年勅令第二百十九号）
氣象官署官制（昭和十四年勅令第七百四十号）
鐵道技術研究所官制（昭和十七年勅令第五百五十八号）
船舶試驗所官制（昭和十六年勅令第四百四十五号）
海務學院官制（昭和二十年勅令第四百七十一号）
高等商船學校官制（昭和十六年勅令第四百四十六号）
海技專門學院官制（昭和二十年勅令第四百六十七号）
商船學校官制（昭和十六年勅令第四百四十七号）
航海訓練所官制（昭和十八年勅令第二百六十三号）
海員養成所官制（昭和十四年勅令第四百五十八号）
海運局官制（昭和十八年勅令第八百三十二号）
海事審議會官制（昭和十六年勅令第五百二十九号）
港務委員會官制（昭和二十二年勅令第十六号）

9 前項但書の規定は、職員の定員に關する法律の適用に影響を及ぼすものではない。

10 軌道法（大正十年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第二十五條中「鐵道局長」を「陸運局長」に改める。

小運送法（昭和十二年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第十七條中「鐵道局長」を「陸運局長」に改める。

陸上交通事業調整法（昭和十三年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第二條から第五條まで及び第十二條中「交通事業調整委員會」を「交通事業調整審議會」に改める。

災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

第二十四條中「鐵道局長」を「陸運局長」に改める。

道路運送法の一部を次のように改正する。

第四條第二項中「都府縣」を「府縣」に、「都府縣廳の所在地、札幌市」を「陸運局の所在する都府縣以外の府縣の府縣廳の所在地」に、同條第四項中「前二項」を「前項」に、同條第五項第一号中「道路運送監理事務所長」を「陸運局長及び道路運送監理事務所長」に、同條第二号中「道路運送監理事務所長」を「陸運局長、道路運送監理事務所長」に、同條第六項第一号中「道路運送監理事務所長」を「陸運局長及び道路運送監理事務所長」に改め、同條第三項を削る。

第八條中「道路運送委員會」

「中央道路運送委員會」及び「地方道路運送委員會」をそれぞれ「道路運送審議會」、「中央道路運送審議會」及び「地方道路運送審議會」に改め、同條第二項中「第四條第三項に規定する一定区域」を「陸運局」に改める。

道路運送法の一部を次のように改正する。

第四條第四項第一号中「及び道路運送監理事務所長」を、同項第二号中「道路運送監理事務所長」を、同條第五項第一号中「及び道路運送監理事務所長」を削り、同條第二項及び第三項を削る。

從前の道路運送監理事務所及びその職員は、これに相當する第五十四條第一項の分掌及びその職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

道路運送法の一部を次のように改正する。

第八條中第二項から第五項までを次のように改める。

道路運送審議會は、陸運局ごとに、これを置く。

道路運送審議會は、委員若干人をもつて、これを組織する。

道路運送審議會に委員の互選による委員長を置く。

道路運送審議會の委員は、各都道府縣知事の推薦に基く運輸大臣の申出により内閣總理大臣が、これを命ずる。

第八條第十三項中「行政官廳」を「陸運局長」に改め、第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とし、第五号を第三号とする。

前日までは、運輸大臣は、第六條第一項の規定にかかわらず、同條

びその職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

10 (他の法令の改正)
軌道法(大正十年法律第七十六

る。
第八條中「道路運送委員会」

とし、第四号を第二号とし、第五号を第三号とする。

18 船員職業安定法の一部を次のように改正する。
第七條の見出しを「企画及び監督」に改め、同條中「運輸省海運局長官(以下海運局長官といふ)」は、運輸大臣の指揮監督を受け、を「運輸大臣は」に改める。
第十三條、第十四條及び第六十一條中「海運局長官」を「運輸大臣」に改める。
19 船舶運航管理令の一部を次のように改正する。
第二十條第一項第四号中「運輸省海運局長官」を「運輸省海運局長」に改める。

通商産業省設置法案
通商産業省設置法
第一章 総則(第一條-第四條)
第二章 本省
第一節 内部部局(第五條-第十五條)
第二節 附屬機關(第十六條-第二十二條)
第三節 地方支分部局(第二十三條-第二十八條)
第三章 外局(第二十九條-第六十四條)
第一節 資源廳
第一款 總則(第三十條-第三十一條)
第二款 内部部局(第三十二條-第三十九條)
第三款 附屬機關(第四十條-第四十一條)
第四款 地方支分部局(第四十二條-第五十條)
第一目 石炭局(第四十三條-第四十四條)

第二目 鉱山保安監督部(第四十五條-第四十七條)
第三目 炭鉱保安監督部(第四十八條-第五十條)
第二節 工業技術廳(第五十一條-第五十二條)
第一款 總則(第五十三條-第五十四條)
第二款 内部部局(第五十五條-第六十條)
第三款 附屬機關(第六十一條-第六十三條)
第四節 中小企業廳(第六十四條-第六十六條)
第四章 職員(第六十五條-第六十六條)
第五章 公國(第六十七條)
附則
第一章 總則
(この法律の目的)
第一條 この法律は、通商産業省の所掌事務の範圍及び權限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務及び事業を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。
(設置)
第二條 國家行政組織法(昭和二十三年法律第二十號)第三條第二項の規定に基いて、通商産業省を設置する。
2 通商産業省の長は、通商産業大臣とする。
(通商産業省の任務)
第三條 通商産業省は、左に掲げる國の行政事務及び事業を一体的に遂行する責任を負う行政機關とする。

一 通商の振興及び調整並びに通商に伴う外國爲替の管理
二 輸出品の生産の振興その他鉱産物及び工業品の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整並びに検査
三 度量衡及び計量に関する事務
四 石炭その他の鉱物、電力等の資源の開発及び利用の推進並びに発電水力の調整
五 工業所有權に関する事務
六 中小企業の振興及び指導
七 鉱工業の科学技術に関する試験研究及びその成果の普及
八 工業標準及び工業品規格の制定及び普及
九 商標工業に関する調査及び統計その他商標工業に関する事務
十 國營通商事業
十一 アルコール專賣事業
(通商産業省の權限)
第四條 通商産業省は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる權限を有する。但し、その權限の行使は、法律(これに基く命令を含む)に従つてなされなければならない。
一 予算の範圍内での所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をすること。
二 収入金を徴収し、所掌事務の遂行に必要な支拂をすること。
三 所掌事務遂行に直接必要な事務所の施設を設置し、及び管理すること。
四 所掌事務遂行に直接必要な業務用資材、事務用品、研究用資材等を調達すること。
五 不用財産を処分すること。

六 職員任免及び賞罰を行い、その他職員の人事を管理すること。
七 職員の厚生及び保健のため必要な施設をし、及び管理すること。
八 職員に貸與する宿舍を設置し、及び管理すること。
九 所掌事務に関する統計及び調査資料を作成し、頒布し、又は刊行すること。
十 所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに従い、必要な措置をとること。
十一 所掌事務の周知宣傳を行うこと。
十二 通商産業省の公印を制定すること。
十三 輸出及び輸入を行うこと。
十四 輸出及び輸入を許可すること。
十五 通商に関する協定その他の取極を行うこと。
十六 輸出品の等級、標準及び包装條件を定めること。
十七 連合軍中央購買局及び在日連合國人物品販賣所に対し、その要求物資を納入すること。
十八 通商に伴う外國爲替に関する取引等を禁止し、又は制限すること。
十九 所掌事務に係る事業の再建整備計画につき認可を與えること。
二十 所掌事務に係る公益法人その他の團體につき許可又は認可を與えること。
二十一 所掌事務に係る賠償充當設備等の管理及び撤去を命ずること。

二十二 所掌事務に係る物資の割當を行い、又は配給を規制すること。
二十三 所掌事務に係る供給の特に不足する物資の使用を制限し、又は禁止すること及びその生産、出荷若しくは移動又は工事の施行を命ずること。
二十四 所掌事務に係る物資の生産、出荷若しくは移動又は工事の施行を制限し、又は禁止すること。
二十五 所掌事務に係る供給の特に不足する物資又は遊休設備の譲渡、引渡又は貸與を命ずること。
二十六 所掌事務に係る物資の検査を行うこと。
二十七 度量衡器及び計量器の製作の營業を許可すること。
二十八 アルコールを製造し、收納し、及び販賣すること。
二十九 銃砲火藥類又は圧縮ガス若しくは液化ガスの製造又は販賣の營業を許可すること。
三十 石炭炭業の管理を行うこと。
三十一 ガス事業を許可すること。
三十二 鉱業又は砂炭業の出願及び鉱業権者又は砂炭権者の土地使用等を許可すること。
三十三 鉱業に關し保安上必要があるときは、鉱業を停止し、又は鉱業上使用する施設の使用の停止、改造、修理等を命ずること。
三十四 電氣の割當を行い、又は電氣の供給若しくは使用を制限すること。

四
四

で連合軍の需要するものの生産の促進に關すること。

と。會計並びに會計の監査に關すること。(貿易特別會計及びア

四 輸入の増進、改善及び調整を

九 通商に伴う外國爲替を管理す

で適合率の需要するものの生産の促進に關すること。

九 通商産業省の所掌に係る事業の賠償の実施に關すること。

2 調査賠償部においては、前項第八号及び第九号に掲げる事務をつかさどる。

(通商鐵鋼局の事務)

第十一條 通商鐵鋼局においては、左の事務をつかさどる。

一 左に掲げる鐵鋼工業品の輸出の増進、改善及び調整を図り、並びにこれらの輸出に關する事業を行うこと。

生糸、繭短纖維及び絹製品
化學纖維製品
羊毛製品
麻製品

右に掲げるものの以外の纖維工業品(紙及び紙製品を除く。)

二 前号に掲げる纖維工業品(生糸及び繭短纖維を除く。)の生産の増進、改善及び調整を図ること。

三 第一号に掲げる纖維工業品(生糸、繭短纖維及び農林畜水産専用物品を除く。)の流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。

四 通商鐵鋼局の所掌に係る事業の増進、改善及び調整を図ること。

(通商鐵鋼局の事務)

第十二條 通商鐵鋼局においては、左の事務をつかさどる。

一 左に掲げる鐵鋼工業品等の輸出、生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。
金屬製品
ゴム、ゴム製品及びカーボン、ブラック

皮革(原皮及び原毛皮を除く。)、皮革製品、にかわ、ゼラチン及びタンニン材
陶磁器、ガラス、セメントその他の窯業員
パルプ、紙及び紙製品
包装材料
土木建築材料(木材を除く。)

右に掲げるものの以外の雜貨工業品

二 前号に掲げる雜貨工業品等の輸出に關する事業を行うこと。

三 通商鐵鋼局の所掌に係る事業の増進、改善及び調整を図ること。

(通商機械局の事務)

第十三條 通商機械局においては、左の事務をつかさどる。

一 左に掲げる機械器具等(鉄道車輛、鐵道信号保安裝置、自動車用代燃裝置、運輸省が生産を所掌する輕車輛、船舶、船舶用機関、船舶用品及び農林省が生産を所掌する農機具を除く。)の輸出、生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図り、並びにこれらの輸出に關する事業を行うこと。(農林畜水産業専用物品の流通及び消費に關すること、通商鐵鋼局及び通商鐵鋼局の所掌に係ること並びに放送電

取用受信機については、その施設規格の最低技術基準の設定を除く。)

精密機械器具
産業機械器具
電氣機械器具及び電氣用品
電氣通信機械器具及び電氣通信用品

右に掲げるものの以外の機械器具

二 鐵道車輛、鐵道信号保安裝置、自動車用代燃裝置、運輸省が生産を所掌する輕車輛、船舶、船舶用機関及び船舶用品の輸出の増進、改善及び調整を図り、並びにこれらの輸出に關する事業を行うこと。

三 鑄造品及び鍛造品の輸出、生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図り、並びにこれらの輸出に關する事業を行うこと。

四 度量衡及び計量に關すること。(工業技術廳の所掌に係ることを除く。)

五 通商機械局の所掌に係る事業の増進、改善及び調整を図ること。

原動機
自動機
自轉車
産業車輛
陸用内燃機関
右に掲げるものの以外の機械器具

二 鐵道車輛、鐵道信号保安裝置、自動車用代燃裝置、運輸省が生産を所掌する輕車輛、船舶、船舶用機関及び船舶用品の輸出の増進、改善及び調整を図り、並びにこれらの輸出に關する事業を行うこと。

三 鑄造品及び鍛造品の輸出、生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図り、並びにこれらの輸出に關する事業を行うこと。

四 度量衡及び計量に關すること。(工業技術廳の所掌に係ることを除く。)

五 通商機械局の所掌に係る事業の増進、改善及び調整を図ること。

六 電氣通信機械部においては、前項第一号及び第五号に掲げる事務のうち、電氣通信機械器具及び電氣通信用品に關することをつかさどる。

七 車輛部においては、第一項第一号及び第五号に掲げる事務のうち、自動車、自轉車、産業車輛及び陸用内燃機関に關すること並びに同項第二号に掲げる事務をつかさどる。

(通商化學局の事務)

第十四條 通商化學局においては、

左の事務をつかさどる。

一 左に掲げる化學工業品(飲料品及び農産物を除く。)の輸出、生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。(農林畜水産業専用物品の流通及び消費に關すること並びに通商鐵鋼局の所掌に係ることを除く。)

二 化學肥料(炭酸カルシウムを除く。)の輸出及び生産の増進、改善及び調整を図ること。

三 前各号に掲げる化學工業品の輸出に關する事業を行うこと。

四 工業塩及び粗製しう、脂の流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。

五 アルコールの專賣並びにブタノール及びアセトンの製造及び販賣を行うこと。

六 アルコール專賣事業特別會計の經理を行うこと。

七 火藥類並びに圧縮ガス及び液化ガスの取締に關すること。(火藥類の所持の取締に關することを除く。)

八 通商化學局の所掌に係る事業の増進、改善及び調整を図ること。

二 化學肥料部においては、前項第二号に掲げる事務並びに同項第三号及び第八号に掲げる事務のうち、化學肥料に關することをつかさどる。

(通商鐵鋼局の事務)

第十五條 通商鐵鋼局においては、左の事務をつかさどる。

一 左に掲げる鐵鋼等の輸出、生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。(通商鐵鋼局及び通商鐵鋼局の所掌に係ることを除く。)

二 前号に掲げる鐵鋼等の輸出に關する事業を行うこと。

三 通商鐵鋼局の所掌に係る事業の増進、改善及び調整を図ること。

第二節 附屬機關

第十六條 第二十二條に規定するものの外、本省に左の附屬機關を置く。

鐵鋼製品検査所
日用品検査所
機械器具検査所
試業検査所

(鐵鋼製品検査所)
第十七條 鐵鋼製品検査所は、通商産業省がその生産を所掌する鐵鋼製品の検査を行う機關とする。

2 鐵鋼製品検査所の名称及び位置は、左の通りとする。

名 称 位 置

京都鐵鋼製品検査所 京都市
横濱鐵鋼製品検査所 横濱市
神戸鐵鋼製品検査所 神戸市
名古屋鐵鋼製品検査所 名古屋市
大阪鐵鋼製品検査所 大阪市
福岡鐵鋼製品検査所 福岡市
金沢鐵鋼製品検査所 金沢市

(日用品検査所)

第十八條 日用品検査所は、通商産業省がその生産を所掌する日用品の検査を行う機関とする。

2 日用品検査所の名称及び位置は、左の通りとする。

名 称	位 置
東京日用品検査所	東京都
大阪日用品検査所	大阪市

(機械器具検査所)

第十九條 機械器具検査所は、通商産業省がその生産を所掌する機械器具の検査を行う機関とする。

2 機械器具検査所は、東京都に置く。

(試験検査所)

第二十條 試験検査所は、通商産業省がその生産を所掌する試験の検査を行う機関とする。

2 試験検査所は、東京都に置く。

(検査所の支所、出張所等)

第二十一條 通商産業大臣は、検査所の事務を分掌させるため、所要の地に支所又は出張所を設置することができる。

2 検査所の内部組織並びに支所及び出張所の名称、位置及び内部組織は、通商産業省令で定める。

(その他の附属機関)

第二十二條 左の表の上欄に掲げる機関は、本省の附属機関として置かれるものとし、その目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

2 前項に掲げる附属機関の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律（これに基く命令を含む）に別定の定がある場合を除く外、政令で定める。

第三節 地方支分部局

第二十三條 本省に、地方支分部局として、通商産業局を置く。

(所掌事務)

第二十四條 通商産業局は、本省及び外局（資源開発保安局を除く。）の所掌事務のうち、左に掲げる事務を分掌する。

- 一 輸出入及び輸入の増進、改善及び調整を図ること。
- 二 輸出入及び輸入に関する事業を行うこと。
- 三 通商に伴う外国為替の管理に関すること。
- 四 調査及び統計に関すること。
- 五 所掌に係る事業の発達、改善及び調整を図ること。（石炭鉱業に関するものを除く。）
- 六 所掌に係る物資で連合軍の要求するものの生産を促進すること。
- 七 所掌に係る事業の賠償の実施に関すること。
- 八 所掌に係る物資の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。（石炭の生産に関するものを除く。）
- 九 アルコールの専賣並びにブタノール及びアセトンの製造及び販賣を行うこと。
- 十 鉱業又は砂鉱業に関する出願

及び登録その他鉱山に関すること。

十一 電気の需給を調整し、及び電気の利用の合理化を図ること。

十二 電気事業、電気工事業及び電気施設を監督し、並びに発電水力の調査及び調整を行い、電力施設の建設を推進すること。

十三 前二号に掲げるものの外、発電、送電、配電及び電気の消費の増進、改善及び調整を図ること並びに電気の保安その他電氣に関すること。

十四 発明、実用新案、意匠及び商標の指導奨励を行うこと。

十五 中小企業の振興及び指導を行うこと。

十六 鉱工業の科学技術に関する試験研究を振興し、及びその成果の普及を図ること。

十七 工業標準及び工業品規格の普及を図ること。

(名称、位置及び管轄区域)

第二十五條 通商産業局の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名 称	位 置	管 轄 区 域
札幌通商産業局	札幌市	北海道、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
仙台通商産業局	仙台市	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
東京通商産業局	東京都	東京都、茨城県、群馬県、栃木県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、新潟県、長野県
名古屋通商産業局	名古屋市	岐阜県、愛知県、静岡県、三重県、富山県、石川県
大阪通商産業局	大阪市	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、福井県
広島通商産業局	広島市	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国通商産業局	九州市	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
福岡通商産業局	福岡市	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

2 通商に関しては、前項の規定にかかわらず、関門港は、福岡通商産業局の管轄区域とする。

3 鉱業若しくは砂鉱業の区域が二以上の通商産業局の区域にわたるとき、又は通商産業局の管轄区域の境界が明確でないため鉱業若しくは砂鉱業の管轄について疑を生じたときは、通商産業大臣が管轄通商産業局を指定する。

4 通商産業大臣は、必要があるときは、第一項に定める管轄区域を、随時に変更することができる。

調査すること。

販賣を行うこと。
十 鉱業又は砂鉱業に関する出願

とき、又は通商産業局の管轄区域の境界が明確でないため鉱業若し

を、臨時に変更することができ

(内部部局)

第二十六條 通商産業局に、左の五部を置く。但し、必要に応じて通商産業大臣の定めるところにより、部の数を減ずることができ

総務部

通商第一部

通商第二部

鉱山部

電力部

2 前項に定めるものの外、通商産業局の内部部局の組織の細目は、通商産業令で定める。

(附属機関)

第二十七條 通商産業局に、附属機関として、地方電気審議会を置く。

2 地方電気審議会は、通商産業局長の諮問に應じ、電気事業の運営に関する重要事項を調査審議することを目的とする。

3 地方電気審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律(これに基く命令を含む。)に別段の定めがある場合を除くの外、政令で定める。

(分室、通商事務所等)

第二十八條 通商産業大臣は、局務の一部を分掌させるため、所要の地に、通商事務所、アルコール事務所、鉱山事務所、電力事務所及び当分の間通商産業局の分室並びに工場を設置することができる。その名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織は、通商産業令で定める。

第三章 外局

(外局の設置)

第二十九條 国家行政組織法第三條第二項の規定に基いて通商産業省に置かれる外局は、左の通りとする。

資源部

工業技術部

特許部

中小企業部

第一節 資源部

第一款 総則

(資源部の任務及び長)

第三十條 資源部は、石炭その他の鉱物資源及び電気の開発、鉱業の保安その他鉱山、発電水力及び電

氣に関する事務を行うことを主たる任務とする。

2 資源部の長は、資源部長官とする。

(資源部の権限)

第三十一條 資源部は、その所掌事務を遂行するため、第四條第一号から第十二号まで、第二十二号から第二十五号まで、第三十号から第三十六号まで及び第四十三号に掲げる権限を行使する。

第二款 内部部局

(内部部局)

第三十二條 資源部に、長官官房及び国家行政組織法第七條第二項の規定にかかわらず左の五局を置く。

石炭管理局

石炭生産局

鉱山局

鉱山保安局

電力局

2 石炭生産局に開発部を置く。

(特別な職)

第三十三條 資源部に次長一人を置く。

2 次長は、長官を助け、廳務を整理する。

(長官官房の事務)

第三十四條 長官官房においては、資源部の所掌事務に關し、左の事務をつかさどる。

一 機密に関すること。

二 職員の練達、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに厚生、教養及び訓練に関すること。

三 長官の官印及び廳印を管理すること。

四 公文書類を接受し、發送し、編集し、及び保存すること。

五 会計及び會計の監査に関すること。

六 行政財産及び物品を管理すること。

七 行政の考査を行うこと。

八 調査及び統計に関すること。

九 渉外事務に関すること。

十 前各号に掲げるものの外、資源部の所掌事務で他局及び他の機關の所掌に属しない事務に関すること。

(石炭管理局の事務)

第三十五條 石炭管理局においては、左の事務をつかさどる。

一 石炭の流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。

二 亜炭並びに石炭及び亜炭の乾り、品及び加工品の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。(通商化学局の所掌に係ることを除く。)

三 石炭鉱業の管理及びこれに伴う損失の補償に関すること。(石炭生産局の所掌に係ることを除く。)

四 石炭管理局の所掌に係る事業の發達、改善及び調整を図ること。

五 配炭公園に関すること。

六 前各号に掲げるものの外、石炭に関する事務の総合調整に関すること。

(石炭生産局の事務)

第三十六條 石炭生産局においては、左の事務をつかさどる。

一 石炭の生産の増進、改善及び調整を図ること。

二 石炭鉱業の機械化に関すること。

三 新炭鉱及び新坑の開発並びに炭田開発の調査に関すること。

2 開発部においては、前項第三号に掲げる事務をつかさどる。

(鉱山局の事務)

第三十七條 鉱山局においては、左の事務をつかさどる。

一 鉱業又は砂鉱業に関する出願、登録その他鉱山に関すること。(鉱山保安局の所掌に係ることを除く。)

二 左に掲げる鉱物、金属等の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。(農林畜水産業専用物品の流通及び消費に関すること並びに通商貿易局、通商機械局及び通商化学局の所掌に係ることを除く。)

三 鉱物(石炭及び亜炭を除く。及び重要土石、非金屬礦物製品、非鉄金屬及び非鉄金屬製品、石油製品、三、鉱山局の所掌に係る事業の發達、改善及び調整を図ること。

(鉱山保安局)

第三十八條 鉱山保安局においては、左の事務をつかさどる。

一 鉱山における人に対する危害の防止(衛生に関する通氣及び災害時における救護を含む。)を図ること。

二 飲物資源に保護を図ること。

三 鉱山の施設の保全を図ること。

四 飲害の防止を図ること。

五 鉱山における保安技術の改善を図ること。

六 鉱山保安に関する教育及び指導を行うこと。

(電力局の事務)

第三十九條 電力局においては、左の事務をつかさどる。

一 電氣の需給を調整し、及び電氣の利用の合理化を図ること。

二 電氣事業、電氣工業及び電氣施設に関する監督を行うこと。

三 発電水力の調査及び調整を行い、並びに電氣施設の建設を推進すること。

四 前各号に掲げるものの外、発電、送電、配電及び電氣の消費の増進、改善及び調整を図ること並びに電氣の保安その他電氣に関すること。

五 電力局の所掌に係る事業の發達、改善及び調整を図ること。

第三款 附属機関

(附属機関)

第四十條 第四十一條に規定するものの外、資源部に左の附属機関を置く。

鉱務監督官研修所

保安技術講習所
2 鉱務監督官研修所及び保安技術講習所については、鉱山保安法（昭和二十四年法律第 号）の定めるところによる。

（その他の附属機関）
第四十一條 左の表の上欄に掲げる機関は、資源廳の附属機関として置かれるものとし、その目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種 類	目 的
全國炭鉱管理審議会	通商産業大臣の諮問に應じ、炭鉱の管理に關する重要事項を調査審議すること。
石炭炭業損失補償審議会	炭鉱の管理に伴う損失補償の金額を議決すること。
中央炭害対策審議会	資源廳長官の諮問に應じ、炭害復旧の方針、工事計画等に関する重要事項を調査審議すること。
中央炭田探査審議会	資源廳長官の諮問に應じ、炭田探査に關する重要事項を調査審議すること。
重要炭物審議会	帝國炭業開發株式會社に対する損失補償に關する事項を調査審議すること。
炭業法令改正審議会	炭業關係法令の改正に關する重要事項を調査審議すること。
石油資源開發促進審議会	石油資源の開發促進に關する事項を調査審議すること。
鉱山保安試験審議会	鉱山保安技術職員の國家試験を行い、及びその資格に關する事項を調査審議すること。
中央炭山保安審議会	通商産業大臣の諮問に應じ、炭山の保安に關する重要事項を調査審議すること。
中央電氣審議会	通商産業大臣の諮問に應じ、電氣事業に關する重要事項を調査審議すること。

2 前項に掲げる附属機関の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律（これに基く命令を含む。）に別段の定めがある場合を除く外、政令で定める。

第四款 地方支分部局

（地方支分部局）
第四十二條 資源廳に、地方支分部局として、石炭局を置く。

2 通商産業局に炭山保安監督部を、石炭局に炭鉱保安監督部を附置する。

第一目 石炭局

（石炭局）
第四十三條 石炭局については、臨時石炭炭業管理法（昭和二十二年

法律第二百十九号）の定めるところによる。

（附属機関）
第四十四條 石炭局に附属機関として、地方炭鉱管理審議会を置く。

第二目 炭山保安監督部

（所掌事務）
第四十五條 炭山保安監督部は、資源廳炭山保安局の所掌事務のうち、石炭炭業以外の炭業の保安に關する事務を分掌する。

（名称、位置及び管轄区域）
第四十六條 炭山保安監督部の位置及び管轄区域は、その設置された通商産業局の位置及び管轄区域とし、その名称は、通商産業大臣が定める。

（内部部局及び附属機関）
第四十七條 炭山保安監督部の内部部局の組織の細目は、通商産業省令で定める。

2 炭山保安監督部に、附属機関として、地方炭山保安協議会を置く。

3 地方炭山保安協議会については、炭山保安法の定めるところによる。

第三目 炭鉱保安監督部

（所掌事務）
第四十八條 炭鉱保安監督部は、資源廳炭山保安局の所掌事務のうち、石炭炭業の保安に關する事務を分掌する。

（名称、位置及び管轄区域）
第四十九條 炭鉱保安監督部の位置及び管轄区域は、その設置された

石炭局の位置及び管轄区域とし、その名称は、通商産業大臣が定める。

第二節 工業技術廳

（工業技術廳）
第五十一條 工業技術廳の組織、所掌事務及び権限は、工業技術廳設置法の定めるところによる。

（内部部局及び附属機関）
第五十二條 左の表の上欄に掲げる機関は、工業技術廳の附属機関として置かれるものとし、その目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種 類	目 的
工業技術運営審議会	工業技術廳の運営に關する重要事項を議決すること。
工業技術協議會	工業及び工業の科学技術に關する重要事項を審議すること。
日本工業標準調査會	關係各大臣の諮問に應じ、工業標準化に關する重要事項を調査審議すること。
地熱開發技術審議会	地熱の開發に關する重要事項を調査審議すること。

2 前項に掲げる附属機関の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律（これに基く命令を含む。）に別段の定めがある場合を除く外、政令で定める。

第三節 特許廳

第一款 総則

（特許廳の任務及び長）
第五十三條 特許廳は、發明、實用新案、意匠及び商標に關する事務を行うことを主たる任務とする。

2 特許廳の長は、特許廳長官とする。

第二款 内部部局

（内部部局）
第五十五條 特許廳に、長官官房及び左の四部を置く。

（特許廳の権限）
第五十四條 特許廳は、その所掌事務をつかさどる。

(地方支分部局)
第四十二條 資源部に、地方支分部
第四十三條 石炭局については、臨時石炭鉱業管理法(昭和二十二年
第四十九條 炭鉱保安監督部の位置及び管轄区域は、その附置された
(特許権の権限)
第五十四條 特許権は、その所掌事務をつかさどる。
特許権の所掌事務に關し、左の事務をつかさどる。

- 一 機密に關すること。
 - 二 職員に關する職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに厚生、教育及び訓練に關すること。
 - 三 長官の官印及び應印を管理すること。
 - 四 公文書類を授受し、發送し、編集し、及び保存すること。
 - 五 會計及び會計の監査に關すること。
 - 六 行政財産及び物品を管理すること。
 - 七 行政の考査を行ふこと。
 - 八 前各号に掲げるものの外、特許権の所掌事務で他部及び陳列館の所掌に屬しない事務に關すること。
- (総務部の事務)
第五十七條 総務部においては、特許権の所掌事務に關し左の事務をつかさどる。
一 発明、実用新案、意匠及び商標に關する指導及び奨励を行ふこと。
二 調査及び統計に關すること。
三 公報その他の資料を編集し、編集し、及び刊行すること。
四 弁理士に關すること。
五 特許権の存続期間の延長その他の工業所有權に關すること。(他部の所掌に係ることを除く。)
六 渉外事務に關すること。
- (審査第一部の事務)
第五十八條 審査第一部においては、左の事務をつかさどる。
一 工業所有權に關する出願書類の方式審査、分類、整理、保管その他出願に關すること。
- 二 工業所有權の原簿登録、特許証及び登録証の下附、特許料及び登録料の收入その他登録に關すること。
三 意匠及び商標を審査すること。
- (審査第二部の事務)
第五十九條 審査第二部においては、農林畜水産物、鉱物その他の資源の採取、加工、動力の利用、運輸、通信、建設、生活用品等に關する発明及び実用新案の審査に關する事務をつかさどる。
- (審判部の事務)
第六十條 審判部においては、工業所有權に關する審判及び抗告審判に關する事務をつかさどる。
- 第三款 附屬機關
(陳列館)
第六十一條 第六十三條に規定するものの外、特許権に、附屬機關として、陳列館を置く。
第六十二條 陳列館は、左の事務をつかさどる機關とする。
一 発明、実用新案、意匠及び商標に關する見本及びかな形を収集し、陳列し、及びこれらを観覽させること。
二 審判審判及び抗告審判に關する圖書及び書類その他必要な圖書を収集し、保管し、及びこれらを閲覧させること。
三 陳列館は、東京都に置く。
四 陳列館の内部組織は、通商産業省令で定める。
- (その他の附屬機關)
第六十三條 左の表の上欄に掲げる機關は、特許権の附屬機關として置かれるものとし、その目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種 類	目 的
發明獎勵審議會	發明、実用新案又は意匠の獎勵に關する事項を調査審議すること。
弁理士懲戒審議會	弁理士の懲戒に關し議決すること。
弁理士試験審査會	弁理士試験を行ふこと。
特許補償審査會	特許権の收用等による補償金額を決定すること。
特許権存続期間延長審査會	特許権の存続期間の延長の出願を審査すること。

2 前項に掲げる附屬機關の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律(これに基く命令を含む。)に別段の定めがある場合を除く外、政令で定める。

第四節 中小企業廳
(中小企業廳)
第六十四條 中小企業廳の組織、所掌事務及び権限は、中小企業廳設置法の定めるところによる。

第四章 職員
(職員)
第六十五條 通商産業省に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他の人事管理に關する事項については、國家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)の定めるところによる。

(定員)
第六十六條 通商産業省に置かれる職員の定員は、別に法律で定めらる。

第五章 公園
(公園)
第六十七條 通商産業省所轄の公園は、左の通りとする。
配炭公園
産業復興公園

貿易公園
2 配炭公園に關しては、配炭公園法(昭和二十二年法律第五十三号)、産業復興公園法(昭和二十二年法律第五十七号)、貿易公園に關しては、貿易公園法(昭和二十二年法律第五十八号)の定めるところによる。

附 則
1 この法律は、昭和二十四年五月二十日から施行する。
2 左の法令は廃止する。但し、法律(法律に基く命令を含む。)に別段の定めがある場合を除く外、従前の機關及び職員は、別に命令を發せられないときは、この法律に基く相當の機關及び職員となり、同一性をもつて存続するものとする。
3 商工省官制(昭和二十年勅令第四百八十六号)
貿易廳官制(昭和二十年勅令第七百三十三号)
燃料局酒精部におけるブタノール及びアセトンの製造に關する件(昭和十七年勅令第八百二十一号)

- 商工局官制(昭和二十一年勅令第一号)
石炭廳設置法(昭和二十三年法律第四十号)
臨時石炭増産本部官制(昭和二十年勅令第七百六号)
特許局官制(昭和二十年勅令第五百十八号)
商工部内臨時職員等設置制(昭和二十年勅令第四百八十七号)
重要なる産業統制及び産業合理化に關し委員會設置の件(昭和二十二年勅令第五百十九号)
中小商工業融資補償審査會規程(昭和二十三年勅令第七号)
電力審議會官制(昭和二十三年勅令第三百六十九号)
電力調整委員會官制(昭和二十四年勅令第七百三十号)
物資利用委員會官制(昭和二十四年勅令第八百三十九号)
飲業評價委員會官制(昭和十八年勅令第八十七号)
正延鋼材委員會官制(昭和十八年勅令第五百七十号)
特殊回收物件審査委員會官制(昭和十八年勅令第六百二二号)
企業整備共助資金整理審査會官制(昭和二十一年勅令第六百六十八号)
- 4 第二條第二項中「國家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三條第二項の規定に基いて」とあり、第二十九條中「國家行政組織法第三條第二項の規定に基いて」とあるのは、國家行政組織法施行

行の日の前日までは「この法律により」と読み替えるものとする。

5 第二十八條中「アルコール事務所、鉱山事務所、電力事務所及び当分の間通商産業局の分室並びに」とあるのは、昭和二十四年七月三十一日（昭和二十四年五月二十日以降昭和二十四年七月二十一日までに国会が開会されない爲、通商産業局の分室の設置についての国会の承認が得られないときは、その以後に最初に召集される国会の開会の日）までは、「通商産業局の出張所及び」と読み替えるものとする。

郵政省設置法及び電氣通信省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案
郵政省設置法及び電氣通信省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律
第一條 左に掲げる勅令は、廃止する。

通信省官制（昭和二十一年勅令第三百四十三号）
簡易保険局官制（昭和二十二年勅令第四百四十四号）
電氣通信研究所官制（大正七年勅令第二百十九号）
通信局官制（大正十三年勅令第二百七十三号）
通信官署官制（大正十三年勅令第二百七十三号）
三等郵便局及び三等電信局の通信手に関する件（大正六年勅令第二百十五号）
請願に依る通信施設に関する件（大正四年勅令第二百十五号）
通信院貯金保険局支局、通信院

防衛通信施設局施設部、普通通信講習所及び無線電信講習所の長の監督に関する件（昭和二十年勅令第四百三十二号）

第二條 郵便法（昭和二十二年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

「通信大臣を「郵政大臣」に改める。

第二條から第四條までを次のように改める。

第二條（郵便の國營） 郵便は、國の行い事業であつて、郵政大臣が、これを管理する。

第三條及び第四條 削除

第五條第一項、第九條第一項、第二十條第一項、第三十八條、第四十條、第四十一條第一項、第四十二條、第四十四條第二項、第四十五條、第四十七條、第四十八條第二項、第五十八條第一項、第五十九條第一項、第六十條第一項及び第四項、第六十一條第一項、第六十二條第一項、第六十三條第一項、第六十四條第一項、第六十六條第一項、第七十一條、第七十五條、第七十七條並びに第八十條第一項中「通信官署」を「郵政省」に改める。

第二十條第一項中「電信、電話、」を削り、「收入印紙の賣さばき」の下に「並びに郵政省が電氣通信省から委託された業務」を加える。

第二十七條第一項中「通信官署」を「差出郵便局」に改める。

第三十三條中「郵便局」を「郵政省」に改める。

第四十一條第二項並びに第五十

四條第一項及び第二項中「通信官署」を「地方郵政局又は郵便局」に改める。

第五十五條第一項中「通信官署」を「最寄りの郵便局」に改める。

第三條 郵便貯金法（昭和二十二年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

「通信大臣」を「郵政大臣」に改める。

第二條から第四條までを次のように改める。

第二條（郵便貯金の國營） 郵便貯金は、國の行い事業であつて、郵政大臣が、これを管理する。

第三條及び第四條 削除

第八條第一項、第九條、第十一條第一項、第十三條及び第四項、第十四條、第十五條、第十七條第二項、第十八條第一項、第二十二條、第二十五條、第二十七條、第三十五條、第三十九條第一項、第六十四條第二項、第六十九條並びに第七十條第一項中「通信官署」を「郵政省」に改める。

第十九條第一項中「貯金原簿所管廳」を「貯金原簿を保管する地方貯金局（以下貯金原簿所管廳といふ。）」に、同條第二項中「証券原簿所管廳」を「証券保管原簿を保管する地方貯金局（以下証券原簿所管廳といふ。）」に改める。

第二十三條第三項及び第六十四條第一項中「通信官署」を「郵便局」に改める。

第二十九條第一項中「通信官署」を「貯金原簿所管廳」に改める。

第四條 郵便爲替法（昭和二十三年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

「通信大臣」を「郵政大臣」に改める。

第二條から第四條までを次のように改める。

第二條（郵便爲替の國營） 郵便爲替は、國の行い事業であつて、郵政大臣が、これを管理する。

第三條及び第四條 削除

第十二條第二項、第十三條、第十五條、第二十一條第一項及び第二十八條第三項中「通信官署」を「郵政省」に改める。

第十六條第一項及び第十八條中「郵便、電信、電話、郵便爲替、郵便貯金及び郵便振替貯金の業務に關し通信官署相互間又は通信官署」を「郵便、郵便爲替、郵便貯金及び郵便振替貯金の業務、印紙の賣さばきに関する業務並びに電氣通信省から委託された業務に關し、郵政省の機關相互間又は郵政省」に改める。

第十六條第一項及び第二十六條第一項中「通信官署において」を「郵便局において」に改める。

第二十三條及び第三十一條第二項中「通信官署」を「地方貯金局又は郵便局」に改める。

第二十八條第二項中「銀行の申出に因り、通信官署において」を「銀行の申出を」に改める。

第五條 郵便振替貯金法（昭和二十三年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

「通信大臣を「郵政大臣」に改める。

第二條から第四條までを次のように改める。

郵便振替貯金は、國の行い事業であつて、郵政大臣が、これを管理する。

第三條及び第四條 削除

第八條第二項中「通信官署」を「口座を保管する地方貯金局（以下口座所管廳といふ。）」に改める。

第九條第一項及び第二項中「通信官署」を「口座所管廳」に改める。

第十三條第二項、第十四條、第十六條、第三十一條第一項、第四十四條、第四十五條第二項、第四十七條第三項、第四十九條第一項、第五十三條、第五十八條第一項及び第六十三條第一項中「通信官署」を「郵政省」に改める。

第二十條第四項及び第三十八條第三項中「通信官署」を「郵便局」に改める。

第四十七條第二項中「銀行の申出に因り、通信官署において」を「銀行の申出を」に改める。

第六條 鐵道船舶郵便法（明治三十三年法律第五十六号）の一部を次のように改正する。

第二條、第三條、第六條、第八條及び第十條第四項中「郵便官署」を「郵政省」に改める。

第七條及び第九條中「郵便官署」を「關係地方郵政局」に改める。

第十三條中「郵便官署」を「郵便局」に改める。

第七條 選舉運動等の臨時特例に關する法律（昭和二十三年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第十九條第二項中「郵便官署」を「郵政省」に改める。

(大正四年勅令第二百十五号)
逓信院貯金保險局支局、逓信院
「郵政省」に改める。
第四十一條第二項並びに第五十
法律第五十九号)の一部を次のよ
うに改正する。
第二條郵便振替貯金の國營)郵
第十九條第二項中郵便官署」を
「郵政省」に改める。

第八條 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第五十條中「逓信官署」を「郵便局」に改める。
第九條 左に掲げる規定中「逓信大臣」を「郵政大臣」に改める。
大藏省預金部等の債権の條件変更等に関する法律(昭和二十二年法律第二百九号)第三條

印紙をもつてする歳入金納付に関する法律(昭和二十三年法律第四百二十二号)第三條第二項
第十條 電信法(明治三十三年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第二條第四号、第十五條、第十六條及び第三十五條中「電信官署」を「地方電氣通信取扱局」に改める。
第五條及び第二十五條中「主務大臣」を「地方電氣通信取扱局」に改める。
第十二條中「電信官署又は電話官署」を「地方電氣通信取扱局」に改める。

第二十一條及び第三十一條中「電信官署又は電話官署」を「電氣通信省」に改める。
第二十二條中「郵便、郵便爲替、郵便貯金」を削る。
第二十三條中「場合ヲ除クノ外」を「場合ニ於テハ」に改める。

第二十六條中「電信官署若ハ電話官署」を「地方電氣通信局」に改める。
第十一條 無線電信法(大正四年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二條第三号及び第二十三條中「電信官署」を「地方電氣通信取扱局」に改める。

第五條中「逓信官署又は電話官署」を「地方電氣通信取扱局」に改める。
第八條ノ二中「主務大臣ノ指定シタル電信官署又は電話官署」を「電氣通信局又は地方電氣通信局」に改める。

第十五條中「郵便、郵便爲替、郵便貯金」を削る。
第二十條第一項中「電氣官署又は電話官署」を「電氣通信省ノ地方機關」に改める。
第十二條 電信電話料金法(昭和二十三年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

第三條及び第四條第二項中「逓信大臣」を「電氣通信大臣」に改める。
第十三條 電信線電話線建設條例(明治二十三年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。
第一條第一項、第三條第一項及び第四條から第七條まで中「逓信省」を「電氣通信省」に改める。

第十四條 會計法(昭和二十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
第二十條第一項及び第二十三條中「逓信官署」を「郵政官署」に改める。

第十五條 通信職員訓練法(昭和二十三年法律第二百八号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。
郵政省職員及び電氣通信省職員訓練法

第一條中「その業務に従事する職員(以下通信職員という。)」を「郵政省又は電氣通信省の業務に従事する職員(以下單に職員という。)」に改める。

第一條から第三條まで、第五條及び第六條中「逓信大臣」を「郵政大臣又は電氣通信大臣」に改める。
第二條、第三條及び第六條中「逓信職員」を「職員」に改める。

第三條第一項第二号中「逓信省」を「それぞれ郵政省又は電氣通信省」に改める。
第四條を削り、以下一條ずつ繰り上げる。

第十六條 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。
第五十六條第五項中「電信、電話及び郵便官署(簡易保險及び貯金官署を含む。)」を「地方郵政監督局、地方郵政局、地方貯金局、地方簡易保險局、郵便局、地方電氣通信局、地方電氣通信部、地方電氣通信管理所、地方電氣通信取扱局、電氣通信省施設局資材部の出張所、航空保安事務所、航空標識所及びこれらの出張所、地方電氣通信局の出張所」に改める。

第十七條 この法律施行の際、現に逓信省職員である者のうち、逓信省郵務局長若しくは貯金局、簡易保險局長若しくは特定郵便局長をもつて長とする郵便局に勤務する者又は特定郵便局長を長とする郵便局以外の郵便局に勤務する者(但し、もつぱら郵便、郵便爲替、郵便貯金、簡易生命保險若しくは郵便年金又はその附帶業務の現業事務に従事する者に限る。)は郵政省の職員に、逓信省電務局、工務局若しくは電波局、電氣通信研究所若しくは電氣局、電話局若しくは電氣通信工事に勤務する者又は特定郵便局長を長とする郵便局以外の郵便局に勤務する者(但し、もつぱら電氣通信及びその附帶業務の現業事務に従事する者に限る。)は電氣通信省の職員に、その他の者は逓信大臣の指定するところに従い、郵政省の職員又は電氣通信省の職員に、それぞれ同一の勤務条件をもつて任ぜられたものとみなす。但し、別に命令を發せられたときは、この限りでない。

附則

この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

建設省設置法の一部を改正する法律案
建設省設置法の一部を改正する法律案
建設省設置法(昭和二十三年法律第二百十三号)の一部を次のように改正する。

第二條中「地方建設局」の下に「及び當總支局」を加える。
第三條第三号を次のように改める。

三 河川、道路その他建設省の所管に係る公共物とするための財産の取得並びに取得した財産の維持及び保存を行うこと。

同條第五号の次に次の二号を加える。

五の二 都市計畫上、公園に關し調査を行い、その整備改善を図ること。

五の三 公共空地及び保勝地に關し調査を行い、その整備、維持及び管理並びにこれらの助成及び監督を行い、並びに皇居外苑、新宿御苑及び京都御苑の整備に必要な建設業務を行うこと。

同條第六号を次のように改める。
六 屋外廣告物に関する事務を管理すること。

同條第十一号中「運河」の下に「港灣内」のものを除く。及び海岸堤防(港灣内のもので港灣施設に關係するものを除く。以下同じ。)を加える。

同條第二十三号中「改善」の下に「維持」を加える。
同條第二十五号及び第二十六号を次のように改める。

二十五 建設省の発達及び改善を助長し、並びに建設業者の監督に關する事務を管理すること。

二十六 國費の支弁に屬する建築物の當總(郵政事業特別會計、電氣通信事業特別會計及び簡易生命保險及び郵便年金特別會計に屬する現業關係の建築物の當總、受刑者を使用して実施する刑務所の當總、学校の復旧整備のための當總並びに一件につき總額百万円をこえない建築物の修繕を除く。以下同じ。)に關する事務を行うこと。

同條第二十六号の次に次の一号を加える。

二十六の二 公共團體、日本國有

鉄道又は日本専賣公社の委託に基き、建設工事を行い、並びに建設工事用資材の加工及び建設工事用機械の修理に関する事務を行うこと。

同條第二十九号中「処理すること。」を「処理し、並びに技術者の養成及び訓練を行うこと。」に改める。

同條第三十号を次のように改める。

三十 建設省の所管行政に関する啓発及び周知宣傳、部内的人事、会計及び庶務に関する事務を処理し、並びに職員に貸與する宿舍その他職員の厚生及び保健のために必要な施設を設け、且つこれを管理すること。

同條第三十号の次に次の一号を加える。

三十一 前各号に掲げるものの外、法律（法律に基く命令を含む。）に基き、建設省に属せしめられた事務を行うこと。

第四條及び第五條を次のように改める。

（本省の内部部局及び所掌事務）

第四條 本省に大臣官房及び左の五局を置く。

- 管理 局
 - 河川 局
 - 道路 局
 - 都市 局
 - 住宅 局
- 2 管理局に営繕部を置く。
- 3 大臣官房においては、前條第二十八号及び第三十号に規定する事務をつかさどる。
- 4 管理局においては、前條第一号、第四号、第十七号、第二十五号、

第二十六号及び第二十七号に規定する事務、同條第三十号に規定する事務の総括、同條第二十六号の二に規定する事務（他の局の所掌に属するものを除く。）並びに同條第二十九号に規定する事務（試験及び研究並びに技術者の養成及び訓練に関する事務を除く。）をつかさどる。

5 営繕部においては、前項に規定する事務のうち、第二十六号に規定する事務及び第二十六号の二に規定する事務で建物の建設に関するものをつかさどる。

6 河川局においては、前條第八号から第十二号までに規定する事務及び同條第十四号に規定する事務（道路の災害復旧工事の指導に関する事務を除く。）並びに同條第三号及び第二十六号の二に規定する事務でこれらに関するものをつかさどる。

7 道路局においては、前條第十三号、第十五号及び第十六号に規定する事務、同條第十四号に規定する事務のうち道路の災害復旧工事の指導に関する事務並びに同條第三号及び同條第二十六号の二に規定する事務で道路に関するものをつかさどる。

8 都市局においては、前條第五号から第七号までに規定する事務並びに同條第二十号に規定する事務のうち市街地建築物法（大正八年法律第三十七号）による地域及び地区の指定に関する事務をつかさどる。

9 住宅局においては、前條第十八号、第十九号及び第二十一号から

第二十四号までに規定する事務並びに同條第二十号に規定する事務（市街地建築物法による地域及び地区の指定に関する事務を除く。）をつかさどる。

（特別な職）

第五條 建設省に技監一人を置く。

2 技監は、上官を助け、建設省の所管行政に係る技術を統理する。

3 河川局長に次長一人を置く。

4 次長は、局長を助け、局務を整理する。

第三章及び第四章を次のように改める。

第三章 附屬機關

第六條 第十條に規定するものの外、本省に左の附屬機關を置く。

地理調査所

土木研究所

建築研究所

（地理調査所）

第七條 地理調査所は、第三條第二十九号に規定する事務並びに同條第二十九号に規定する事務のうち測量に関する技術者の養成及び訓練をつかさどる機關とする。

2 地理調査所は、千葉縣に置く。

3 地理調査所の内部組織は、建設省令で定める。

（土木研究所）

第八條 土木研究所は、第三條第二十九号に規定する事務のうち土木に関する調査、試験及び研究並びに技術者の養成及び訓練をつかさどる機關とする。

2 土木研究所は、東京都に置く。

3 土木研究所の内部組織は、建設省令で定める。

（建築研究所）

第九條 建築研究所は、第三條第二十九号に規定する事務のうち建築及び都市計画に関する調査、試験及び研究並びに技術者の養成及び訓練をつかさどる機關とする。

2 建築研究所は、東京都に置く。

3 建築研究所の内部組織は、建設省令で定める。

省令で定める。

（その他の附屬機關）

第十條 左の表の上欄に掲げる機關は、本省の附屬機關として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種 類	目 的
収入審査会	土地收用法（明治三十三年法律第二十九号）に基く権限を行うこと。
中央建設業審議会	建設大臣の諮問に應じて建設業に関する重要事項を調査審議し、当該事項について関係行政に建議し、その他建設業法（昭和二十四年法律第 号）に基く権限を行うこと。
官廳營繕審議会	建設大臣の諮問に應じて官廳建築物（國會及び裁判所に属する建物を含む。）の營繕に関する重要事項を調査審議し、当該事項について関係行政に建議すること。
河川審議会	建設大臣の諮問に應じて河川に関する重要事項を調査審議し、当該事項について関係行政に建議すること。
道路審議会	建設大臣の諮問に應じて道路に関する重要事項を調査審議し、当該事項について関係行政に建議すること。
都市計画審議会	都市計画に関する事項を調査審議し、当該事項について関係行政に建議し、その他都市計画法（大正八年法律第三十六号）及び同法に基く命令による権限を行うこと。
住宅対策審議会	建設大臣の諮問に應じて住宅に関する重要事項を調査審議し、当該事項について関係行政に建議すること。
測量審議会	測量に関する重要事項を調査審議し、当該事項について関係行政に建議し、その他測量法（昭和二十四年法律第 号）に基く権限を行うこと。

分掌する。

- 一 河川、道路、砂防その他國の直轄の建設工事に関すること。
- 二 國費の支弁に属する建物の營繕並びに公共團體、日本國有鐵道又は日本専賣公社の委託に基く建設工事、建設工事用資材の加工及び建設工事用機械の修理を行うこと。

加工及び建設工事用機械の修理を行うこと。

第十二條 地方建設局の名称、位置及び所管区域は、左の通りとする。

名 稱	位 置	所 管 區 域
東北地方建設局	仙台市	青森縣、岩手縣、宮城縣、秋田縣、山形縣、福島縣
關東地方建設局	船橋市	茨城縣、栃木縣、群馬縣、埼玉縣、千葉縣、東京府、神奈川縣、山梨縣、新潟縣、長野縣
中部地方建設局	名古屋市	岐阜縣、靜岡縣、愛知縣、三重縣、富山縣、石川縣
近畿地方建設局	大阪市	滋賀縣、京都府、大阪府、兵庫縣、奈良縣、和歌山縣、福井縣
中國四國地方建設局	廣島市	鳥取縣、島根縣、岡山縣、廣島縣、山口縣、德島縣、香川縣、愛媛縣、高知縣
九州地方建設局	福岡市	福岡縣、佐賀縣、長崎縣、熊本縣、大分縣、宮崎縣、鹿兒島縣

3 營繕支局の内部組織は、建設省令で定める。

(事務所)

第十五條 建設大臣は、局務の一部を分掌させるため、所要の地に地方建設局又は營繕支局の事務所を設置することができる。その名称、位置及び所掌事務の範圍は、建設省令で定める。

第五章 職員

庶務部
工務部
企画部
営繕部

2 前項に定めるものの外、地方建設局の内部組織の細目は、建設省令で定める。

(「営繕支局」)

第十四條 営繕支局は、本省管理局営繕部の所掌事務のうち北海道における事務を分掌する。

2 営繕支局は、北海道に置く。

昭和二十四年四月二十八日

1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。但し、附則第二項の規定は、昭和二十三年九月

- 2 昭和二十三年八月三十一日に、建設省建築出張所の用に供していた國の所有に屬する物品は、当該建築出張所所在の都道府縣に譲與するものとする。
- 3 都市計画法の一部を次のように改正する。

「都市計画委員会」を「都市計画審議会」に改める。

四月二十五日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、海上保安廳法及び海難審判法の
一部を改正する法律案

海上保安法及び海難審判法の一部を改正する法律案

第一部を改正する法律
第二條 海上保安廳法（昭和二十三

年法第二十八條の一語を三の
ように改正する。

の下に「海難の審判、」を加える。
第五條を次のように改める。

左の四部を置く。

保安部
水路部

第六條第七号中「他局の所管」を「他部の所掌」に改め、同号を第

八号として第七号として次の一
を加える。

七 海上保安廳の使用する基地施設及び船舶の管理並びに通信施設の管理及び運用に関する事項

第七條を次のように改める。

第七條 警備救難部においては、左の事務を掌る。

船舶の救助並びに天災事変その他被害を蒙るもの及びその救済を要する場合における

る必要な援助に関する事項

二 船舶交通の障害の除去に関

三 海上保安廳以外の者で海上
において人命、積荷及び船舶

の救助を行うもの並びに船舶
交通に対する障害を除去する

四 旅客又は貨物の海上運送に従事する者に対する海上にお

ける保安のため必要の監督と
関する事項

六 海上における密貿易、不法

七 海上における犯人の捜査及び鑑庄に関する事項

八 海上における暴動及び騒乱

九 海上保安廳の使用する基地施設及び船舶の運用に関する

事項並びに移関、検疫所その他の行政廳がその職務を行う場合における当該行政廳の

する海上交通の便宜の供與に
關する事項

察（以下「警察行政廳」とい

り、税関検査所その他の関係行政廳との間における協力、共助及び連絡に関する事項第七條の次に次の一條を加える。

第七條の二 保安部においては、

一 船舶、船舶用機関及び船舶用品の検査に関する事項

二 満載きつ水線の指定に関する事項

四 水先人及び水先業務の監督

五 航法及び船舶交通に関する
言号に関する事項

六 その他船舶交通の安全に関する事項であつて他部の所掌

第八條中「水路局」を「水路部」に改める。

第九條中「燈台局」を「燈台部」に改め、同條第二号中「氣象の観測」を「氣象の観測及び調査」と改める。

加える。
第十一條を次のように改める。

第十一條 海上保安廳は次長一人を置く。

掌理する。

第十一條の次に次の二條を加ふ

第十一條の二 海上保安廳長官の所轄の下に、海難審判所を置く

海難審判所については、海難審判法（昭和二十二年法律第百

る。

第十一條の三 海上保安廳に海上保安学校を置く。

海上保安学校は、海上保安廳の職員の訓練を行うための機関とする。

海上保安学校の名称、位置及び内部組織は、海上保安廳令でこれを定める。

第十三條を次のように改める。

第十四條を次のように改める。

第十四條 海上保安廳に海上保安官を置く。

海上保安官の階級は、政令でこれを定める。

海上保安官、上官の命を受け、第二條第一項に規定する事務の中、海難審判所審判官、海難審判所事務官及び海難審判理事官の行う事務以外の事務を掌る。

第二十一條第一項を次のように改める。

海上保安廳長官は、海上保安官の中から港長を命ずる。

第二十二條を次のように改める。

第二十二條 削除

第二十六條の前の「第二章 海上保安委員会」を「第二章 海上保安審議会」に改める。

第二十六條中「海上保安委員会」を「海上保安審議会」に、「中央海上保安委員会及び地方海上保安委員会」を「中央海上保安審議会及び地方海上保安審議会」に改める。

第三十二條を次のように改める。

第三十二條 削除

第三十三條中「海上保安委員会」を「海上保安審議会」に改める。

第三十五條第二項中「海上保安廳保安局」を「海上保安廳警備救難部」に改める。

第二條 海難審判法（昭和二十二年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第八條中「運輸大臣」を「海上保安廳長官」に改める。

第十條第一項を次のように改める。

海難審判所に海難審判所審判官及び海難審判所事務官を置く。

第十條中第三項を第四項とし、第三項として次の一項を加える。

海難審判所審判官は、運輸大臣がこれを任命する。

第十七條及び第十八條を次のように改める。

第十七條 各海難審判所に海難檢察部を附置する。

海難檢察部は、海難審判理事官の行う事務の統轄するところとする。

第十八條 海上保安廳長官は、海上保安審議会（昭和二十三年法律第二十八号）第三條又は第三十六條の規定に従い任命された海上保安廳の職員の中から、海難審判理事官を命ずる。

海難審判理事官は、海難審判所に対する審判の請求及び海難審判所の裁決の執行に関する事務を掌る。

海難審判理事官は、海難審判所に対し、独立して、その事務を行う。

第十八條の次に次の二條を加える。

第十八條の二 海難審判理事官は、いずれかの海難檢察部に属し、その属する海難檢察部の附置された海難審判所の管轄区域内において、前條第二項に規定する事務を行う。

第十八條の三 海上保安廳長官は、第十八條第二項に規定する海難審判理事官の事務に関し、海難審判理事官を一般的にのみ指揮監督することができる。

第二十二條中「海難審判所」の下に「及び海難檢察部」を加える。

第二十八條中「管海官廳」の上に「海上保安官」を加え、「警察官吏」を「警察官、警察吏員」に、「地方海難審判所の所在地を管轄する海上保安廳法第十二條に規定する海上保安廳の事務所（以下單に海上保安廳の事務所という。）」を「地方海難審判所の海難檢察部」に改める。

第二十九條中「海上保安廳保安局」を「高等海難審判所の海難檢察部」に改める。

第五十四條中「海上保安廳保安局」を「高等海難審判所の海難檢察部」に改める。

第五十八條中「海上保安廳保安局」を「高等海難審判所の海難檢察部」に、「当該地方海難審判所の所在地を管轄する海上保安廳の事務所」を「当該地方海難審判所の海難檢察部」に改める。

附則

この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

四月二十六日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、農林省設置法案

一、農林省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案

農林省設置法案

農林省設置法

目次

第一章 總則（第一條 第四條）

第二章 本部

第一節 内部部局（第五條 第十二條）

第二節 附屬機關（第十三條 第三十四條）

第三節 地方支分部局（第三十五條 第四十二條）

第一款 農地事務局（第三十六條 第四十條）

第二款 作物報告事務所（第四十一條 第四十二條）

第三章 外局（第四十三條 第七十二條）

第一節 食糧廳

第一款 總則（第四十四條 第四十五條）

第二款 内部部局（第四十六條 第四十九條）

第三款 附屬機關（第五十條 第五十三條）

第四款 地方支分部局（第五十四條 第五十六條）

第二節 林野廳

第一款 總則（第五十七條 第五十八條）

第四款 地方支分部局（第六十五條 第七十一條）

第三款 水産廳（第七十二條）

第四章 職員（第七十三條 第七十四條）

第五章 公團（第七十五條）

附則

第一章 總則

（この法律の目的）

第一條 この法律は、農林省の所掌事務の範圍及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務及び事業を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

（設置）

第二條 國家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三條第二項の規定に基いて、農林省を設置する。

2 農林省の長は、農林大臣とする。

（農林省の任務）

第三條 農林省は、農林畜水産業の改良発達及び農山漁家の福祉の増進を図り、もつて國民經濟の興隆に寄與することを目的として左に掲げる行政事務及び事業を一体的に遂行する責任を負う行政機關とする。

一 農林畜水産物、飲食料品、油脂及び農林畜水産業専用物品の生産の増進を図ること。

二 農林畜水産物、飲食料品、油脂及び農林畜水産業専用物品の流通及び消費を規制すること。

三 農林畜水産物、飲食料品、油脂及び農林畜水産業専用物品の

第三十二條を次のように改め
る。

所に対し、独立して、その事務
を行う。

附則
この法律は、昭和二十四年六月一

第二節 内務部局（第五十九
條）第六十二條
第三款 附屬機關（第六十三

三 農林畜水産物、飲食料品、油
脂及び農林畜水産業専用物品の

品質の向上を図ること。

四 農林畜水産業に関する試験研
究を実施し、指導し、及びその
普及を図ること。

五 農林畜水産業及び農山漁家に
関する調査を行い、及び統計を
作成すること。

六 農山漁家の生活の改善及びそ
の社会的経済的地位の向上を図
ること。

七 土地改良事業を行うこと。

八 農業共済再保険事業、漁船再
保険事業及び森林火災保険事業
を行うこと。

九 國有林野事業を行うこと。

十 國營競馬事業を行い、及び地
方競馬を監督すること。

（農林省の権限）

第四條 農林省は、この法律に規定
する所掌事務を遂行するため、左
に掲げる権限を有する。但し、そ
の権限の行使は、法律（これに基
く命令を含む。）に従つてなされな
ければならない。

一 予算の範囲内で所掌事務の遂
行に必要な支出負担行為をする
こと。

二 収入金を徴収し、所掌事務の
遂行に必要な支拂をする。

三 所掌事務遂行に直接必要な事
務所等の施設を設置し、及び管
理すること。

四 所掌事務遂行に直接必要な業
務用資材、事務用品、研究用資
材等を調達すること。

五 不用財産を処分すること。

六 職員任免及び賞罰を行い、
その他職員の人事を管理するこ
と。

七 職員の厚生及び保健のため必
要な施設をし、及び管理するこ
と。

八 職員に貸與する宿舍を設置
し、及び管理すること。

九 所掌事務に関する統計及び調
査資料を作成し、頒布し、又は
刊行すること。

十 所掌事務の監督を行い、法令
の定めるところに従ひ、必要な
措置をとること。

十一 所掌事務の周知宣傳を行う
こと。

十二 農林省の公印を制定するこ
と。

十三 所掌事務に係る物資の割当
を行い、又は配給を規制するこ
と。

十四 所掌事務に係る供給の特に
不足する物資の使用を制限し、
又は禁止すること及びその生産
（加工及び修理を含む）、出荷
若しくは移動又は工事の施行を
命ずること。

十五 所掌事務に係る物資の生産
（加工及び修理を含む）、出荷
若しくは移動又は工事の施行を
制限し、又は禁止すること。

十六 所掌事務に係る供給の特に
不足する物資又は遊休設備の譲
渡、引渡又は貸與を命ずること。

十七 農林協同組合、農林中央金
庫その他本省の所掌事務に係る
団体につき許可又は認可を與え
ること。

十八 所掌事務に係る事業の再建
整備計画につき認可を與えるこ
と。

十九 所掌事務に係る輸出品の等
級、標準及び包装条件を定め
て、これらの検査を行うこと。

二十 指定農林物資検査法（昭和
二十三年法律第二百十号）の規
定に基く指定農林物資の規格を
定めること。

二十一 農業災害に関する再保険
事業を行うこと。

二十二 食糧確保臨時措置法（昭
和二十三年法律第八十二号）
に基く農業計画を定めて都道府
縣知事に指示すること。

二十三 農業及び農産物の登録
を行うこと。

二十四 農畜産物及び肥料、農業
その他農畜産業業用物品の検査
を行うこと。

二十五 輸出入動植物を検疫し、
消毒し、廃棄し、その收受を禁
止し、又はその輸入場所を制限
すること。

二十六 中央卸賣市場につき認可
を與えること。

二十七 自作農を創設するため、
農地等取得し、管理し、及び
処分すること。

二十八 小作関係その他の農地の
利用関係争議の調停に關與する
こと。

二十九 農地の價格、移動費用及
び小作料を統制すること。

三十 開拓適地を選定すること。

三十一 開拓者に資金を貸し付け
ること。

三十二 開拓用機械器具及び資材
を取得し、管理し、及び処分す
ること。

三十三 國營土地改良事業を実施

し、又はこれを都道府縣に委託
すること。

三十四 土地改良事業を行う者に
対し補助金を交付すること。

三十五 耕地面積及び農作物の作
況その他農林畜水産業に関する
報告を徴すること。

三十六 農業改良助長法（昭和二
十三年法律第六十五号）に基
き、都道府縣その他試験研究機
關に対し補助金及び委託金を交
付すること。

三十七 種畜の検査を行うこと。

三十八 家畜及び家きんの移動及
びと殺を制限すること。

三十九 獸医師、装蹄師、調教師
及び騎手の免許をすること。

四十 國營競馬を行うこと。

四十一 地方競馬の実施に必要な
規程を認可し、又は地方競馬の
停止を命ずること。

四十二 生糸の検査を行うこと。

四十三 蚕種製造業、製糸業、繭
出生糸問屋業及び生糸販賣業を
許可すること。

四十四 蚕病の予防駆除又は桑苗
の検査のために必要な措置を命
ずること。

四十五 主要食糧の供出割当を行
うこと。

四十六 主要食糧を買い入れ、賣
り渡し、加工し、交換し、交付
し、又は貯蔵すること。

四十七 主要食糧の價格を決定す
ること。

四十八 食糧の所掌事務に係る
団体につき許可又は認可を與え
ること。

四十九 主要食糧及び飲食料品

（酒類を除く。以下同じ。）の檢
査を行うこと。

五十 國有林野の境界を査定する
こと。

五十一 國有林野の処分を行うこ
と。

五十二 森林原野の火入及び森林
害虫の駆除又は予防に關し都道
府縣知事に認可を與えること。

五十三 木材、薪炭その他の林産
物及び加工炭を検査すること。

五十四 森林組合その他林野團體
の所掌事務に係る団体につき許可
又は認可を與えること。

五十五 民有林の森林治水事業を
行うこと。

五十六 保安林の編入及び解除を
行うこと。

五十七 森林火災國營保險事業を
行うこと。

五十八 狩猟鳥獸の種類並びに狩
猟の区域及び時期を定めるこ
と。

五十九 國有林野及び公有林野官
行造林地の造林、営林及び治水
事業を実施すること。

六十 國有林野及び公有林野官行
造林地の産物及び製品を処分す
ること。

六十一 立木を買い入れて木材又は
薪炭を生産し、これを賣り渡
すこと。

六十二 薪炭を買い入れ、賣り渡
し、又は貯蔵すること。

六十三 水産施設設置法（昭和二十
三年法律第七十八号）第二條に
規定する権限

六十四 所掌事務に係る事項の試
験研究及び調査を委託し、並び

に依頼を受けて試験及び検査を行い、その手数料を徴収すること。

六十五 前各号に掲げるものの外、法律（これに基く命令を含む。）に基き農林省に属せられた権限

第二章 本省

第一節 内部部局

（内部部局）

第五條 本省に大臣官房及び左の五局を置く。

農政局

農地局

農業改良局

畜産局

蚕糸局

2 農業改良局に統計調査部、研究部及び普及部を、畜産局に裁馬部を置く。

（特別な職）

第六條 大臣官房に官房長を置く。

2 官房長は、命を受けて大臣官房の事務を管理する。

3 農地局に次長一人を置く。

4 次長は、局長を助け、局務を整理する。

（大臣官房の事務）

第七條 大臣官房においては、農林省の所掌事務に關し、左の事務をつかさどる。

一 機密に關すること。

二 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に關すること。

三 大臣の官印及び省印を管掌すること。

四 公文書類を接受し、発送し、編集し、及び保存すること。

五 経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に關すること。

六 行政財産及び物品を管理すること。

七 職員の衛生、医療その他福利厚生に關すること。

八 行政の考査を行うこと。

九 渉外事務に關すること。

十 公報に關すること。

十一 法令案の審査その他総合調整に關すること。

十二 農林畜水産物及び農林畜水産業用物資の割当又は配分に關する調整並びにこれらの物資の輸送に關する連絡を行うこと。

十三 資金に關する調整並びに農林中央金庫その他の金融業務を行う團體及びこれらの團體の行う金融業務の指導監督を行うこと。

十四 企業の整備及び振興を図ること並びに商工業團體の指導監督を行うこと。

十五 農村負債整理に關すること。

十六 輸出入に關する連絡調整を図ること。

十七 規格及び検査の調整を図ること。

十八 前各号に掲げるものの外、農林省の所掌事務で他局及び他の機關の所掌に屬しない事務に關すること。

（農政局の事務）

第八條 農政局においては、左の事務をつかさどる。

一 農業行政に關する企画を行うこと。

二 農業経営の改善を図ること。

三 農業協同組合その他農業に關する團體の指導監督及び助成を行うこと。

四 農畜産業に關する共済及び保険に關すること。

五 農業共済再保険特別会計の經理を行うこと。

六 農山漁家の経営改善のためにする農村工業の指導助成を行うこと。

七 農産物（蚕糸を除く。）の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。（食糧廳の所掌に屬することを除く。）

八 肥料、農機具、農薬その他の農業専用物品の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。（他省がその生産を所掌する農業専用物品の生産に關することを除く。）

九 農産物（蚕糸及び主要食糧を除く。）及び農業専用物品の検査に關すること。

十 病虫害の予防駆除及び輸出入植物の検疫に關すること。

十一 中央卸賣市場の指導監督を行うこと。

十二 肥料配給公團に關すること。

（農地局の事務）

第九條 農地局においては、左の事務をつかさどる。

一 農地及び農業用水利に關する企画を行うこと。

二 自作農創設特別措置に關すること。

三 農地の移動廢用を統制し、その他農地關係の調整を図ること。

四 開拓適地を調査し、その開拓計画を樹立すること。

五 開墾、入植及び當農の指導助成を行うこと。

六 開拓者資金の融通を行うこと。

七 自作農創設特別措置特別会計及び開拓者資金融通特別会計の經理を行うこと。

八 國營土地改良事業に關すること。

九 土地改良事業及びこれを行う者の指導監督及び助成を行うこと。

十 開拓用機械、器具及び資材の管理及びあつ旋に關すること。

（農業改良局の事務）

第十條 農業改良局においては、左の事務をつかさどる。

一 農林省の所掌事務に關する統計の企画及び実施についての連絡調整を図ること。

二 耕地面積及び農作物の作況の調査を行うこと。

三 農村の統計的經濟調査を行うこと。

四 前三号に掲げるものの外、農林畜水産業に關する統計を作成すること。

五 農業（畜産業を含み、蚕糸業を除く。以下本條中同じ。）及び農民生活に關する自然科學的試験研究の企画並びに關係試験研究機關の行う当該試験研究の連絡調整を行うこと。

六 農業及び農民生活に關する經濟學的研究的企画及び実施並びに關係研究機關の行う当該研究の連絡調整を行うこと。

七 農業及び農民生活に關する知識の普及交換を図ること。

八 農業改良助長法に基いて、都道府縣その他試験研究機關の行う試験研究及び普及事業の助成を行うこと。

九 農業及び農民生活に關する試験研究を行う者の能力の向上を図ること。

十 農業及び農民生活に關する知識の普及交換に關する事務に従事する者の能力の向上を図ること。

十一 關係試験研究機關の試験研究の状況及びその成果を調査すること。

十二 農業及び農民生活に關する知識の普及交換に關する事務の実施の状況及びその成果を調査すること。

十三 農業及び農民生活に關する試験研究及び知識の普及交換についての資料を収集し、整理し、及び刊行すること。

統計調査部においては、前項第一号から第四号までに掲げる事務をつかさどる。

3 研究部においては、第一項第五号、第六号、第九号及び第十一号に掲げる事務並びに第八号及び第十三号に掲げる事務のうち農業及び農民生活に關する試験研究に關するものをつかさどる。

4 普及部においては、第一項第七号、第十号及び第十二号に掲げる事務並びに第八号及び第十三号に掲げる事務のうち農業及び農民生活に關する知識の普及交換に關する

四 公文書類を授受し、発送し、編集し、及び保存すること。

一 農業行政に関する企画を行うこと。

三 農地の改良、農産物の生産、その他農地関係の調整を図ること。

に關係研究機関の行つた該研究の連絡調整を行うこと。

掲げる事務のうち農業及び農民生活に関する知識の普及交換に関するものをつかさどる。

るものをつかさどる。

(畜産局の事務)

第十一條 畜産局においては、左の事務をつかさどる。

一 畜産行政に関する企画を行うこと。

二 畜産に関する団体の指導監督及び助成を行うこと。

三 家畜及び家さんの改良及び増殖を図ること。

四 畜産物の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。

五 飼料その他の畜産業専用物品の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。

六 畜産物の改良整備を図ること。

七 畜産物及び畜産業専用物品の検査に関すること。

八 家畜及び家さんの衛生並びに輸出入動物及び畜産物の検疫に関すること。

九 獣医師及び製蹄師の指導監督を行うこと。

十 國営競馬を実施し、及び地方競馬の指導監督を行うこと。

十一 國営競馬事業特別会計の経理を行うこと。

十二 飼料配給公園に関すること。

第十三條 畜産局においては、前項第十一号及び第十二号に掲げる事務をつかさどる。

(畜産局の事務)

第十二條 畜産局においては、左の

第一節 畜産行政に関する企画を行うこと。

二 畜産及び畜産業専用物品の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。

(他省がその生産を所掌する畜産業専用物品の生産に関するものを除く。)

三 畜産物の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。

四 畜産物の改良整備を図ること。

五 飼料その他の畜産業専用物品の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。

六 畜産物の改良整備を図ること。

七 畜産物及び畜産業専用物品の検査に関すること。

八 家畜及び家さんの衛生並びに輸出入動物及び畜産物の検疫に関すること。

九 獣医師及び製蹄師の指導監督を行うこと。

十 國営競馬を実施し、及び地方競馬の指導監督を行うこと。

十一 國営競馬事業特別会計の経理を行うこと。

十二 飼料配給公園に関すること。

第十三條 畜産局においては、前項第十一号及び第十二号に掲げる事務をつかさどる。

(畜産局の事務)

第十二條 畜産局においては、左の

事務をつかさどる。

一 畜産行政に関する企画を行うこと。

二 畜産及び畜産業専用物品の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。

(他省がその生産を所掌する畜産業専用物品の生産に関するものを除く。)

三 畜産物の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。

四 畜産物の改良整備を図ること。

五 飼料その他の畜産業専用物品の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。

六 畜産物の改良整備を図ること。

七 畜産物及び畜産業専用物品の検査に関すること。

八 家畜及び家さんの衛生並びに輸出入動物及び畜産物の検疫に関すること。

九 獣医師及び製蹄師の指導監督を行うこと。

十 國営競馬を実施し、及び地方競馬の指導監督を行うこと。

十一 國営競馬事業特別会計の経理を行うこと。

十二 飼料配給公園に関すること。

第十三條 畜産局においては、前項第十一号及び第十二号に掲げる事務をつかさどる。

(畜産局の事務)

第十二條 畜産局においては、左の

第一節 畜産行政に関する企画を行うこと。

二 畜産及び畜産業専用物品の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。

(他省がその生産を所掌する畜産業専用物品の生産に関するものを除く。)

三 畜産物の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。

四 畜産物の改良整備を図ること。

五 飼料その他の畜産業専用物品の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。

六 畜産物の改良整備を図ること。

七 畜産物及び畜産業専用物品の検査に関すること。

八 家畜及び家さんの衛生並びに輸出入動物及び畜産物の検疫に関すること。

九 獣医師及び製蹄師の指導監督を行うこと。

十 國営競馬を実施し、及び地方競馬の指導監督を行うこと。

十一 國営競馬事業特別会計の経理を行うこと。

十二 飼料配給公園に関すること。

第十三條 畜産局においては、前項第十一号及び第十二号に掲げる事務をつかさどる。

(畜産局の事務)

第十二條 畜産局においては、左の

第一節 畜産行政に関する企画を行うこと。

農業機械管理所

競馬事務所

馬鈴薯原産種農場

茶原種農場

種畜牧場

(農事試験場)

第十四條 農事試験場は、農業に関する試験、分析、鑑定、調査、講習並びに種苗の生産及び配布を行う機関とする。

一 農事試験場は、東京都に置く。

二 農林大臣は、農事試験場の事務を分掌させるため、所要の地に農事試験場の支場を設けることができる。

三 農事試験場の内部組織並びに支場の名称、位置及び内部組織については、農林省令で定める。

(茶葉試験場)

第十五條 茶葉試験場は、茶葉に関する試験、分析、鑑定、調査、講習並びに種苗及び製茶標本の生産及び配布を行う機関とする。

一 茶葉試験場は、静岡県に置く。

二 茶葉試験場の内部組織については、農林省令で定める。

(園藝試験場)

第十六條 園藝試験場は、園藝に関する試験、分析、鑑定、調査、講習並びに種苗及び標本の生産及び配布を行う機関とする。

一 園藝試験場は、神奈川県に置く。

二 農林大臣は、園藝試験場の事務を分掌させるため、所要の地に園藝試験場の支場を設けることができる。

三 園藝試験場の内部組織並びに支場の名称、位置及び内部組織については、農林省令で定める。

(畜産試験場)

第十七條 畜産試験場は、畜産に関する試験、分析、鑑定、調査及び講習を行う機関とする。

一 畜産試験場は、千葉県に置く。

二 農林大臣は、畜産試験場の事務を分掌させるため、所要の地に畜産試験場の支場を設けることができる。

三 畜産試験場の内部組織並びに支場の名称、位置及び内部組織については、農林省令で定める。

(農業総合研究所)

第十八條 農業総合研究所は、農業に関する経済上の諸問題の総合的調査研究を行う機関とする。

一 農業総合研究所は、東京都に置く。

二 農林大臣は、農業総合研究所の事務を分掌させるため、所要の地に農業総合研究所の支所を設けることができる。

三 農業総合研究所の内部組織並びに支所の名称、位置及び内部組織については、農林省令で定める。

(開拓研究所)

第十九條 開拓研究所は、左に掲げる事項を行う機関とする。

一 土地及び水の農業上の開発利用に関する調査研究

二 開拓地における農業、農家及び集落に関する調査研究

三 開拓に関する技術者の養成

四 開拓に関する講習

4 開拓研究所の内部組織並びに支所の名称、位置及び内部組織については、農林省令で定める。

(農業改良実験所)

第二十條 農業改良実験所は、農事の改良に関する実験及び調査を行う機関とする。

一 農業改良実験所の名称及び位置は、左の通りとする。

二 農業改良実験所の名称及び位置は、左の通りとする。

名 称	位 置
札幌農事改良実験所	北海道
黒石農事改良実験所	青森縣
盛岡農事改良実験所	盛岡市
古川農事改良実験所	宮城縣
大館農事改良実験所	秋田縣
山形農事改良実験所	山形市
安積農事改良実験所	福島縣
石岡農事改良実験所	茨城縣
宇都宮農事改良実験所	宇都宮市
前橋農事改良実験所	前橋市
熊谷農事改良実験所	熊谷市
千葉農事改良実験所	千葉市
立川農事改良実験所	立川市
新潟農事改良実験所	新潟縣
富山農事改良実験所	富山市
福井農事改良実験所	福井市
龍王農事改良実験所	山梨縣
長野農事改良実験所	長野縣
本巣農事改良実験所	岐阜縣
静岡農事改良実験所	静岡府
安城農事改良実験所	愛知縣
鈴鹿農事改良実験所	鈴鹿市
草津農事改良実験所	滋賀縣
宇治農事改良実験所	京都府
質津農事改良実験所	大阪府
明石農事改良実験所	明石市
朝来農事改良実験所	奈良縣
和歌山農事改良実験所	和歌山縣

東伯農事改良実験所	鳥取縣
出雲農事改良実験所	出雲市
倉敷農事改良実験所	倉敷市
西條農事改良実験所	廣島縣
防府農事改良実験所	防府市
佛生山農事改良実験所	香川縣
松山農事改良実験所	松山市
高岡農事改良実験所	高知縣
二日市農事改良実験所	福岡縣
佐賀農事改良実験所	佐賀市
熊本農事改良実験所	熊本市
大分農事改良実験所	大分市
宮崎農事改良実験所	宮崎市
鹿児島農事改良実験所	鹿児島市

3 農事改良実験所の内部組織については、農林省令で定める。
(蚕糸試験場)

第二十一條 蚕糸試験場は、蚕糸に関する試験、分析、鑑定、調査、講習並びに原蚕種、桑の接種及び苗木の生産及び配布を行う機関とする。

2 蚕糸試験場は、東京都に置く。
3 農林大臣は、蚕糸試験場の事務を分掌させるため、所要の地に蚕糸試験場の支場を設けることができる。

4 蚕糸試験場の内部組織並びに支場の名称、位置及び内部組織については、農林省令で定める。
(家畜衛生試験場)

第二十二條 家畜衛生試験場は、左に掲げる事項を行う機関とする。
一 家畜の衛生に関する試験及び調査

二 家畜の疾病に関する予防、消毒及び治療の方法の研究

三 家畜専用の血清類及び薬品の製造、配布及び検定

四 家畜の衛生に関する技術の講習

2 家畜衛生試験場は、東京都に置く。

3 農林大臣は、家畜衛生試験場の事務を分掌させるため、所要の地に家畜衛生試験場の支場を設けることができる。

4 家畜衛生試験場の内部組織並びに支場の名称、位置及び内部組織については、農林省令で定める。
(肥料検査所)

第二十三條 肥料検査所は、肥料の検査を行う機関とする。

2 肥料検査所の名称及び位置は、左の通りとする。

名	称	位	置
東京肥料検査所	東京市		
札幌肥料検査所	札幌市		
名古屋肥料検査所	名古屋市		
神戸肥料検査所	神戸市		
福岡肥料検査所	福岡市		

3 肥料検査所の内部組織については、農林省令で定める。
(農薬検査所)

第二十四條 農薬検査所は、農薬の検査を行う機関とする。

2 農薬検査所は東京都に置く。
3 農薬検査所の内部組織については、農林省令で定める。
(輸出品検査所)

第二十五條 輸出品検査所は、農林畜水産物及び食料品の検査を行う機関とする。

2 輸出品検査所の名称、位置及び所掌事務は、左の通りとする。

名	称	位	置	所	掌	務
輸出食料品検査所			東京都			
輸出農林水産物検査所			東京都			
				農林畜水産物の検査		

3 農林大臣は、輸出品検査所の事務の一部を分掌させるため、所要の地に支所又は出張所を設けることができる。

4 輸出品検査所の内部組織及び支所並びに出張所の名称、位置、所掌事務及び内部組織については、農林省令で定める。

5 輸出品検査所は、輸出品取締法(昭和二十三年法律第五十三号)第三條の規定によつて指定されるもの及び第四條に掲げるものの検査については、通商産業大臣の監督をも受けるものとする。
(生糸検査所)

第二十六條 生糸検査所は、左に掲げる事項を行う機関とする。

一 生糸(繭短繊維を含む。以下同じ)に関する検査
二 生糸の検査及び貯蔵に関する研究及び調査
三 生糸の検査及び整理に関する講習

四 生糸の検査に関する器具、機械その他の物件の検査及び鑑定
五 附属生糸相物倉庫の管理
2 生糸検査所の名称及び位置は、左の通りとする。

名	称	位	置
横浜生糸検査所	横浜市		
神戸生糸検査所	神戸市		

3 生糸検査所の内部組織について

出出張所の名称、位置、内部組織及び所掌事務については、農林省令で定める。
(農村工業指導所)

第二十八條 農村工業指導所は、農山漁家の経営改善のために農山漁村における農村工業の調査及び指導を行う機関とする。

2 農村工業指導所の名称及び位置は、左の通りとする。

3 農村工業指導所の内部組織については、農林省令で定める。
(農業機械管理所)

第二十九條 農業機械管理所は、試験研究のために農業機械の製造、改造、修理及び保管並びにその利用の指導及び試験を行う機関とする。

2 農業機械管理所は、神奈川県に置く。
3 農業機械管理所の内部組織については、農林省令で定める。
(競馬事務所)

第三十條 競馬事務所は、競馬法(昭和二十三年法律第五十五号)に基づき國營競馬を実施する機関とする。

2 競馬事務所の名称、位置及び管轄競馬場は、左の通りとする。

名	称	位	置	管	轄	競	馬	場
札幌競馬事務所	札幌市			札幌、函館				
東京競馬事務所	東京都			東京、新潟、中山、東京、横浜				
京都競馬事務所	京都市			京都、阪神、小倉、宮崎				

三 畜産専用の血清類及び薬品の

2 輸出品検査所の名称、位置及び
所掌事務は、左の通りとする。

3 生糸検査所の内部組織について

東京府馬事事務所 東京都 福島、新潟、中山、東京、横浜
京都府馬事事務所 京都市 京都、阪神、小倉、宮崎

3 競馬事務所の内部組織について
は、農林省令で定める。

(馬鈴薯原産農場)
第三十一條 馬鈴薯原産農場は、
馬鈴薯の増殖に必要な種苗の生産
及び配布を行う機関とする。

2 馬鈴薯原産農場の名称及び位
置は、左の通りとする。

名	称	位 置
北海道中央馬鈴薯原 産農場	北海道	
後志馬鈴薯原産農場	北海道	
十勝馬鈴薯原産農場	北海道	
上北馬鈴薯原産農場	北海道	
八戸馬鈴薯原産農場	青森県	
八戸馬鈴薯原産農場	青森県	
八戸馬鈴薯原産農場	青森県	
八戸馬鈴薯原産農場	青森県	
八戸馬鈴薯原産農場	青森県	
八戸馬鈴薯原産農場	青森県	

3 馬鈴薯原産農場の内部組織に
ついては、農林省令で定める。

第三十二條 茶原産農場は、茶樹の
増殖に必要な種苗の生産及び配布
を行う機関とする。

2 茶原産農場の名称及び位置は、
左の通りとする。

名	称	位 置
金谷茶原産農場	静岡県	
奈良茶原産農場	奈良市	
知多茶原産農場	鹿兒島縣	

名	称	位 置
日高種畜牧場	北海道	
新十勝種畜牧場	北海道	
十勝種畜牧場	北海道	
奥羽種畜牧場	北海道	
岩手種畜牧場	青森縣	
福島種畜牧場	岩手縣	
大宮種畜牧場	福島縣	
長野種畜牧場	大宮市	
静岡種畜牧場	長野縣	
岡崎種畜牧場	岡崎市	
兵庫種畜牧場	兵庫縣	
鳥取種畜牧場	鳥取縣	
高知種畜牧場	高知縣	
熊本種畜牧場	熊本縣	
宮崎種畜牧場	宮崎縣	
鹿兒島種畜牧場	鹿兒島縣	

ちの配布並びに種畜の貸付及び
種付
三 種畜の登録
四 種付事業の指導
五 有畜養の奨励
六 鶏の産卵能力の検定
七 飼料作物種子原種ほの経営
2 種畜牧場の名称及び位置は、左
の通りとする。

2 農林大臣は、種畜牧場の事務を
分掌させるため、所要の地に種畜
牧場の支場を設けることができる。

3 種畜牧場の内部組織並びに支場
の名称、位置及び内部組織につい
ては、農林省令で定める。

種	類	目	的
農林漁業復興金融審議会		関係各大臣の諮問に應じ、農林漁業復興資金の融資に関する重要事項を調査審議すること。	
農林物資規格調査会		農林物資の規格及び標準に関する事項を調査審議すること。	
農林金融改善特別融通損失審査会		農林中央金庫特別融通及損失補償法（昭和七年法律第三十二号）、農村負債整理組合法（昭和八年法律第二十一号）、農村負債整理資金特別融通及損失補償法（昭和十二年法律第七十七号）又は臨時農村負債処理法（昭和十二年法律第六十五号）による特別融通によつて市町村、農林中央金庫、日本勧業銀行、農工銀行又は北海道拓殖銀行の受けた損失及びその額を決定すること。	
農業共済再保険審査会		農業災害補償法（昭和二十二年法律第八十五号）により政府の行う再保険に関する事項を審査し、並びに農業災害の発生予防及び防止その他農業災害補償に関する事項を調査審議すること。	
中央農業調整審議会		主要食糧農産物についての農業計画その他食糧確保臨時措置法の施行に關する重要事項を審議すること。	
種 苗 審 査 会		農産種苗法（昭和二十二年法律第十号）の規定による種苗の名称の登録及びその取消を審査すること。	
農 業 審 議 会		農産物の検査その他農産物検査法（昭和二十三年法律第八十二号）に規定する権限を行うこと。	
輸出入植物検疫審議会		輸出入植物の検査の方法その他輸出入植物検疫法（昭和二十三年法律第八十六号）の施行に關する重要事項を調査審議すること。	
農 産 物 規 格 審 議 会		農産物の規格の審査その他指定農林物資検査法（昭和二十三年法律第二百十号）に規定する権限を行うこと。	
農 機 具 審 議 会		農機具の検査を行い、及び優良農機具の普及奨励等に関する事項を調査審議すること。	
肥料取締審議会		肥料取締法（昭和二十三年法律第六十七号）その他の法令によりその権限に属させた事項を処理し、及び農地に關する重要事項を調査審議すること。	
中央農地委員会		開拓者資金融通法（昭和二十二年法律第六号）の施行その他開拓に關する重要事項を調査審議すること。	
中央開拓審議会		農業の機械化に關する重要事項を調査審議すること。	
農業機械化審議会		農業の電化に關する重要事項を調査審議すること。	
農家負担合理化審議会		農家負担の合理化に關する重要事項を調査審議すること。	
中央作況決定審議会		主要食糧の作況決定に關する重要事項を調査審議すること。	
畜産審議会		畜産に關する重要事項を調査審議すること。	
獣医師免許審議会		獣医師試験を実施し、その他獣医師に關する重要事項を調査審議すること。	
裝飾師試験審査会		裝飾師法（昭和十五年法律第八十九号）に基く裝飾師試験に關する事務をつかさどること。	
競 馬 審 議 会		國營競馬の運営並びに紛争及び異議の裁定に關する重要事項を調査審議すること。	

蚕糸調査会
生糸問屋審査会
物資割当配給審議会

関係各大臣の諮問に應じ、蚕糸業に関する重要事項を調査審議すること。
繅出生糸問屋及び生糸販賣業者の許可等に関する事項を調査審議すること。
所掌事務に係る資材及び物資の割当配給に関する重要事項を調査審議すること。

2 前項に掲げる附屬機關の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律（これに基く命令を含む。）に別段の定めがある場合を除く外、政令で定める。

第三節 地方支分部局

第三十五條 本省に、左の地方支分部局を置く。

農地事務局
作物報告事務所

第一款 農地事務局

第三十六條 農地事務局は、本省の所掌事務のうち、左に掲げる事務を分掌する。

一 自作農創設特別措置に関すること。

二 農地の移動廢用を統制し、その他農地関係の調整を図ること。

三 開拓適地を調査し、その開拓計画を樹立すること。

四 開墾、入植及び當農の指導助成を行うこと。

五 開拓者資金の融通を行うこと。

六 國營土地改良事業に関すること。

七 土地改良事業の指導監督及び助成を行うこと。

八 開拓用機械、器具及び資材の管理及びあつ旋に関すること。

(名称、位置及び管轄区域)
第三十七條 農地事務局の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名 称	位 置	管 轄 区 域
仙台農地事務局	仙台市	青森縣、岩手縣、宮城縣、秋田縣、山形縣、福島縣
東京農地事務局	東京都	茨城縣、栃木縣、群馬縣、埼玉縣、千葉縣、東京都、神奈川縣、山梨縣、長野縣、静岡縣、新潟縣、富山縣、石川縣、福井縣、岐阜縣、愛知縣、三重縣、滋賀縣、京都府、大阪府、兵庫県、奈良縣、和歌山縣、鳥取縣、島根縣、岡山縣、廣島縣、山口縣、徳島縣、香川縣、愛媛縣、高知縣、福岡縣、佐賀縣、長崎縣、熊本縣、大分縣、宮崎縣、鹿児島縣
岡山農地事務局	岡山市	
熊本農地事務局	熊本市	

(内部部局)

第三十八條 農地事務局に、局長官房の外左の三部を置く。

農地部

2 前項に定めるものの外、農地事務局の内部部局の組織の細目については、農林省令で定める。

(事務所及び事業所)
第三十九條 農林大臣は、局務の一部を分掌させるため、所要の地に農地事務局の事務所及び事業所を設けることができる。その名称、位置、管轄区域、所掌事務の範圍及び内部組織については、農林省令で定める。

令で定める。

(附屬機關)
第四十條 農地事務局の附屬機關として、地方農業機械管理所を置く。地方農業機械管理所は、農業機械の管理利用及びその指導を行う機關とする。

2 地方農業機械管理所の名称、位置及び内部組織については、農林省令で定める。

(所掌事務)
第四十一條 作物報告事務所は、本省の所掌事務のうち、耕地面積及び農作物の作況の調査並びに農村における統計的經濟調査に関する事務を分掌する。

2 農林大臣は、所務の一部を分掌させるため、所要の地に作物報告事務所の出張所を設けることができる。

3 作物報告事務所及び出張所の名称、位置、管轄区域及び内部組織については、農林省令で定める。

(附屬機關)

第四十二條 作物報告事務所の附屬機關として、作物報告審議会を置く。作物報告審議会は、農作物の作況に關し、調査審議することを目的とする機關とする。

2 作物報告審議会の名称、位置、内部組織及び委員その他の職員については、政令で定める。

第三章 外局

(外局の設置)
第四十三條 國家行政組織法第三條第二項の規定に基いて農林省に置かれる外局は、左の通りとする。

食糧部
林野廳
水産廳

第一節 食糧部

第一款 總則

(食糧部の任務及び長)
第四十四條 食糧部は、主要食糧の國家管理並びに飲食料品及び油脂の生産、流通及び消費の調整を行うことを主たる任務とする。

2 食糧部の長は、食糧廳長官とする。

(食糧廳の權限)
第四十五條 食糧廳は、その所掌事務を遂行するため、第四條第一号から第十六号まで、第二十号、第四十五号から第四十九号まで、第六十四号及び第六十五号に掲げる

第二款 内部部局

第四十六條 食糧廳に左の三部を置く。

總務部
食糧部
食品部

(總務部の事務)
第四十七條 總務部においては、左の事務をつかさどる。

一 主要食糧、飲食料品及び油脂の生産、流通、消費及び管理に関する企画を行うこと。

二 主要食糧、飲食料品及び油脂の需給の総合調整を図ること。

三 主要食糧、飲食料品及び油脂の輸出入の調整を行うこと。

四 主要食糧の價格に関する連絡調整を行うこと。

五 主要食糧、飲食料品及び油脂に関する団体の指導監督及び助成を行うこと。

六 主要食糧、飲食料品及び油脂の検査に関すること。

七 主要食糧及び飲食料品についての試験研究に関すること。

八 食糧管理特別会計の經理を行うこと。

九 食糧配給公團、食料品配給公團及び油脂配給公團に関すること。

十 前各号に掲げるものの外、食糧廳の所掌事務で他部及び他の機關の所掌に属しない事務に関すること。

(食糧部の事務)
第四十八條 食糧部においては、左の事務をつかさどる。

八 開拓用機械、器具及び資材の管理及びあつ旋に關すること。

位置、管轄区域、所掌事務の範圍及び内部組織については、農林省

に於ける統計的經濟調査に關する事務を分掌する。

四十五号から第四十九号まで、第六十四号及び第六十五号に掲げる

第四十八條 食糧部においては、左の事務をつかさどる。

- 一 主要食糧の集荷、配給、消費その他需給の調整を圖ること。
- 二 主要食糧の輸出入の許可等に關すること。
- 三 主要食糧の集荷、配給、加工等の業務の發達、改善及び調整を圖ること。

(食品部の事務)

- 第四十九條 食品部においては、左の事務をつかさどる。
- 一 飲食料品及び油脂の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を圖ること。
- 二 飲食料品及び油脂の生産、流通等に關する業務の發達、改善及び調整を圖ること。

第三款 附屬機關

(附屬機關)

第五十條 第五十三條に規定するものの外、食糧廳に左の附屬機關を置く。

- 食糧研究所
- 食糧管理講習所
- (食糧研究所)

第五十一條 食糧研究所は、左に掲げる事項を行う機關とする。

- 一 食糧資源の利用、食糧の加工、貯蔵等に關する試験研究及び調査
- 二 食糧に關する分析、鑑定及び検定
- 三 試験研究のため製造し、又は加工した製品及びその原料又は材料の配布

- 四 食糧の利用、加工及び貯蔵等に關する講習
- 2 食糧研究所は、東京都に置く。
- 3 食糧研究所の内部組織については、農林省令で定める。

第一部 内閣委員会會議第九号 昭和二十四年四月二十八日

- (食糧管理講習所)
- 第五十二條 食糧管理講習所は、食糧管理の實務に關する講習を行う機關とする。
- 2 食糧管理講習所は、愛知縣に置く。
- 3 食糧管理講習所の内部組織については、農林省令で定める。

(その他の附屬機關)

- 第五十三條 食糧廳の附屬機關として工業食品規格審議會を置く。工業食品規格審議會は、工業食品の規格の審査その他指定農林物資検査法の規定による権限を行うことを目的とする機關とする。
- 2 工業食品規格審議會については、指定農林物資検査法の定めるところによる。

第四款 地方支分部局

(食糧事務所)

第五十四條 食糧廳に、地方支分部局として、食糧事務所を置く。

(所掌事務)

第五十五條 食糧事務所は、食糧廳の所掌事務を分掌する。

- 2 農林大臣は、前項の事務の外、食糧事務所に、本省及び林野廳の所掌事務のうち農林産物の検査に關する事務を分掌させることができる。
- 3 農林大臣は、必要があると認めるときは、食糧事務所に、本省の所掌事務のうち農林畜水産物及び農林畜水産業用物資の割当及び配分に關する調整、これらの物資の輸送の連絡並びに資金についての調整に關する事務を分掌させることができる。

- 4 食糧事務所は、第二項の事務に

つては農政局長又は林野廳長官の、前項の事務については官房長の指揮監督を受けるものとする。

(支所及び出張所)

第五十六條 農林大臣は、所務の一部を分掌させるため、所要の地に食糧事務所の支所及び出張所を設けることができる。その名称、位置、管轄区域及び内部組織については、農林省令で定める。

第二節 林野廳

第一款 總則

(林野廳の任務及び長)

第五十七條 林野廳は、國有林野及び公有林野官行造林地の管理及び經營、民有林野に關する指導監督、林産物の生産、流通及び消費の調整その他林業の發達改善に關する事務を行うことを主たる任務とする。

2 林野廳の長は、林野廳長官とする。

(林野廳の権限)

第五十八條 林野廳は、その所掌事務を遂行するため、第四條第一号から第十六号まで、第二十号、第五十号から第六十二号まで、第六十四号及び第六十五号に掲げる権限を行使する。

第二款 内部部局

(内部部局)

第五十九條 林野廳に、左の三部を置く。

- 林政部
- 指導部

業務部

(林政部の事務)

- 第六十條 林政部においては、左の事務をつかさどる。
- 一 林業行政に關する企画を行うこと。
- 二 林業に關する総合調整を圖ること。
- 三 國有林野の管理及び処分並びに公有林野官行造林地の管理に關すること。
- 四 木材その他の林産物の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を圖ること。
- 五 木材その他の林産物の検査に關すること。
- 六 森林組合その他林業及び林産物に關する團體の指導監督及び助成を行うこと。
- 七 林道に關する指導監督を行うこと。
- 八 前各号に掲げるものの外、林野廳の所掌事務で他部及び他の機關の所掌に屬しない事務に關すること。

(指導部の事務)

- 第六十一條 指導部においては、左の事務をつかさどる。
- 一 國有林野及び民有林野の総合立地計画及び経営計画に關すること。
- 二 民有林野の造林、営林及び治水に關すること。
- 三 保安林に關すること。
- 四 森林火災國營保險に關すること。
- 五 森林火災國營保險特別會計の經理を行うこと。
- 六 林業に關する試験、研究及び

調査を企画し、關係試験研究機關の行う当該試験研究の連絡調整を圖り、並びに林業技術の改良發達及び普及を圖ること。

(業務部の事務)

- 第六十二條 業務部においては、左の事務をつかさどる。
- 一 國有林野及び公有林野官行造林地の造林、営林及び治水に關すること。
- 二 國有林野及び公有林野官行造林地の産物及び製品に關すること。
- 三 立木の取得、加工及び処分に關すること。
- 四 薪炭及び加工炭の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を圖ること。
- 五 薪炭及び加工炭の検査に關すること。
- 六 國有林野事業特別會計及び薪炭供給調節特別會計の經理を行うこと。

第三款 附屬機關

(林業試験場)

第六十三條 第六十四條に規定するものの外、林野廳の附屬機關として林業試験場を置く。

- 2 林業試験場は、林業に關する試験、分析、鑑定、調整、講習並びに種苗及び標本の生産及び配布を行う機關とする。
- 3 林業試験場は、東京都に置く。
- 4 農林大臣は、林業試験場の事務を分掌させるため、所要の地に林業試験場の支場及び分場を設けることができる。

六十一

5 林業試験場の内部組織並びに支
場及び分場の名称、位置及び内部
組織については、農林省令で定め
る。

(その他の附属機関)

第六十四條 左の上欄に掲げる機関は、林野廳の附屬機関として置かれるものとし、その目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種 類	社寺保管林処分審査会
目 的	社寺等に無償で貸し付けてある國有財産の処分に關する法律（昭和二十二年法律第五十三号）の規定によりその権限に屬させた事項を調査審議すること。 林産物の規格の審査その他指定農林物資検査法に規定する権限を行うこと。 森林火災國營保險法（昭和十二年法律第二十五号）の規定により森林火災國營保險に關する事項を審査すること。 森林法（明治四十年法律第四十三号）の規定によりその権限に屬させた事項を調査審議すること。

2 社寺保管林処分審査会、林産物規格審議会、森林火災國營保險審査会及び地方森林会については、それぞれ、社寺等に無償で貸し付けてある國有財産の処分に関する法律、指定農林物資検査法、森林火災國營保險法及び森林法の定めるところによる。

第四款 地方支分部局

支分部局

第六十五條 林野廳に左の地方支分

司局を置

營林局

雪林署

木炭事務所

黨林局

第六十六條 営林局は、林野廳の所

掌事務のうち左に掲げるものを分掌する。

一 國有林野及び公有林野官行造林地の管理經營を行うこと。

二 民有林野の造林及び営林の指導並びに森林治水事業に関する

۱۲۰

三 國有林野及び公有林野官行造林地の產物及び製品に関するこ

四 立木の取得、加工及び処分に関すること。

五 営林署を指導監督すること。

(名称、位置及び管轄区域)

第六十七條 営林局の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名 称	位 置	管 轄 区 域
旭川営林局	上川郡	北海道の内 上川郡(石狩國) 利尻郡 中川郡(天塩國) 雨龍郡 旭川市 空知郡の一部 勇拂郡の一部 宗谷郡 天塩郡 苫前郡 留萌郡 礼文郡 枝幸郡 上川郡(天塩國) 増毛郡
北見営林局	北見市	北海道の内 北見市 網走市 紋別郡 網走郡 常呂郡 斜里郡
帯廣営林局	帯廣市	北海道の内 帯廣市 野付郡 厚岸郡 釧路市 足寄郡 河東郡 廣尾郡 目梨郡 根室郡 川上郡 阿寒郡 中川郡(十勝國) 上川郡(十勝國) 標津郡 花咲郡 釧路郡 白糠郡 十勝郡 河西郡
札幌営林局	札幌市	北海道の内 札幌市 空知郡の一部 岩見沢市 札幌市 勇拂郡の一部 三石郡 沙流郡 小樽市 札幌市 余市郡 横手郡 浜益郡 厚田郡 夕張郡 新冠郡 浦河郡 千歳郡 高島郡 占平郡 白老郡 樺戸郡 石狩郡 夕張市 静内郡 小樽郡 似内郡 小樽郡 忍路郡 美幌郡
函館営林局	函館市	北海道の内 函館市 札幌市 有珠郡 札幌市 山越郡 奥尻郡 松前郡 古宇郡 磯谷郡 室蘭市 太田郡 大沼郡 上磯郡 磯子郡 岩内郡 歌志内郡 森部郡 瀬部郡 久遠郡 茅渚郡 檜山郡
青森営林局	青森市	青森縣
秋田営林局	秋田市	山形縣
秋田縣	青森縣	宮城縣

(営林局)
第六十六條 営林局は、林野廳の所
第六十七條 営林局の名称、位置及
び管轄区域は、左の通りとする。

秋田 営林局 秋田市 秋田縣
山形縣

東京 営林局	東京 都	東京 都 千葉縣 靜岡縣 栃木縣の内 芳賀郡	茨城縣 神奈川縣 埼玉縣 山梨縣
長野 営林局	長野 縣	長野縣の内 新潟縣の内 中魚沼郡の一部 岐阜縣の内 恵那郡の一部	富山縣 大野郡 郡上郡 武儀郡 揖斐郡 多治見市 羽島郡 不破郡 高山市 山縣郡 土岐郡 稲葉郡 安八郡 海津郡
名古屋 営林局	名古屋 市	愛知縣 岐阜縣の内 吉城郡 益田郡 恵那郡の一部 加茂郡 本巣郡 可兒郡 岐阜市 大垣市 養老郡	石川縣 滋賀縣 奈良縣 岡山縣 島根縣 福井縣 京都府 和歌山縣 廣島縣
大阪 営林局	大阪 市	大阪府 三河縣 兵庫縣 鳥取縣 山口縣	徳島縣 香川縣
高知 営林局	高知 市	高知縣 愛媛縣	佐賀縣 宮崎縣
熊本 営林局	熊本 市	熊本縣 鹿兒島縣	大分縣

2 前項の表に掲げる管轄区域中「郡の一部」とある地域は、農林大臣が定める。

3 林産物の運搬設備その他二以上の営林局の管轄区域にわたり経営することを要する事項に關しては、農林大臣がその管轄局を指定することができる。

4 林産物の運搬設備の管理その他特別の必要があるときは、農林大臣は、営林署の所掌事務の一部を営林局に行わせ、又は営林局の所掌事務の一部を営林署に行わせることができる。

(内部部局)
第六十八條 営林局に左の三部を置く。
総務部
経営部
事業部

2 前項に定めるものの外、営林局の内部部局の組織の細目については農林省令で定める。

(営林署)
第六十九條 営林署は、林野廳の所掌事務のうち、左の各号に掲げる事務を分掌する。
一 國有営林及び公有営林官行造林地の造林及び営林を実施すること。
二 民有林野の造林及び林野を指導すること。
三 國有林野及び公有林野官行造林地の産物及び製品の生産及び処分を行うこと。
四 立木の取得、加工及び処分を行うこと。

2 林野署の名称、位置、管轄区域及び内部組織については、農林省令で定める。

3 林産物の運搬設備の管理その他二以上の林野署の管轄区域にわたる事項に關して必要があるときは、林野局がその管轄署を指定することができる。

(木炭事務所)
第七十條 木炭事務所は、林野廳の所掌事務のうち、薪炭の買入、賣渡等に関する事務を分掌する。

2 木炭事務所の名称、位置、管轄区域及び内部組織については、農林省令で定める。

(出張所)
第七十一條 農林大臣は、所務の一部を分掌させるため、所要の地に、木炭事務所の出張所を設けることができる。

2 出張所の名称、位置、管轄区域及び内部組織については、農林省令で定める。

第三節 水産廳
(水産廳)
第七十二條 水産廳の組織、所掌事務及び権限は、水産廳設置法(昭和二十三年法律第七十八号)の定めるところによる。

第四章 職員
(職員)
第七十三條 農林省に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他人事管理に関する事項については、國家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)の定めるところによる。

(定員)
第七十四條 農林省に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

第五章 公園
(設置)

第七十五條 農林省所轄の公團は、左の通りとする。

- 1 肥料配給公團
飼料配給公團
食糧配給公團
食料品配給公團
油糧配給公團
肥料配給公團、飼料配給公團、食糧配給公團、食料品配給公團及び油糧配給公團に關しては、それぞれ、肥料配給公團令（昭和二十二年勅令第七十一号）、飼料配給公團法（昭和二十二年法律第二百二号）、食糧管理法（昭和十七年法律第四十号）、食料品配給公團法（昭和二十二年法律第二百一十一号）及び油糧配給公團法（昭和二十二年法律第二百三十三号）の定めるところによる。

附則

- 1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。
- 2 左の法律、勅令及び政令は、廃止する。但し、法律（これに基く命令を含む）に別段の定めのある場合を除く外、従前の機關及び職員は、この法律に基く相當の機關及び職員となり、同一性をもつて存続するものとする。
農業改良局設置法（昭和二十三年法律第六十三号）
農業改良局設置法施行令（昭和二十三年政令第二百一十一号）
農林省官制（昭和十八年勅令第八百二十一号）
農林部内臨時職員等設置制（昭和十八年勅令第八百二十二号）
食糧管理局官制（昭和十六年勅令第六十三号）

- 3 前項但書の規定は、職員の定員に關する法律の適用に影響を及ぼすものではない。
- 4 この法律施行の際、現に存する國營牧野事務所は、この法律施行後も昭和二十四年六月三十日まで、本省の附屬機關として置かれるものとする。
- 5 この法律施行の際現に存する資材調整事務所は、この法律施行後も昭和二十四年八月三十一日まで、本省の地方支分部局として置かれるものとする。
- 6 前二項の規定により置かれる資材調整事務所及び國營牧野事務所の所掌事務、位置、管轄区域及び内部組織については、従前の例による。
- 農林省設置法の施行に伴う關係法令の整理に關する法律案
農林省設置法の施行に伴う關係法令の整理に關する法律（水産廳設置法の一部改正）
第一條 水産廳設置法（昭和二十三年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。
第二條 第一号及び第五條第七号中「漁網網の生産並びに」を削る。
第二條の次に次の一條を加える。
（特別な職）
第二條の二 水産廳に次長一人を置く。
2 次長は、長官を助け、廳務を整理する。
第七條の次に次の五條を加える。
（附屬機關）
第七條の二 第七條の六に規定するものの外、水産廳に左の附屬機關を置く。

- 1 水産研究所
日光養魚場
水産講習所
（水産研究所）
第七條の三 水産研究所は、水産に關する試験、研究、分析、鑑定、調査、講習、種苗及び標本の生産及び配布並びに技術の普及を行う機關とする。
- 2 水産研究所の名稱及び位置は、左の通りとする。

名	稱	位 置
北海區	水産研究所	北海道
東北區	水産研究所	塩釜市
東海區	水産研究所	東京市
南海區	水産研究所	高知縣
西海區	水産研究所	長崎市
日本海區	水産研究所	七尾市
内海區	水産研究所	廣島市
淡水區	水産研究所	東京市

- 3 農林大臣は、水産研究所の事務を分掌させるため、所要の地に水産研究所の支所を設けることができる。
- 4 水産研究所の所掌事務及び内部組織並びに支所の名稱、位置及び内部組織については、農林省令で定める。
- （日光養魚場）
第七條の四 日光養魚場は、淡水魚の養殖及び種苗の生産及び配布を行う機關とする。
- 2 日光養魚場は、栃木縣に置く。
- 3 日光養魚場の内部組織については、農林省令で定める。
- （水産講習所）
第七條の五 水産講習所は、水産に關する學理及び技術の教授及び政究を行う機關とする。
- 2 水産講習所の名稱及び位置は、左の通りとする。

名	稱	位 置
第二水産講習所		下関市

3 第一水産講習所及び東京水産大學は、國立學校設置法（昭和二十四年法律第 号）の定めるところにより、當分の間、農林大臣の所轄とする。- 4 水産講習所の内部組織については、農林省令で定める。
- （その他の附屬機關）
第七條の六 左の上欄に掲げる機關は、水産廳の附屬機關として置かれるものとし、その目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種 類	目 的
水産物規格審議會	水産物の規格の審査その他指定農林物資検査法（昭和二十三年法律第二百十号）に規定する権限を行うこと。
漁船再保險審査會	漁船保險法（昭和十二年法律第二十三号）の規定により政府の行う再保險に關する事項を審査すること。

2

水産物規格審議會及び漁船再保險審査會については、それぞれ指定農林物資検査法及び漁船保険法の定めるところによる。

第九條を次のように改める。

第九條 創除

（農地調整法等の一部改正）

第二條 左に掲げる法律の規定中「中央農地委員會」を「中央農地委員會議」に改める。

農地調整法（昭和十三年法律第六十七号）

自作農創設特別措置法（昭和十一年法律第四十三号）

（開拓者資金融通法の一部改正）

第三條 開拓者資金融通法（昭和十二年法律第六号）の一部を次のように改正する。

第六條を次のように改める。

第六條 政府は、第一條の規定による資金の貸付、第二條第一項

第二号から第四号までの規定による一時償還の請求又は前條の

規定による支拂の擔予を行うには、關係都道府縣知事の進達に

基かなければならない。

前項の進達をするには、都道府縣知事は、当該都道府縣開拓

審議會の意見をきかなければならない。

政府は、第三條第一項の規定による年賦金の減額若しくは増

額の基準又は前條の規定による支拂の擔予の基準を定めるに

は、中央開拓審議會の意見をきかなければならない。

第六條の次に次の三條を加え

る。

第七條 農林省に中央開拓審議會

を置く。

中央開拓審議會は、農林大臣

の監督に属し、前條第三項に掲

げる事項及び他の法令により

その権限に属させた事項を行う

外、農林大臣又は中央農地委員

會議の諮問に應じ開拓に關する

重要事項を調査審議する。

第八條 都道府縣に、その機關と

して、都道府縣開拓審議會を置

く。

都道府縣開拓審議會は、都道

府縣知事の監督に属し、第六條

第二項に掲げる事項及び他の法

令によりその権限に属させた事

項を行う外、都道府縣知事又は

都道府縣農地委員會の諮問に應

じ、開拓に關する重要事項を調

査審議する。

第九條 前二條に規定するものの

外、中央開拓審議會及び都道府

縣開拓審議會に關して必要な事

項は、政令でこれを定める。

（農産種苗法の一部改正）

第四條 農産種苗法（昭和二十二年

法律第一百五号）の一部を次のよ

うに改正する。

第九條、第十一條及び第十二條

中「種苗審査委員會」を「種苗審

査會」に改める。

（農藥取締法の一部改正）

第五條 農藥取締法（昭和二十三年

法律第八十二号）の一部を次のよ

うに改正する。

第十五條を次のように改める。

第十五條 創除

（競馬法の一部改正）

第六條 競馬法（昭和二十三年法律

第一百五十八号）の一部を次のよう

に改正する。

第三十八條を次のように改め

る。

第三十八條 創除

（關係命令の廢止）

第七條 左に掲げる勅令及び政令

は、廢止する。

馬政調査會官制（昭和七年勅令

第三百二二号）

重要肥料委員會官制（昭和十

一年勅令第四百五十二号）

農林計畫委員會官制（昭和十三

年勅令第七百七十六号）

木材統制委員會官制（昭和十六

年勅令第六百八十四号）

食糧管理委員會官制（昭和十七

年勅令第六百八十九号）

食糧対策審議會官制（昭和二十

一年勅令第三百三三号）

水生廳設置法施行令（昭和二十

三年政令第七十六号）

附則

この法律は、農林省設置法施行の

日から施行する。

昭和二十四年五月二十三日印刷

昭和二十四年五月二十四日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局

(第一部)

(二五〇)